
資 料

資料 1-1 二酸化窒素 (NO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

年 度		昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
測定局											
一 般 環 境 測 定 局	北 区	*		*	*			*		*	*
	済美小学校	0.036	0.034	0.033	0.034	0.033	0.034	0.033	0.033	0.035	0.035
	此花区	*		*		*	*	*	*	*	*
	此花区役所	0.036	0.035	0.033	0.033	0.036	0.037	0.036	0.037	0.038	0.037
	大正区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	平尾小学校	0.037	0.036	0.035	0.035	0.035	0.037	0.035	0.034	0.037	0.034
	西淀川区				*						*
	淀中学校	0.034	0.034	0.033	0.034	0.033	0.033	0.032	0.035	0.034	0.034
	淀川区	*		*	*	*					*
	淀川区役所	0.036	0.035	0.036	0.036	0.037	0.034	0.033	0.035	0.034	0.035
	生野区	*	*	*		*					*
	勝山中学校	0.034	0.034	0.033	0.032	0.033	0.031	0.031	0.033	0.032	0.033
	旭区	*		*	*						*
	大宮中学校	0.035	0.033	0.033	0.033	0.033	0.032	0.032	0.033	0.033	0.033
	城東区		*				*	*		*	*
	聖賢小学校	0.034	0.035	0.033	0.033	0.032	0.033	0.033	0.034	0.035	0.033
	住之江区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	旧住之江小学校	0.039	0.037	0.034	0.036	0.035	0.037	0.035	0.038	0.037	0.035
	平野区	*	*		*		*			*	*
	摂陽中学校	0.036	0.036	0.033	0.034	0.033	0.035	0.032	0.034	0.037	0.035
	西成区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	今宮中学校	0.040	0.038	0.037	0.035	0.036	0.037	0.035	0.040	0.040	0.038
	西堀江小学校	0.040	0.037	0.036	0.038	0.036	0.037	0.036	0.037	0.040	0.036
	市内平均	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.035
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	北 区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	梅田新道	0.049	0.046	0.045	0.043	0.045	0.045	0.046	0.044	0.045	0.046
	西淀川区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	出来島小学校	0.054	0.053	0.052	0.045	0.048	0.042	0.043	0.047	0.048	0.046
	住之江区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	北粉浜小学校	0.051	0.048	0.047	0.046	0.045	0.044	0.042	0.045	0.045	0.046
	東住吉区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	杭全町交差点	0.046	0.048	0.048	0.043	0.045	0.046	0.048	0.046	0.048	0.046
	旭区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	新森小路小学校	0.049	0.045	0.046	0.042	0.045	0.044	0.045	0.050	0.049	0.046
	福島区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	海老江西小学校	0.052	0.050	0.045	0.044	0.046	0.046	0.044	0.044	0.045	0.041
	東成区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	今里交差点	0.054	0.052	0.052	0.049	0.053	0.049	0.048	0.051	0.052	0.052
	東淀川区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	上新庄交差点	0.048	0.046	0.045	0.043	0.040	0.038	0.040	0.044	0.046	0.044
	住之江区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	住之江交差点	0.050	0.046	0.047	0.045	0.044	0.045	0.042	0.046	0.049	0.046
	鶴見区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	茨田中学校	0.050	0.048	0.044	0.042	0.044	0.041	0.043	0.045	0.046	0.044
	住吉区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	長居小学校	0.051	0.047	0.044	0.045	0.045	0.044	0.042	0.048	0.050	0.047
	市内平均	0.050	0.048	0.047	0.044	0.045	0.044	0.044	0.046	0.048	0.046

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ザルツマン係数は0.84。

3. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江小学校に継続局として移転。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-2 二酸化窒素 (NO₂)環境基準対比

(平成9年度)

測 定 局		年平均値	日平均値が0.06 ppm を超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の 年 間 98% 値	98%値評価に よる日平均値 が0.06 ppmを 超えた日数
			日	%	日	%		
一 般 環 境 測 定 局	北 美 小 学 校	0.035	13	3.6	111	30.9	0.066	6
	此 花 区 役 所	0.037	15	4.1	136	37.5	0.068	8
	大 正 小 学 校	0.034	14	3.9	105	29.0	0.067	7
	西 淀 川 区 校	0.034	13	3.6	110	30.2	0.064	6
	淀 川 区 役 所	0.035	10	2.8	121	33.8	0.064	3
	生 野 区 校	0.033	10	2.8	93	26.4	0.065	3
	旭 大 宮 中 学 校	0.033	10	2.8	100	27.6	0.064	3
	城 東 小 学 校	0.033	10	2.7	98	26.8	0.064	3
	住 之 江 区 校	0.035	18	4.9	95	26.1	0.066	11
	旧 住 之 江 小 学 校	0.035	17	4.7	106	29.1	0.066	10
	平 野 区 校	0.035	17	4.7	106	29.1	0.066	10
	西 成 区 校	0.038	19	5.2	147	40.4	0.070	12
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	西 堀 江 小 学 校	0.036	15	4.1	121	33.2	0.067	8
	北 梅 田 新 道	0.046	33	9.1	229	62.9	0.071	26
	西 淀 川 区 校	0.046	46	12.7	205	56.8	0.073	39
	出 来 島 小 学 校	0.046	37	10.2	235	65.1	0.072	30
	住 之 江 区 校	0.046	54	15.0	190	52.8	0.077	47
	北 粉 浜 小 学 校	0.046	58	16.3	188	53.0	0.075	51
	東 住 吉 区 校	0.046	29	8.1	176	48.9	0.069	22
	旭 新 森 小 路 小 学 校	0.041	96	26.3	191	52.3	0.084	89
	福 島 区 校	0.052	41	11.2	190	52.1	0.074	34
	海 老 江 西 小 学 校	0.044	48	13.3	194	53.7	0.074	41
	東 成 区 校	0.046	42	11.5	188	51.6	0.076	35
	今 里 交 差 点	0.044	51	14.3	210	59.0	0.075	44
	東 淀 川 区 校	0.044	41	11.2	190	52.1	0.074	34
	上 新 庄 交 差 点	0.046	48	13.3	194	53.7	0.074	41
	住 之 江 区 校	0.046	42	11.5	188	51.6	0.076	35
	住 之 江 交 差 点	0.044	42	11.5	188	51.6	0.076	35
	鶴 見 区 校	0.044	42	11.5	188	51.6	0.076	35
	茨 田 中 学 校	0.044	42	11.5	188	51.6	0.076	35
	住 吉 区 校	0.047	51	14.3	210	59.0	0.075	44
	長 居 小 学 校	0.047	51	14.3	210	59.0	0.075	44

(注) 1. ギルツマン係数=0.84。

2. (98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数)とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えたものの日数である。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江小学校に継続局として移転。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

(平成 9 年度)

測 定 局		一酸化窒素 (NO)			窒 素 酸 化 物 (NO+NO ₂)			
		年 平 均 値	1 時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	年 平 均 値	1 時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	NO ₂ (年平均値) (NO+NO ₂)
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
一 般 環 境 測 定 局	北 済 美 小 学 区 校	0.022	0.344	0.086	0.057	0.443	0.148	60.8
	此 花 区 役 所	0.035	0.436	0.121	0.072	0.547	0.180	51.2
	大 正 区 校	0.027	0.397	0.122	0.061	0.483	0.189	56.4
	西 淀 川 区 校	0.023	0.373	0.094	0.058	0.493	0.153	59.7
	淀 川 区 役 所	0.027	0.339	0.092	0.062	0.427	0.153	56.3
	生 野 区 校	0.025	0.424	0.111	0.057	0.528	0.179	57.0
	旭 大 宮 中 学 区 校	0.028	0.354	0.096	0.061	0.454	0.156	54.3
	城 東 区 校	0.024	0.400	0.095	0.057	0.498	0.154	58.1
	住 之 江 区 校	0.025	0.434	0.119	0.060	0.524	0.182	58.1
	旧 住 之 江 小 学 校	0.025	0.434	0.119	0.060	0.524	0.182	58.1
	平 野 区 校	0.029	0.497	0.117	0.065	0.597	0.180	54.8
	西 成 区 校	0.030	0.472	0.127	0.068	0.565	0.202	56.0
	西 堀 江 小 学 校	0.027	0.460	0.116	0.062	0.551	0.170	57.1
	市 内 平 均	0.027	——	0.108	0.062	——	0.171	56.7
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	北 梅 田 新 区 道	0.070	0.427	0.156	0.115	0.495	0.217	39.6
	西 淀 川 区 校	0.065	0.560	0.161	0.111	0.687	0.222	41.4
	出 来 島 小 学 校	0.065	0.560	0.161	0.111	0.687	0.222	41.4
	住 之 江 区 校	0.065	0.481	0.147	0.111	0.578	0.199	41.2
	北 粉 浜 小 学 校	0.065	0.481	0.147	0.111	0.578	0.199	41.2
	東 住 吉 区 校	0.083	0.779	0.227	0.128	0.909	0.301	35.5
	旭 新 森 小 路 小 学 校	0.105	0.571	0.229	0.151	0.650	0.295	30.5
	福 島 区 校	0.081	0.456	0.184	0.122	0.541	0.249	33.9
	海 老 江 西 小 学 校	0.081	0.456	0.184	0.122	0.541	0.249	33.9
	東 成 区 校	0.097	0.656	0.209	0.149	0.749	0.278	34.8
	今 里 交 差 点	0.097	0.656	0.209	0.149	0.749	0.278	34.8
	東 淀 川 区 校	0.075	0.473	0.219	0.119	0.547	0.278	37.1
	上 新 庄 交 差 点	0.075	0.473	0.219	0.119	0.547	0.278	37.1
	住 之 江 区 校	0.064	0.536	0.145	0.109	0.687	0.219	41.6
	住 之 江 交 差 点	0.064	0.536	0.145	0.109	0.687	0.219	41.6
	鶴 見 区 校	0.065	0.572	0.175	0.109	0.698	0.238	40.6
	茨 田 中 学 校	0.065	0.572	0.175	0.109	0.698	0.238	40.6
	住 吉 区 校	0.081	0.545	0.195	0.128	0.638	0.258	36.8
	長 居 小 学 校	0.081	0.545	0.195	0.128	0.638	0.258	36.8
	市 内 平 均	0.077	——	0.186	0.123	——	0.250	37.5

(注) 1. ギルツマン係数=0.84、酸化効率70%である。

2. 〔日平均値の年間98%値〕とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

平成 7 年 4 月 1 日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成 7 年 9 月 1 日に住之江区南校中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

平成 9 年 7 月 1 日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-4 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化

(単位: mg/m³)

年 度		昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
測定局											
一般環境測定局	北 区	* ☆	* ☆	*	*		*	*	△		
	済美小学校	0.041	0.041	0.042	0.046	0.042	0.041	0.040	0.035	0.037	0.033
	此花区	* ☆	* ☆		*	*	*	*	*		
	此花区役所	0.045	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.044	0.042	0.042	0.040
	大正区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	平尾小学校	0.054	0.054	0.053	0.048	0.043	0.050	0.046	0.045	0.049	0.048
	西淀川区	☆	☆		*	*	*	*	*	*	*
	淀中学校	0.039	0.036	0.037	0.039	0.048	0.046	0.046	0.046	0.047	0.044
	淀川区	*	* ☆	*	*	*	*	*	△		
	淀川区役所	0.037	0.050	0.044	0.043	0.043	0.038	0.036	0.034	0.033	0.031
	生野区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	勝山中学校	0.052	0.051	0.050	0.047	0.043	0.043	0.046	0.045	0.048	0.045
	旭区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	大宮中学校	0.051	0.050	0.050	0.048	0.043	0.043	0.044	0.043	0.046	0.042
	城東区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	聖賢小学校	0.048	0.049	0.051	0.048	0.044	0.043	0.044	0.043	0.048	0.044
	住之江区	* ☆	☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	旧住之江小学校	0.041	0.043	0.053	0.049	0.047	0.047	0.043	0.042	0.045	0.043
自動車排出ガス測定局	平野区	*	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	摂陽中学校	0.040	0.046	0.041	0.046	0.048	0.050	0.047	0.046	0.048	0.046
	西成区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	△	*	*
	今宮中学校	0.042	0.044	0.057	0.055	0.050	0.048	0.046	0.046	0.051	0.046
	西区	☆	☆	*	*		*	*	*		*
	堀江小学校	0.035	0.036	0.046	0.046	0.042	0.041	0.038	0.036	0.037	0.033
	鶴見区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	茨田北小学校	0.048	0.048	0.046	0.043	0.041	0.041	0.041	0.040	0.042	0.040
	市内平均	0.044	0.046	0.047	0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.044	0.041
	北区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	梅田新道	0.048	0.053	0.052	0.050	0.055	0.052	0.058	0.053	0.055	0.054
	西淀川区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	出来島小学校	0.073	0.078	0.078	0.060	0.059	0.054	0.056	0.057	0.058	0.054
	住之江区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	北粉浜小学校	0.068	0.066	0.069	0.063	0.060	0.058	0.059	0.056	0.058	0.055
	東住吉区	—	—	—	*	*	*	*	*	*	*
	杭全町交差点				0.070	0.064	0.066	0.061	0.059	0.065	0.058
	旭区	—	—	*	*	*	*	*	*	*	*
	新森小路小学校			0.067	0.065	0.063	0.062	0.063	0.060	0.066	0.060
自動車排出ガス測定局	福島区	—	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	海老江西小学校		0.073	0.048	0.051	0.058	0.054	0.056	0.060	0.063	0.051
	東成区	* ☆	* ☆	*	*	*	*	*	*	*	*
	今里交差点	0.051	0.054	0.063	0.054	0.053	0.059	0.055	0.057	0.056	0.048
	市内平均	0.060	0.065	0.063	0.059	0.059	0.058	0.058	0.057	0.060	0.054

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の値である。

2. ☆印は、β線吸収法、その他は従来の方法。但し平成2年度以降は全てβ線吸収法。

3. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

4. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準対比

(平成 9 年度)

測 定 局		年 平 均 値 mg/m ³	1 時 間 値 が 0.2 mg/m ³ を 超 え た 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.10 mg/m ³ を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値 mg/m ³	日 平 均 値 の 2% 除 外 値 mg/m ³	日 平 均 値 0.10 mg/m ³ を 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と と の 有 無 有 (×) 無 (○)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 0.10 mg/m ³ を 超 え た 日 数 日
			時 間	%	日	%				
一 般 環 境 測 定 局	北 区 済 美 小 学 校	0.033	2	0.0	4	1.1	0.223	0.084	○	0
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.040	2	0.0	4	1.1	0.203	0.096	○	0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.048	22	0.3	13	3.6	0.293	0.117	×	10
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.044	4	0.0	10	2.8	0.272	0.107	×	8
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.031	2	0.0	2	0.6	0.221	0.079	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.045	24	0.3	11	3.0	0.265	0.109	×	8
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.042	1	0.0	8	2.2	0.234	0.101	×	6
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.044	19	0.2	12	3.3	0.339	0.109	×	10
	住 之 江 区 旧 住 之 江 小 学 校	0.043	8	0.1	9	2.5	0.251	0.109	×	6
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.046	42	0.5	17	4.8	0.303	0.121	×	16
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.046	10	0.1	11	3.1	0.234	0.116	×	8
	西 堀 江 小 学 校	0.033	0	0.0	6	1.7	0.200	0.081	×	2
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.040	5	0.1	6	1.7	0.240	0.095	×	2
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	北 区 梅 田 新 道	0.054	8	0.1	19	5.2	0.271	0.117	×	18
	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.054	13	0.2	17	4.9	0.291	0.128	×	15
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.055	32	0.4	20	5.5	0.285	0.125	×	18
	東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	0.058	51	0.6	23	6.4	0.277	0.135	×	22
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.060	29	0.3	27	7.5	0.293	0.132	×	25
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.051	35	0.4	15	4.2	0.293	0.118	×	12
	東 成 区 今 里 交 差 点	0.048	9	0.1	15	4.1	0.240	0.115	×	13

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にあたる日平均値につき高い方から2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

※は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南校中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-6 浮遊粉じん（総粉じん）濃度及び重金属成分

測定局	測定地点	浮遊粉じん濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/m^3)	Mn (ng/m^3)	Fe ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Pb (ng/m^3)	Cd (ng/m^3)	Cr (ng/m^3)	V (ng/m^3)	Cu (ng/m^3)
一般環境測定局	西淀川区 淀中学校	62	15.7	89	1,432	138	1.61	15.2	8.7	331
	城東区 聖賢小学校	62	9.1	50	1,357	60	1.02	10.6	6.8	141
	住之江区 旧住之江小学校	60	10.5	71	1,560	61	1.08	10.7	9.8	68
	平野区 摂陽中学校	66	8.6	50	1,277	58	1.18	7.0	7.1	109
	市内平均	63	11.0	65	1,407	79	1.22	10.9	8.1	162
自排局	西淀川区 出来島小学校	87	16.9	118	2,207	186	1.74	15.8	9.4	363

- (注) 1. $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$
 2. 市内平均は一般環境測定局各測定地点の年平均値の平均である。
 3. 平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料 1-7 光化学オキシダント（ O_x ）測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数※ (平成9年度)	
	平成5	6	7	8	9	日数	時間数 (超過率%)
此花区此花区役所	0.025	0.026	0.025	0.026	0.025	53	224 (4.17)
西淀川区淀中学校	0.026	0.030	0.026	0.026	0.026	51	198 (3.67)
淀川区淀川区役所	0.024	0.028	0.025	0.026	0.026	55	201 (3.75)
生野区勝山中学校	0.026	0.028	0.026	0.027	0.028	63	242 (4.60)
旭区大宮中学校	0.027	0.031	0.028	0.028	0.029	72	343 (6.49)
城東区聖賢小学校	0.026	0.029	0.027	0.027	0.026	62	245 (4.56)
住之江区旧住之江小学校	0.024	0.026	0.023	0.025	0.025	59	225 (4.18)
平野区摂陽中学校	0.027	0.029	0.029	0.028	0.028	87	378 (7.03)
西成区今宮中学校	0.023	0.025	0.022	0.025	0.024	50	174 (3.23)
西区堀江小学校	0.023	0.026	0.024	0.025	0.024	51	196 (3.64)
鶴見区茨田北小学校	0.026	0.029	0.029	0.030	0.027	69	327 (6.10)
浪速区難波中学校	0.023	0.025	0.024	0.025	0.024	45	175 (3.26)
市内平均	0.025	0.028	0.026	0.027	0.026	—	—

- (注) 1. ※環境基準との比較は昼間(6時～20時)のデータをもって行い、1時間値が0.06ppmを超える時間数が0であること。
 2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

資料 1-8 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況

(単位: 回数)

地 域	地 域 名	63年度		元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
		予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意	予報	注意
1	大阪市中心部	3	1	11	3	11	6	3	0	0	0	3	2	6	5	3	1	1	0	0	0
2	大阪市近郊と そ の 周 辺	3	0	6	1	13	8	2	1	4	2	3	3	12	10	7	6	3	1	1	0
3	東 大 阪	7	3	15	8	21	18	7	4	10	4	5	5	16	9	8	6	11	7	6	3
4	堺とその周辺	11	6	16	8	24	20	9	5	8	4	13	9	14	12	6	5	6	4	3	1
5	北 大 阪	4	2	10	3	19	11	2	1	11	5	1	1	11	4	6	4	3	1	0	0
6	南 河 内	5	2	13	7	15	9	2	0	12	6	12	8	17	11	5	3	7	3	3	1
7	泉 南	3	0	8	3	14	9	0	0	0	0	3	3	3	2	2	1	1	1	0	0
市内発令回数		11	6	17	10	27	24	10	8	14	6	13	9	18	14	9	8	14	9	7	3
府下発令回数		11	8	17	10	28	27	10	8	19	11	14	11	19	15	9	8	15	10	7	3

(注) 1. 警報の発令回数は 0。

2. 市内発令回数とは市内を含む 1～4 の地域に発令された回数をいう。

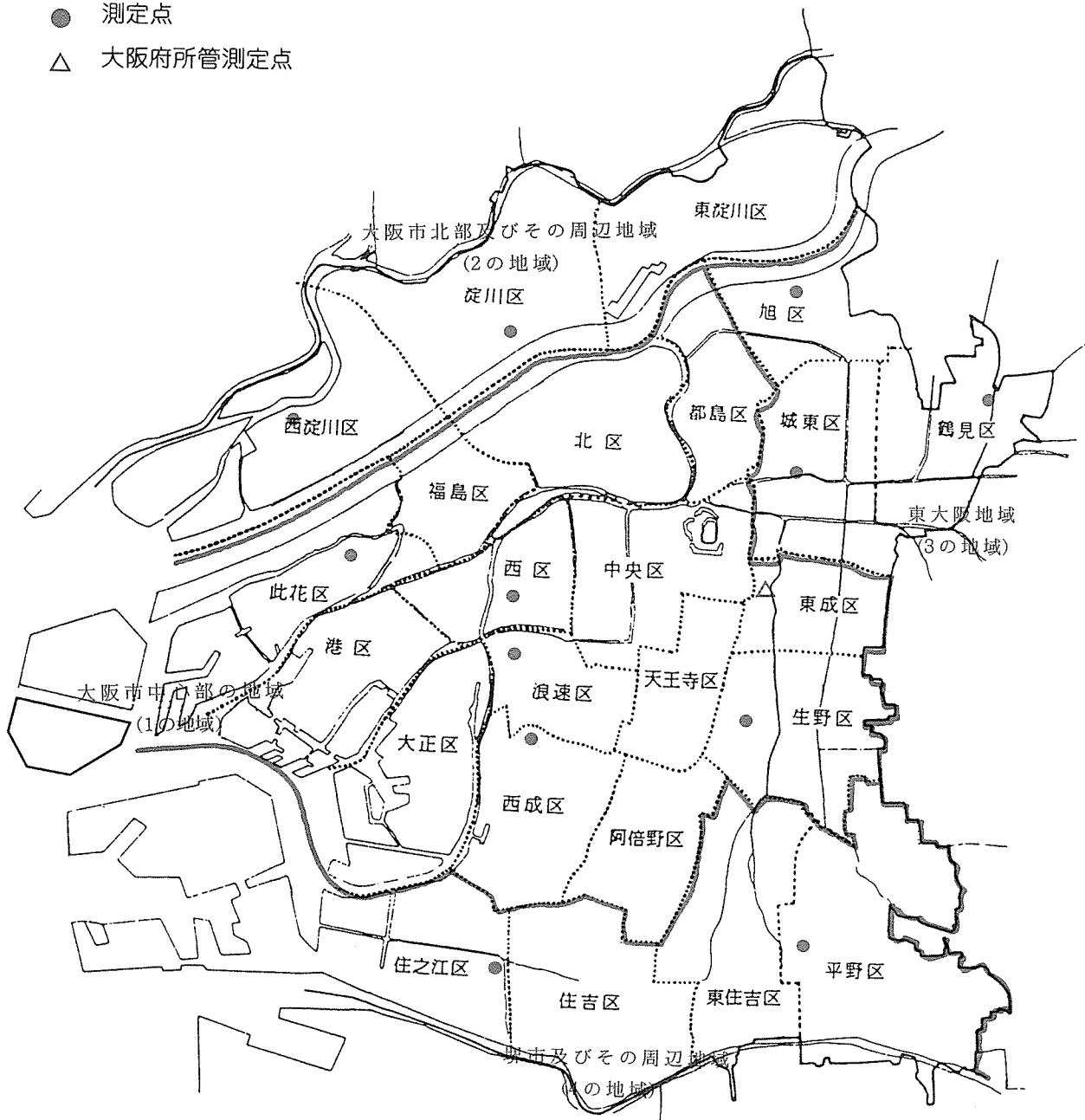
資料 1-9 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地 域	地 域 名	63年度		元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
2	大阪市近郊と そ の 周 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0
3	東 大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 内 合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0	0
府 下 合 計		0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	45	0	0	0	0

資料 1-10 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び測定点

● 測定点

△ 大阪府所管測定点



地 域 区 分	測定点名（市内のみ）	地 域 区 分	測定点名（市内のみ）
(1) 大 阪 市 中 心 部 域 の 地	東 成 区 府 七 ン 夕 一 西 野 区 堀 江 小 学 校 生 野 区 勝 山 中 学 校 西 成 区 今 宮 中 学 校 此 花 区 此 難 波 中 学 校 浪 速 区	(3) 東 大 阪 地 域	旭 城 区 大 宮 中 学 校 東 区 聖 賢 小 学 校 鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校
(2) 大 阪 市 北 部 及 び そ の 周 辺 地 域	西 淀 川 区 淀 中 学 校 淀 川 区 淀 川 区 役 所	(4) 堺 市 及 び そ の 周 辺 地 域	住 之 江 区 旧 住 之 江 小 学 校 平 野 区 攝 陽 中 学 校

資料 1-11 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

年 度 測定局		昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
一般環境測定局	北 区 済美小学校	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
	此 花 区 此花区役所	0.013	0.013	0.011	0.011	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006
	大 正 区 平尾小学校	0.010	0.011	0.010	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.007
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.010	0.011	0.010	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
	淀 川 区 淀川区役所	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	生 野 区 勝山中学校	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006
	旭 区 大宮中学校	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	城 東 区 聖賢小学校	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005
	住 之 江 区 旧住之江小学校	0.012	0.012	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	平 野 区 摂陽中学校	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005
	西 成 区 今宮中学校	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
	西 区 堀江小学校	0.010	0.010	0.010	0.011	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	鶴 見 区 茨田北小学校	0.008	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	市 内 平 均	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
自動車排出ガス測定局	西 淀 川 区 出来島小学校	*0.020	0.022	*0.021	0.012	0.014	0.011	0.010	0.010	0.009	0.007
	住 之 江 区 北粉浜小学校	—	—	—	0.012	0.011	0.010	0.009	0.010	0.010	0.007
	福 島 区 海老江西小学校	0.017	0.017	0.012	0.012	0.009	0.011	0.011	0.012	0.011	0.010
	鶴 見 区 茨田中学校	—	—	—	0.010	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006
	市 内 平 均	0.019	0.020	0.017	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-12 二酸化硫黄（SO₂）環境基準対比

（平成 9 年度）

測 定 局		年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.1ppmを 越 え た 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.40ppmを 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2% 除 外 値	日 平 均 値 0.04ppmを超え た日が2日以上 連 続 し た こ と の 有 無	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 を 0.04ppmを 超 え た 日 数
			ppm	時 間 %	日	%				
一 般 環 境 測 定 局	北 区 済 美 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.012	○	0
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.006	0	0.0	0	0.0	0.046	0.015	○	0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.051	0.016	○	0
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.042	0.014	○	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.011	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	○	0
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.011	○	0
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.012	○	0
	住 之 江 区 旧 住 之 江 小 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.012	○	0
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.029	0.013	○	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.050	0.015	○	0
	西 区 堀 江 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.038	0.013	○	0
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.022	0.010	○	0
自 測 動 車 排 定 出 力 ス 局	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.063	0.014	○	0
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	○	0
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.010	0	0.0	0	0.0	0.039	0.019	○	0
	鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.026	0.012	○	0

（注） 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

平成 7 年 4 月 1 日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成 7 年 9 月 1 日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

平成 9 年 7 月 1 日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

資料 1-13 一酸化炭素（CO）濃度経年変化
—自動車排出ガス測定局—

(単位：ppm)

年度 測定局	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
北 梅 田 区 新 道	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	1.6
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	1.8	2.0	2.0	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1	1.0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	2.3	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	1.9	2.2	2.1	2.1	1.8	1.9	1.6	1.4	1.5	1.3
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	2.5	2.4	2.5	2.3	2.3	1.7	1.7	1.9	1.8	1.9
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	2.3	2.2	1.2	1.5	1.5	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3
東 成 区 今 里 交 差 点	2.4	2.7	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
市 内 平 均	2.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

資料 1-14 一酸化炭素（CO）環境基準対比

—自動車排出ガス測定局—

(平成9年度)

測 定 局	年平 均値	8時間値が 20ppmを 超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた 日数とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が10 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有 無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 10ppmを超え た延日数
		ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有(×)無(○)
北 梅 田 区 新 道	1.6	0	0.0	0	0.0	6.2	2.5	○	0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	1.0	0	0.0	0	0.0	6.2	1.8	○	0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	1.5	0	0.0	0	0.0	2.2	2.4	○	0
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	1.3	0	0.0	0	0.0	8.5	2.9	○	0
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	1.9	0	0.0	0	0.0	8.3	3.2	○	0
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	1.3	0	0.0	0	0.0	5.0	2.3	○	0
東 成 区 今 里 交 差 点	1.9	0	0.0	0	0.0	8.9	3.1	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

資料 1-15 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成10年 3 月末）

区 名	項 目	ば い 煙		粉 し ん		計
		工 場	事 業 場	一 般	特 定	
北		23	310			333
都 島		13	32			45
福 島		14	23			37
此 花		20	32	12	1	65
中 央		2	467			469
西		2	124	1		127
港		9	30	11		50
大 正		24	17	3		44
天 王 寺		2	46			48
浪 速		6	45			51
西 淀 川		83	26	16	1	126
淀 川		53	99	1		153
東 淀 川		35	39	3		77
東 成		16	28			44
生 野		27	11	1		39
旭		11	19			30
城 東		37	41	1		79
鶴 見		26	26		1	53
阿 倍 野		1	29			30
住 之 江		29	56	4		89
住 吉		1	20			21
東 住 吉		6	16		1	23
平 野		29	26	2	4	61
西 成		24	26	2		52
総 計		493	1,588	57	8	2,146
		2,081		65		

（注） 1. 電気、ガス事業法関係施設を含む。

2. 大気汚染防止法の総計及び行政区別の小計は「ばい煙」「粉じん」の延数

資料 1—16 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

(平成10年3月末)

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---

資料 1-17 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成10年3月末）

項目 区名	一 般 粉 じ ん						特定粉じん
	コークス炉	堆 積 場	ベルト・ バスケット コンベア	破 碎 機 摩 碎 機	ふ る い	施設数合計	施 設 数
北							
都 島							
福 島							
此 花		18	127	6	5	156	1
中 央							
西			2			2	
港		8	26	5		39	
大 正	2	11	147	21	25	206	
天 王 寺							
浪 速							
西 淀 川		12	37	16	2	67	1
淀 川			2			2	
東 淀 川		3	11			14	
東 成							
生 野			3			3	
旭							
城 東			1			1	
鶴 見							13
阿 倍 野							
住 之 江		5	7	6	1	19	
住 吉							
東 住 吉							6
平 野			10	3	1	14	33
西 成		4	17		1	22	
計	2	61	390	57	35	545	54

（注）電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料 1-18 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成10年3月末）

区名	項目 工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()は石綿の内数
北	40	3	16	24	7	1
都 島	16	4	3	7	7	3
福 島	23	2	2	18	6	1 (1)
此 花	48	7	5	26	14	1
中 央	16		6	15		
西	28	3	2	21	8	
港	40	7	2	12	21	
大 正	68	12	27	19	32	15
天 王 寺	23		9	14	1	2
浪 速	28	6	9	14	6	1 (1)
西 淀 川	107	18	37	35	44	3 (1)
淀 川	124	24	41	59	53	7 (1)
東 淀 川	55	2	12	35	23	
東 成	108	5	80	31	45	20
生 野	78	4	54	27	34	15
旭	18	1	2	11	5	
城 東	59	22	13	37	17	2
鶴 見	38	3	6	23	11	2 (1)
阿 倍 野	13		2	10	1	1 (1)
住 之 江	78	9	41	28	50	11 (2)
住 吉	8		1	9		1
東 住 吉	41	2	21	24	15	6 (1)
平 野	100	15	47	46	42	16 (3)
西 成	75	21	41	20	28	12
計	1,232	170	479	565	470	120 (12)

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止例）に係る届出書から読み替えしたもので、今後、工場立入等により精査する。

資料 1－19 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数

（平成 9 年度）

種 類 区 分	設 置 届	使 用 届	構 造 変 更 届	廃 止 届	氏 名 等 変 更 届	承 継 届	事 故 届	合 計
大気汚染防止法	145	5	22	231	183	18		604
大阪府生活環境 の 保 全 等 に 関 する 条 例	75	76	49	90	11	1	0	302
合 計	220	81	71	321	194	19	0	906

資料 1-20 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成10年3月末)

種 別 区 名	製 造 業													電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 業			事 業 場	合 計
	食製 料造 品業	織 維 工 業	木工 材 ・ 木 製 品業	パ紙 ル加 プ工 ・業	化 学 工 業	石製 油 造 石 炭業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯製 業 ・ 造 土 石業	鉄 鋼 業	非金 属 鉄業	金製 品 製 造 属業	機器 具 製 造 械業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業		
北				1												1	5	7
都 島				1													1	2
福 島				1				1										2
此 花					1				2	1				1	1			6
中 央																	4	4
西																1		1
港	1															1	2	4
大 正									3					1			1	5
天王寺																		
浪 速																		
西淀川				2	2				4								1	9
淀 川				1	4													5
東淀川		1		1													1	3
東 成																		
生 野																		
旭																		
城 東	1																2	3
鶴 見																	2	2
阿倍野																	1	1
住之江									2					2		1	4	9
住 吉																		
東住吉																		
平 野																	3	3
西 成								1	1								1	3
計	2	1		7	7			2	12	1				4	1	4	28	69

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

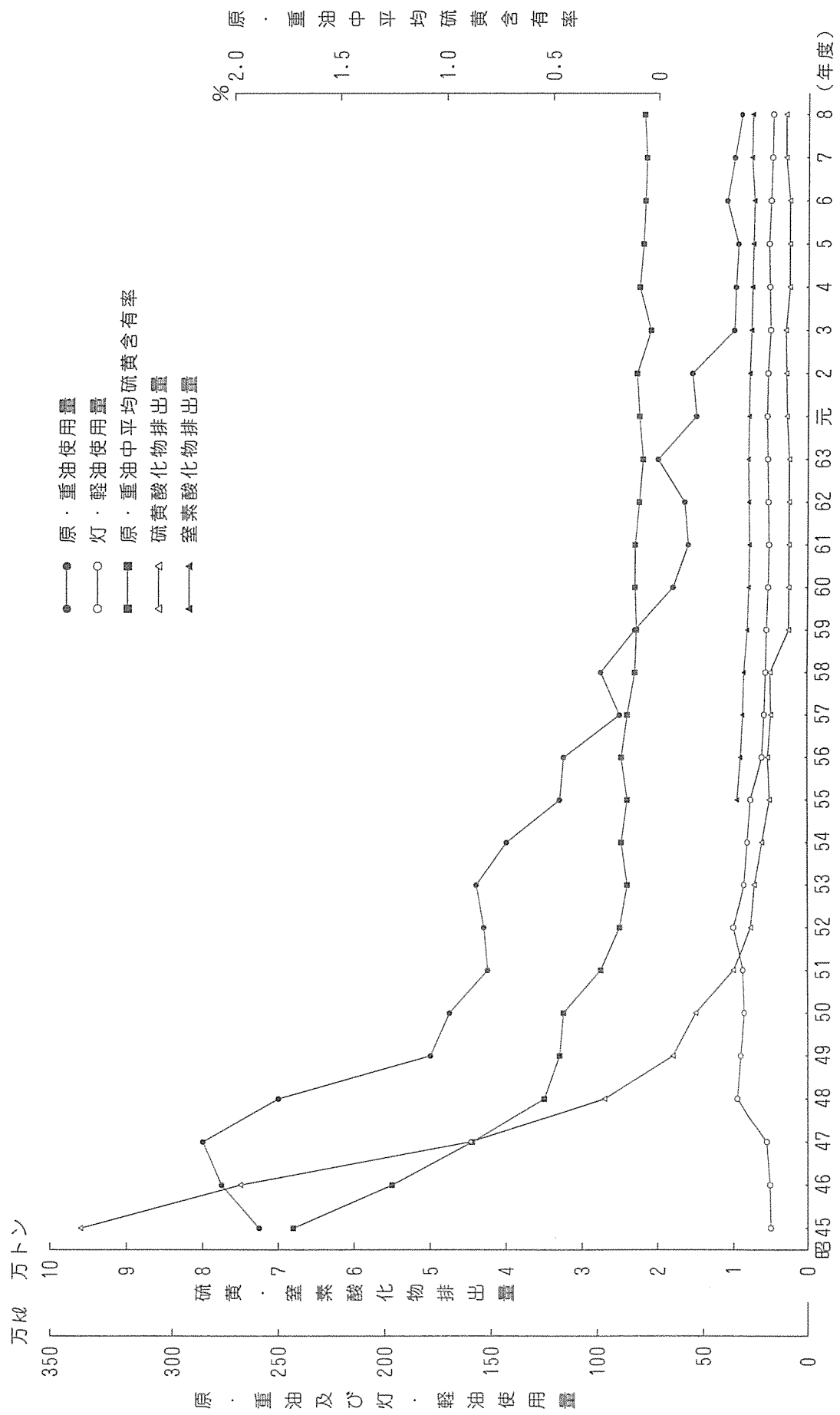
資料 1-21 硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成10年3月末)

種 別 区 名	製 造 業													電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 業			事 業 場	合 計
	食製 料造 品業	織 維 工 業	木工 材 ・ 木 製 品業	パ紙 ル加 ブ工 ・業	化 学 工 業	石製 油 造 石 炭業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯製 業 ・ 造 土 石業	鉄 鋼 業	非金 属 鉄業	金製 品 製 造 属業	機器 具 製 造 械業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業		
北				2	1											2	17	22
都 島		1		1													1	3
福 島				1				1									1	3
此 花					1			1	2	1				1	1		1	8
中 央																	14	14
西																1	1	2
港	1															1	2	4
大 正					1			1	4					1			1	8
天王寺																	5	5
浪 速																	1	1
西淀川				2	2			1	3		1						2	11
淀 川				1	5												2	8
東淀川		5		1	2												1	9
東 成																	1	1
生 野																		
旭																		
城 東	1				2												2	5
鶴 見		1			2												2	5
阿倍野																	4	4
住之江									2					2		1	7	12
住 吉																	1	1
東住吉																		
平 野																	2	2
西 成							1	1	1								2	5
計	2	7		8	16		1	5	12	1	1			4	1	5	70	133

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-22 燃料使用量等の推移



資料 1－23 燃料使用量（年度推移）

燃 料 \ 年 度	昭 和 62	63	平 成 元	2	3	4	5	6	7	8
原・重油（千kl）	576	726	594	596	506	318	307	388	341	273
灯・軽油（千kl）	152	150	156	143	125	128	115	108	107	99
燃料石炭（千トン）	13.9	17.8	20.3	21.8	23.2	26.3	20.3	18.7	20.7	16.8
コークス（千トン）	1,032	1,024	1,083	1,097	1,103	974	1,044	897	681	20
都市ガス（10 ⁶ Nm ³ ）	304 (197)	282 (240)	301 (291)	1,147 (378)	1,952 (390)	1,960 (479)	2,113 (488)	2,206 (556)	2,232 (581)	2,383 (615)

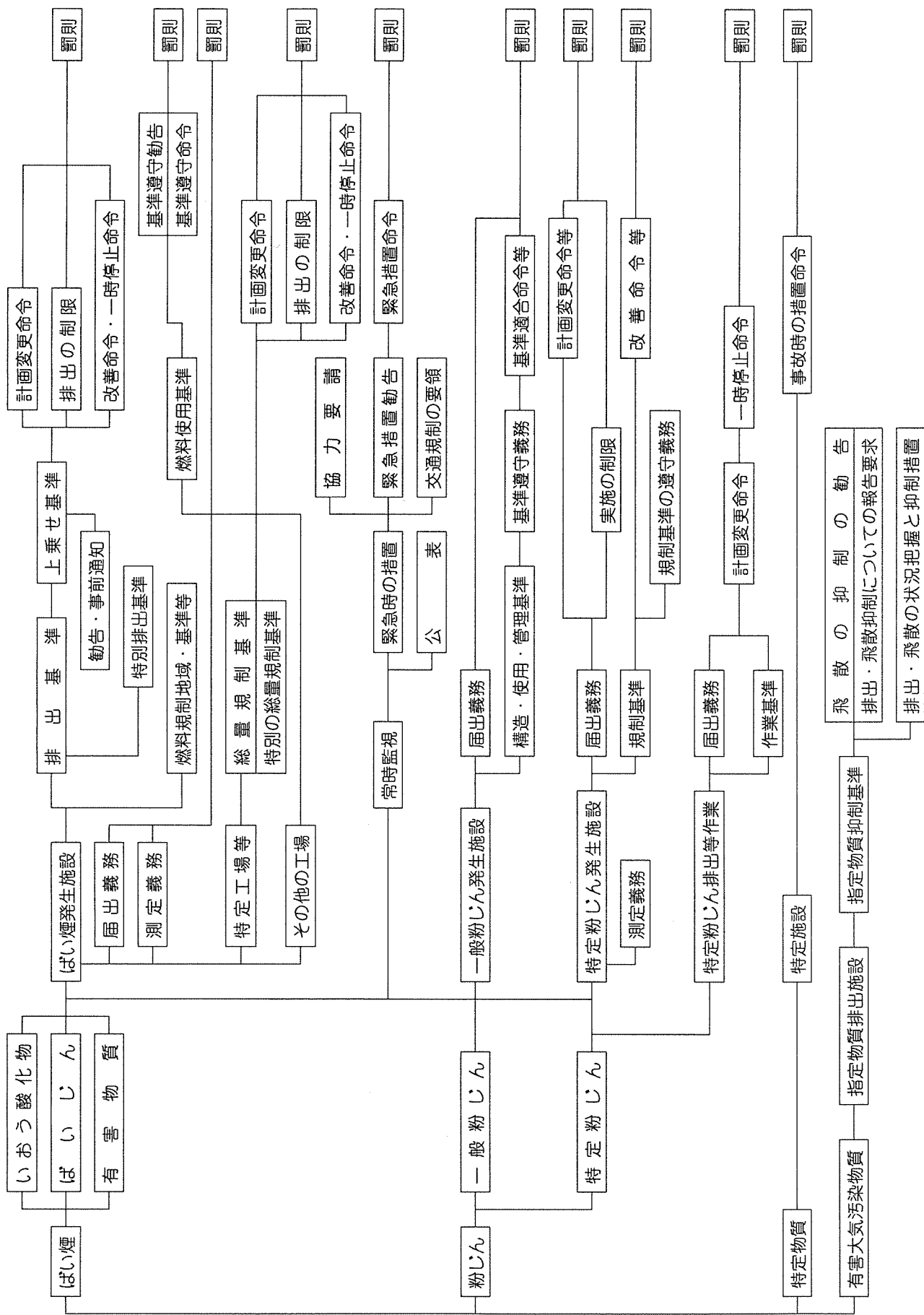
（注） 都市ガスとは13A、LNGの合計である。
ただし、（ ）内は13Aの使用量を示す。

資料 1-24 燃料使用量（区別）

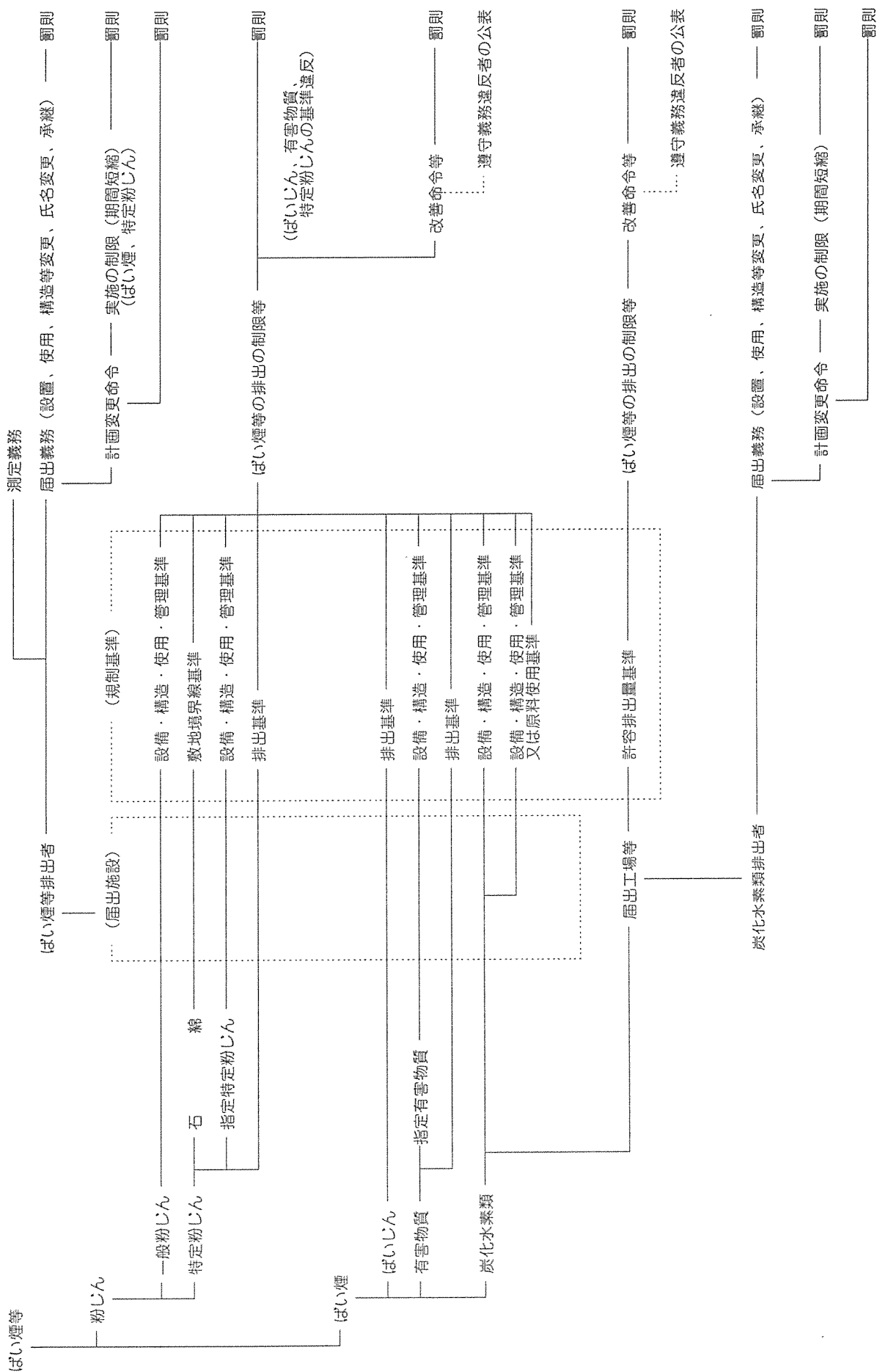
（平成 8 年度）

区 名 \ 項 目	原・重油 (kl)	灯・軽油 (kl)	石 炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ Nm ³)
北	16,162	6,085			72,457
都 島	2,503	911			51,895
福 島	6,337	809			22,445
此 花	70,411	4,136			77,443
中 央	7,612	5,630			40,559
西	1,801	1,662			10,945
港	1,006	4,372		14	16,245
大 正	2,201	16,371		10,980	27,035
天 王 寺	1,210	3,221			6,727
浪 速	1,862	313		8	1,006
西 淀 川	10,089	8,606		88	98,402
淀 川	7,385	5,317			62,693
東 淀 川	12,171	6,032			43,527
東 成	1,512	273			2,864
生 野	2,189	631			826
旭	2,512	195			3,248
城 東	3,298	5,353			12,244
鶴 見	5,570	2,306			8,829
阿 倍 野	841	1,855			5,809
住 之 江	109,770	4,323		9,049	1,806,869
住 吉	1,011	406			2,934
東 住 吉	867	250			836
平 野	1,718	4,403			1,589
西 成	2,260	15,465	16,845	40	5,179
合 計	272,298	98,925	16,845	20,179	2,382,606

（注） 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。



資料1-26 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料 1-27 ばい煙処理施設の設置状況

(平成10年3月末)

ばい煙発生施設の種類の種類		遠心サイクロン集じん装置	遠心力集じん装置	マルチサイクロン	洗浄集じん装置	湿式サイクロン	洗浄集じん装置	洗浄集じん装置	電気集じん装置	濾過集じん装置	バッグフィルタ	排煙脱硫装置	非煙脱硝装置	その他	合計
1	ボイラ	9	33			1	8	12	2	19	14	8			106
2	ガス発生炉・加熱炉										4				4
3	焙焼炉					1	2	2		3		2			10
	焼結炉	1					1	1		1					4
	煅焼炉														
	ベレット焼成炉														
4	溶鉱炉	1				2		1	2		1				7
	転炉					4		4	2						10
	平炉														
5	金属溶解炉	3				4	4		64	1		11			87
6	金属加熱炉		1	4	2						1	1			9
7	石油加熱炉											1			1
8	触媒再生炉・燃焼炉														
9	焼成炉・溶融炉	1				3	2	4	2	3	1	1			17
10	反応炉・直火炉											4			4
11	乾燥炉	7				2	13	2	24	3	1	50			102
12	電気炉								18			8			26
13	廃棄物焼却炉	16	10	5	9	25	38	12	16	9	22				162
14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉等														
15	カドミウム系顔料乾燥施設														
16	塩素冷却施設														
17	塩化鉄溶解槽						3								3
18	活性炭反応炉														
19	塩素反応・吸収施設						1					7			8
20	アルミ電解炉														
21	燐酸肥料製造用反応施設等													3	3
22	弗酸製造用凝縮施設等														
23	燐酸ナトリウム製造用反応施設等														
24	鉛二次精錬用溶解炉					1	2		23			6			32
25	鉛蓄電池製造用溶解炉														
26	鉛系顔料製造用溶解炉等														
27	硝酸製造用吸収施設等														
28	コークス炉								2						2
29	ガスタービン常用										9				9
	ガスタービン非常用														
30	ディーゼル機関常用														
	ディーゼル機関非常用														
31	ガソリンエンジン常用										35	1			36
	ガソリンエンジン非常用														
32	ガソリンエンジン常用														
	ガソリンエンジン非常用														
合計		38	44	9	29	61	64	151	46	75	125	642			

(注) 集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基として計算している。

資料 1-28 環境保全課による立入指導等の状況

(平成 9 年度)

内 容 種 別	立 入 指 導						呼 出 指 導 件 数
	立 入 内 容					立 入 件 数 計	
	届 出	融 資	苦 情	規 制	そ の 他		
ば い 煙	4	0	11	102	35	152	69
有害物質	3	1	0	19	0	23	13
粉 じ ん	5	4	25	3	0	37	13
炭化水素	2	0	0	4	0	6	0
合 計	14	5	36	128	35	218	95

資料 1-29 保健所における立入指導等の活動状況 (平成 9 年度)

種 別	内 容	立 入 指 導 件 数	測 定 検 査 件 数
法	律	1,059	0
条	例	947	7
そ の 他		376	15
計		2,382	22

資料 1-30 環境月間に係る立入調査結果 (平成 9 年度)

立入工場・ 事業場数	調査施設数	NO _x 総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	規 制 基 準		重油採取 件 数
				適	否	
78	623	49	29	616	7	0

資料 1-31 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果 (平成 9 年度)

① 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場及びその他大規模工場

立入工場・ 事業場数	調査施設数	NO _x 総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	規 制 基 準		重油採取 件 数
				適	否	
51	284	35	16	270	14	2

② ビル暖房用ボイラー設置事業場

立 入 事業場数	調査施設数	規制基準の遵守状況		測定なし	休 止 中 等	交 付		重油採取 件 数
		適	否			指 示 書	勸 奨 文	
249	401	294	0	100	7	82	50	2

(注) 1. 指示書は排ガス測定の実施等を指示。
2. 勸奨文は適正な空気比での燃焼を勧奨。

資料 1-32 悪臭に係る規制指導状況 (平成 9 年度)

立 入 指 導 件 数			検 査 件 数				
環 境 保 全 課	保 健 所	合 計	機 器 分 析		官 能 試 験		合 計
			発 生 源	環 境	発 生 源	環 境	
54	1,038	1,092	0	0	19	57	76

資料 2－1 大阪市域内・大阪府域における車種別自動車保有台数

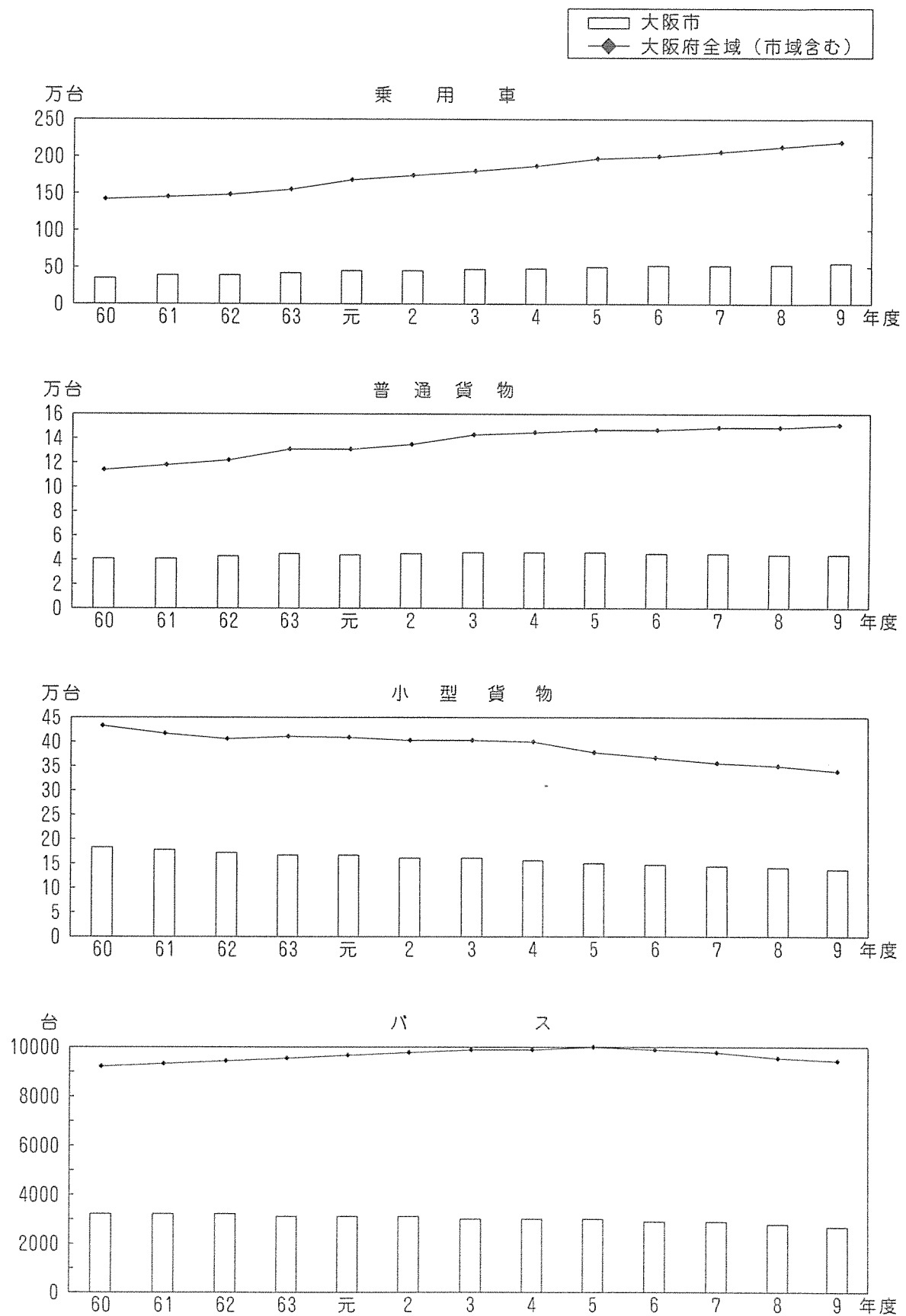
平成10年3月末

種 類		大 阪 市 域 内		大 阪 府 域	
		台 数	車種構成比 (%)	台 数	車種構成比 (%)
乗 用	普 通 車	186,374	18.9	722,507	19.1
	小型四輪車	363,147	36.8	1,506,169	39.9
	小 計	549,521	55.7	2,228,676	59.0
貨 物 用	普 通 車	43,377	4.4	149,115	4.0
	小型四輪車	132,160	13.4	336,300	8.9
	小型三輪車	131	0.0	219	0.0
	小 計	175,668	17.8	485,634	12.9
そ の 他	特種用途車	15,034	1.5	50,346	1.3
	大型特殊車	5,817	0.6	13,448	0.4
	小型特殊車	3,382	0.3	10,049	0.3
	小型二輪車	22,715	2.3	81,039	2.1
	軽自動車	206,932	21.0	888,112	23.5
	乗 用 車	2,835	0.3	9,402	0.3
	被けん引車	4,652	0.5	9,144	0.2
	小 計	261,367	26.5	1,061,540	28.1
合 計		986,556	100.0	3,775,850	100.0

(近畿運輸局調)

注 大阪府域には、大阪市域内を含む。

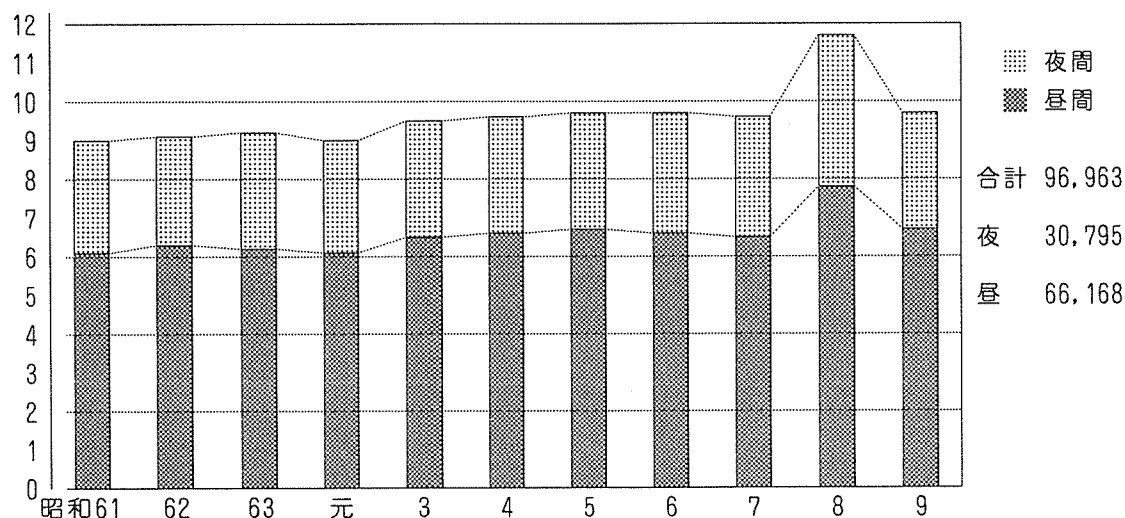
資料 2-2 大阪市内・大阪府域における車種別自動車保有台数の経年変化



資料 2－3 自動車交通量及び渋滞時間の推移

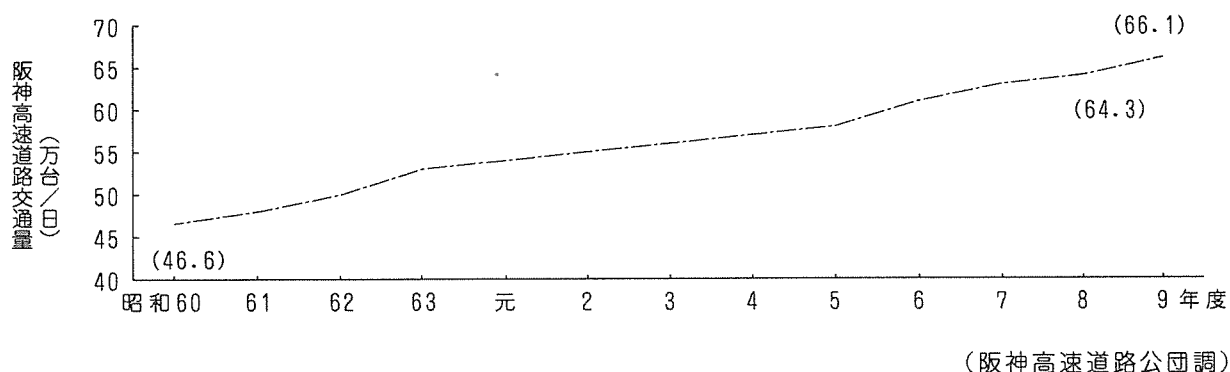
① 大阪市内主要交差点における交通量（日交通量）

（万台／日）



- 注 1 調査時間 昼間：午前 7 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 7 時まで
 2 調査箇所 1. 梅田新道 2. 大和田西 3. 蒲生 4 丁目 4. 杭全町 5. 玉出
 6. 弁天町駅前
 3 平成 2 年度分（平成 3 年 2 月）は夜間測定を行っていないため、グラフに表示しない。
 出典：大阪府警本部調べ

② 阪神高速道路交通量（大阪府域の各年度末データ）

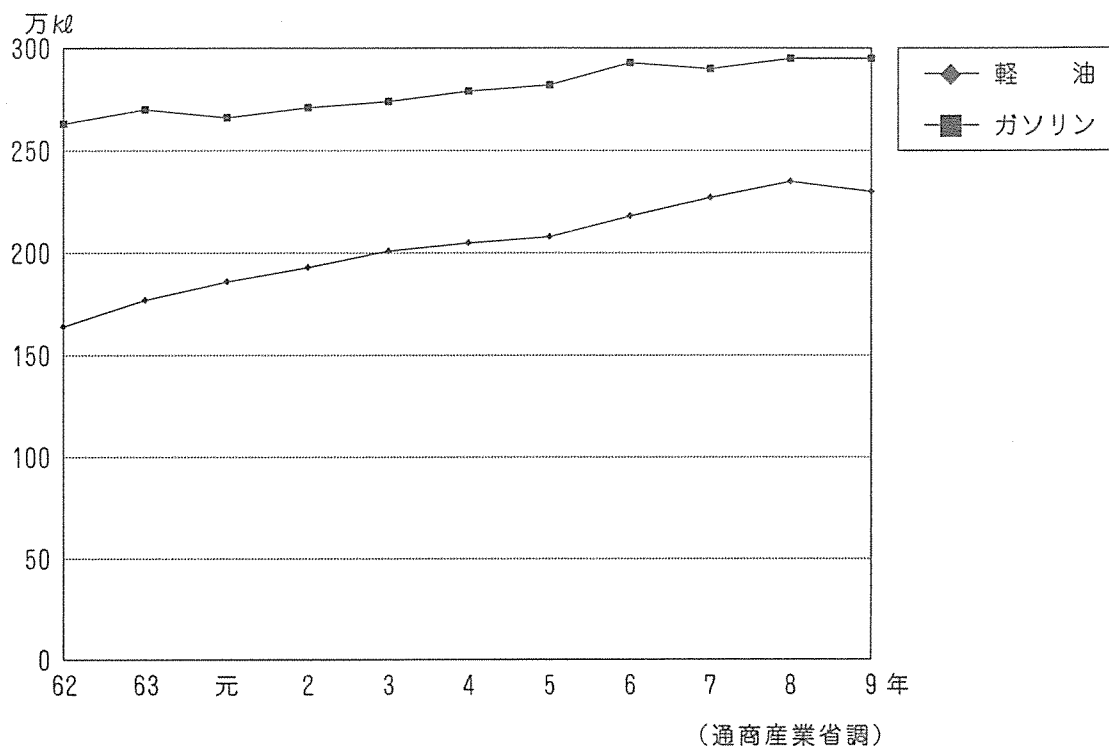


③ 大阪市内交差点における 1 交差点当たりの 1 日平均渋滞時間数

平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年
1.03時間	0.91時間	1.00時間	0.98時間	1.07時間	1.11時間	1.05時間

- 注 1 上記の値は、市内115地点の 1 日平均渋滞時間の合計を115で割って 1 交差点平均を算出したもの
 2 交通渋滞とは 500m以上の車列が30分以上継続している状態

資料 2 - 4 自動車用燃料の販売量の推移（大阪府域）

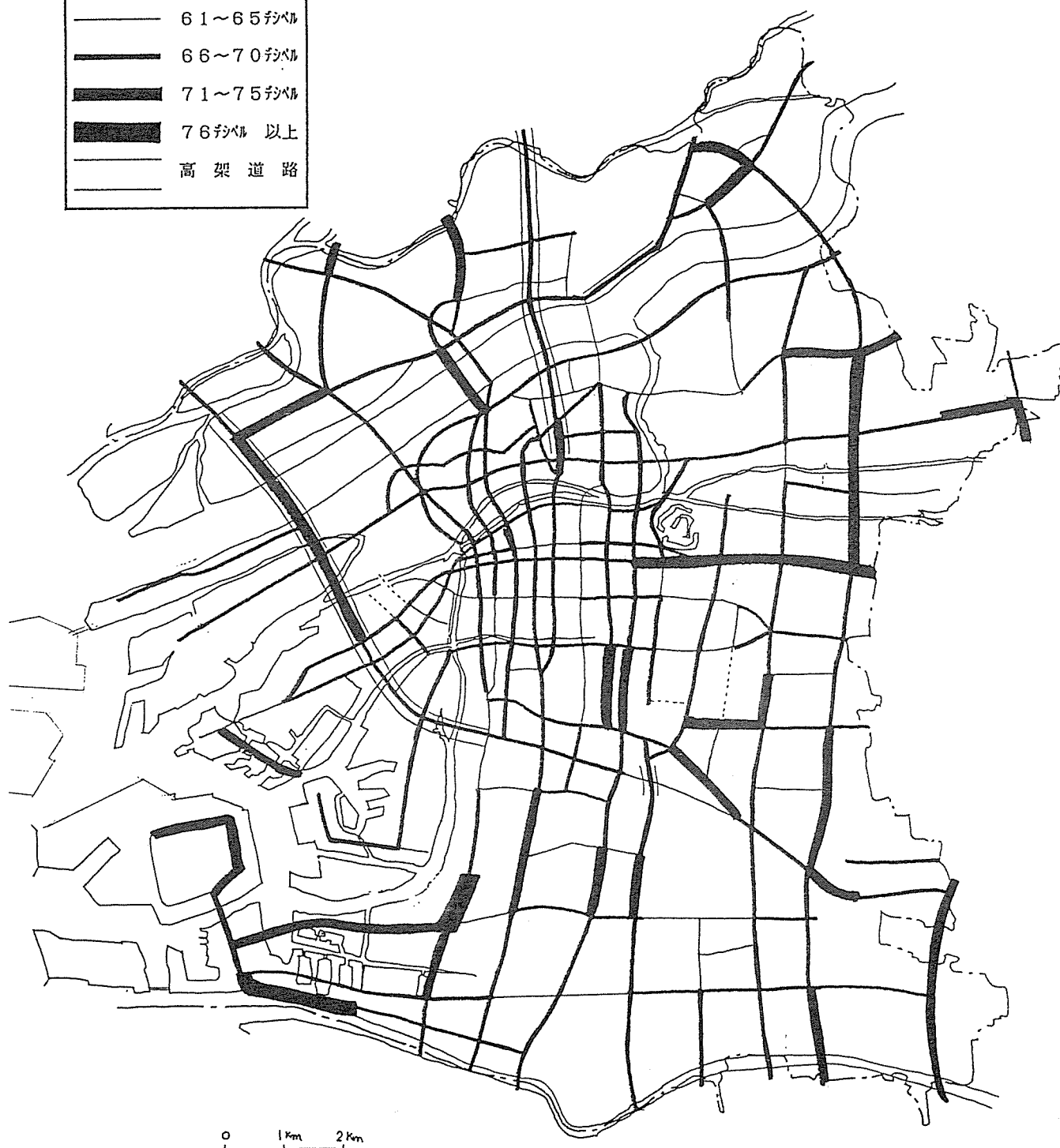


資料 2-5 一般幹線道路の路線別騒音レベル

① 平成 9 年度調査 (昼間)

凡 例

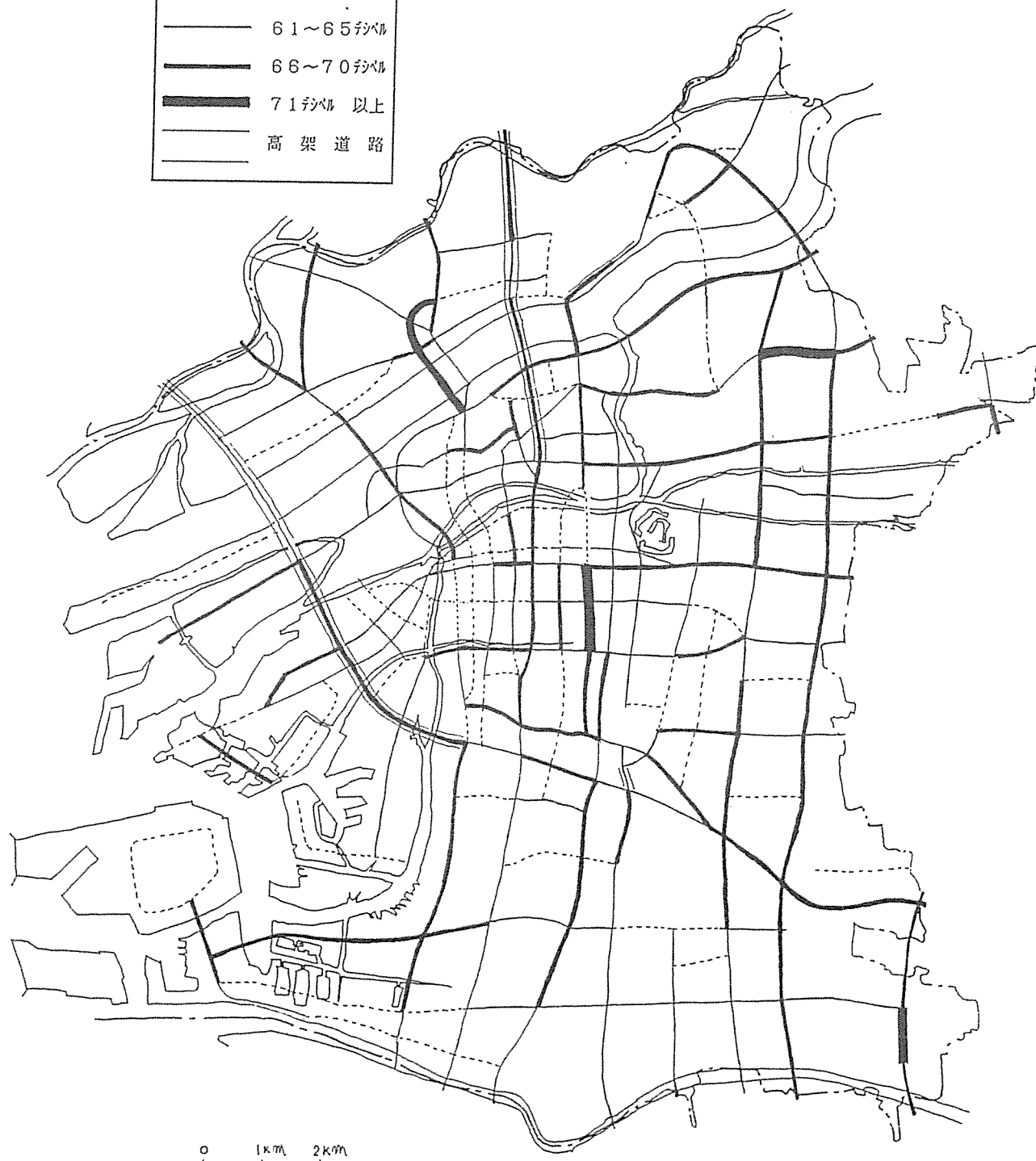
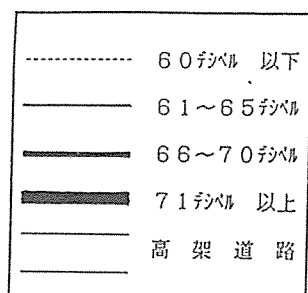
-----	60デシベル 以下
————	61～65デシベル
————	66～70デシベル
————	71～75デシベル
————	76デシベル 以上
————	高架道路



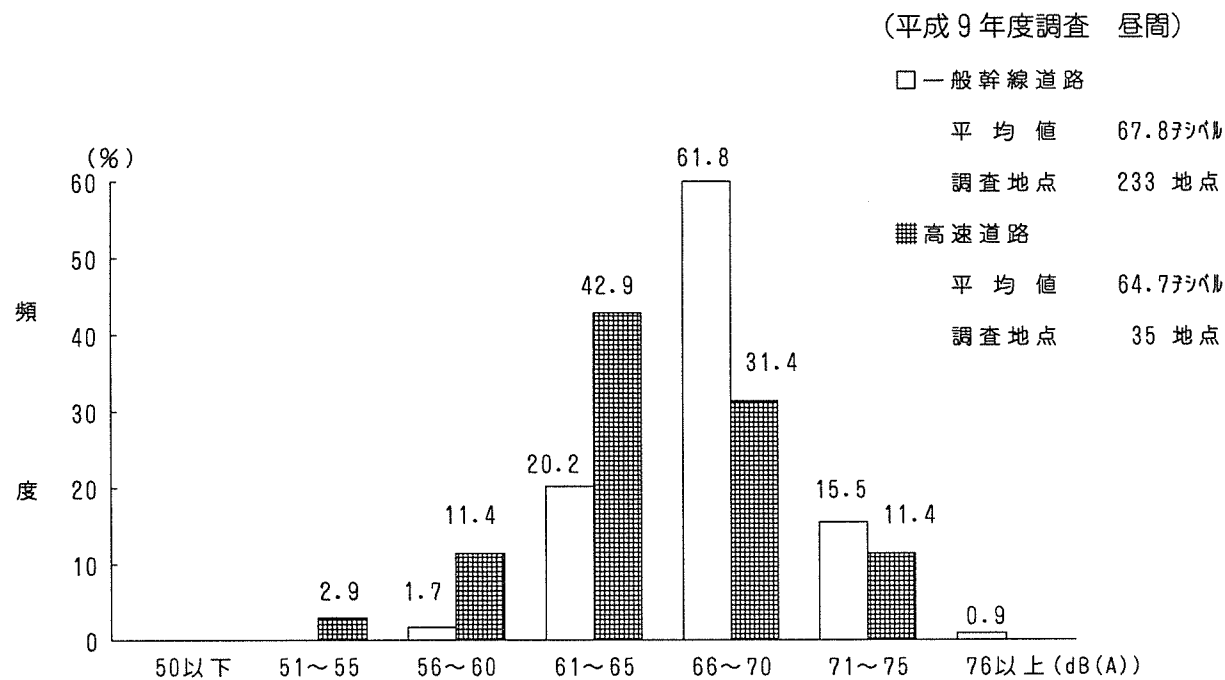
一般幹線道路の路線別騒音レベル

② 平成8年度調査（夜間）

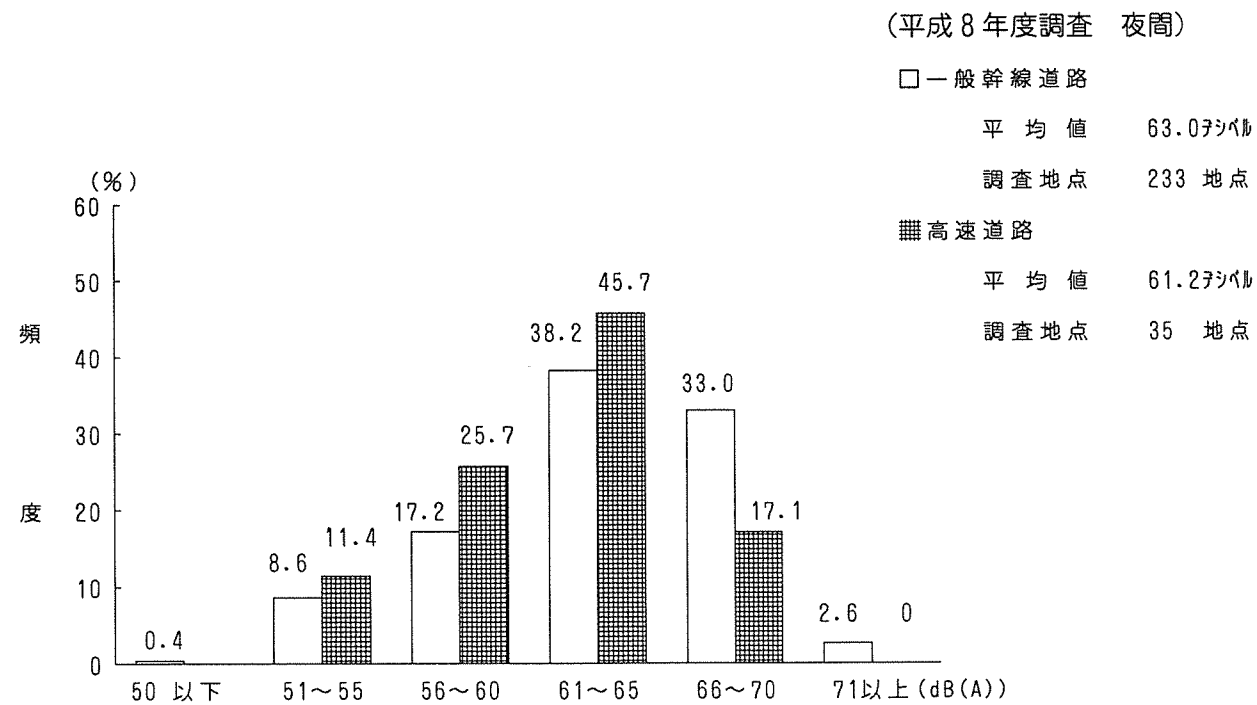
凡 例



資料 2－6 一般幹線道路（競合路線を含む）と高速道路の騒音レベル



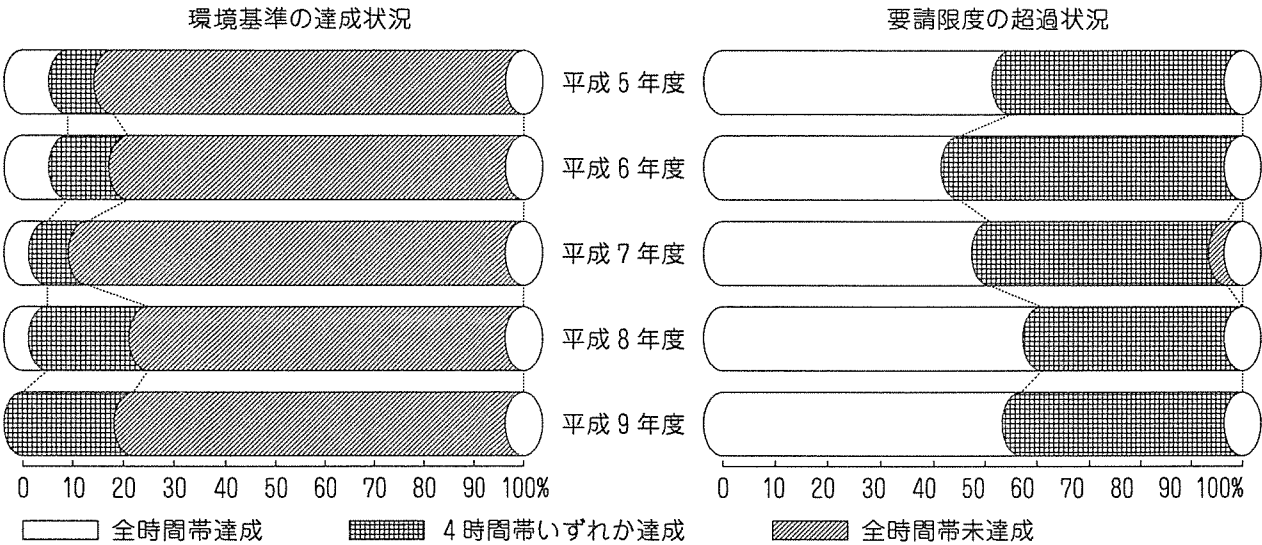
資料 2－7 一般幹線道路（競合路線を含む）と高速道路の騒音レベル



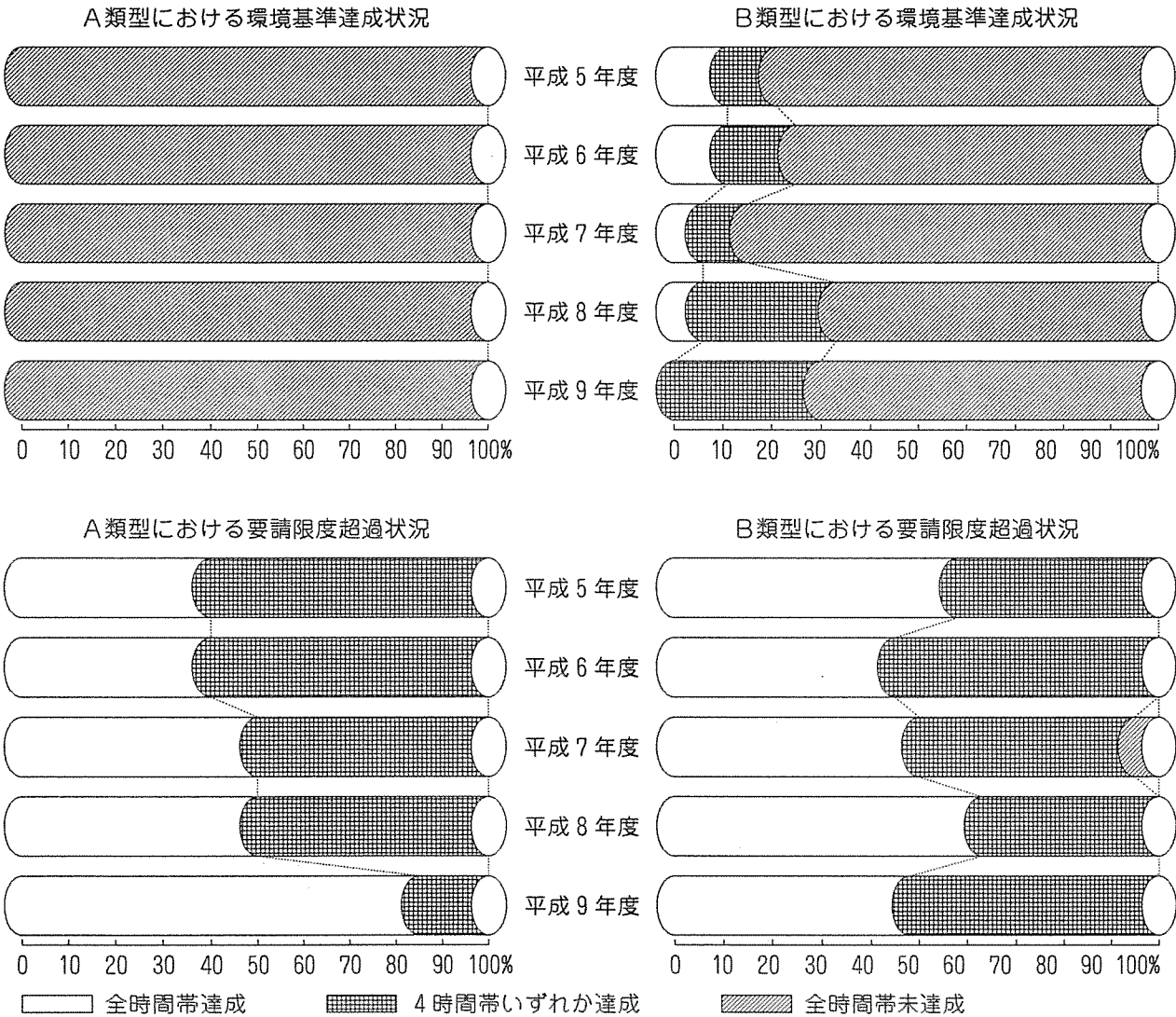
資料 2 - 8 平成 9 年度自動車騒音の27地点測定調査結果

No	測 定 場 所	対象路線名称	用途地域	車線数	測定期間	車道端からの距離	地 上 の 高 さ	区 域 の 分 割	区 域 の 分 割	平成9年L _{so}				要請限度／適否				環境基準／適否			
										朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜
1	柴 島 中 学 校 (東淀川区柴島2-8)	府道大阪高槻線 (淀川北岸線)	第1種住居	6	6/27~ 7/ 4	6	6.0	2	1	64	66	65	59	70	75	70	60	55	60	55	50
														○	○	○	○	×	×	×	×
2	住 之 江 保 健 所 (住之江区浜口東3-5)	国道26号	商 業	4	11/21~11/28	9	5.0	3	2	70	70	70	65	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	×
3	豊 崎 小 学 校 (北区豊崎4-5)	国道423号 (新御堂筋)	商 業	11	9/26~10/ 6	5	12.0	3		73	70	70	71	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
4	茨 田 中 学 校 (鶴見区鶴口3-4)	府道大阪生駒線 (東野田茨田線)	商 業	4	11/ 4~11/19	6	4.0	3	2	70	70	69	57	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	○
5	海 老 江 西 小 学 校 (福島区海老江8-1)	国道2号 (尼崎堺線)	準 工 業	4	11/11~11/19	6	3.0	3	2	71	73	72	65	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	×
6	住 之 江 消 防 署 (住之江区御崎4-11)	市道浜口南港線	商 業	4	12/ 1~12/ 8	8	6.0	3	2	68	72	70	62	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	×
7	出 来 島 小 学 校 (西淀川区出来島2-2)	国道43号	準 住 居	10	12/ 4~12/11	7	4.0	2	1	63	65	63	60	70	75	70	60	55	60	55	50
														○	○	○	○	×	×	×	×
8	清 水 小 学 校 (旭区清水5-1)	国道479号	準 住 居	4	1/16~ 1/23	5	2.5	2	1	66	68	67	57	70	75	70	60	55	60	55	50
														○	○	○	○	×	×	×	×
9	津 守 小 学 校 (西成区津守3-1)	府道大阪臨海線	準 工 業	4	1/23~ 1/30	23	15.0	3	2	70	70	69	64	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	×
10	平 野 保 健 所 (平野区背戸口3-8)	府道 大阪港八尾線	近 隣 商 業	4	11/17~11/26	9	4.0	3	2	68	69	68	59	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	○
11	東住吉消防署 机全出張所 (東住吉区机全8-1)	国道25号	準 工 業	4	2/16~ 2/23	7	5.5	3	2	73	73	72	68	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
12	北 翼 小 学 校 (生野区翼北1-30)	府道 大阪八尾線	近 隣 商 業	4	3/ 2~ 3/ 9	7	6.0	3	2	66	69	69	58	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	×	○
13	田 辺 小 学 校 (東住吉区田辺2-3)	府道大阪狭山線	第2種住居	4	3/11~ 3/18	5	2.5	2	1	63	66	65	57	70	75	70	60	55	60	55	50
														○	○	○	○	×	×	×	×
14	港 湾 局 機 械 工 場 (大正区鶴町2-20-47)	府道 大阪港八尾線	工 業 専 用	2	3/19~ 3/26	5	4.7			62	65	60	50	-	-	-	-	-	-	-	-
														-	-	-	-	-	-	-	-
15	市立東洋陶磁美術館 (北区中之島1-1)	阪神高速環状線	商 業	3	7/22~ 7/28	55	13.0	3		72	70	67	67	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
16	八 阪 中 学 校 (福島区鷺洲6-1)	阪神高速池田線	準 工 業	4	7/25~ 8/ 1	43	13.0	3		66	65	63	62	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	○	○	×
17	大 宮 西 小 学 校 (旭区中宮1-8)	阪神高速守口線	第1種住宅	4	8/20~ 8/29	10	13.0	2		63	62	61	60	70	75	70	60	55	60	55	50
														○	○	○	○	×	×	×	×
18	住 吉 市 民 病 院 (住之江区東加賀屋1-2)	阪神高速堺線	準 工 業	4	9/16~ 9/24	11	17.0	3		74	74	74	70	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
19	日 東 小 学 校 (浪速区日本橋東3-1)	阪神高速環状線	商 業	2	8/18~ 8/25	5	13.0	3		74	73	69	70	70	75	70	65	60	65	60	55
														×	○	○	×	×	×	×	×
20	下水道局海老江下水処理場 (福島区大開4-1)	阪神高速神戸線	工 業	4	7/14~ 7/21	11	20.0	4		70	68	67	68	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
21	中野ホームヘルプセンター (東住吉区中野1-2)	阪神高速松原線	準 工 業	4	3/11~ 3/18	24	20.0	3		70	71	70	67	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
22	市立中央青年センター (中央区法円坂1-1)	阪神高速東大阪線 市道築港深江線	商 業	4 5	10/15~10/22	7	8.0	3	2	78	77	76	74	75	80	75	65	65	65	65	60
														×	○	×	×	×	×	×	×
23	交 通 局 長 原 安 電 所 (平野区長吉長原東3-1)	近畿自動車道 府道中央環状線	第1種住居	6 6	10/ 3~10/13	29	16.0	2		74	73	72	68	70	75	70	60	55	60	55	50
														×	○	×	×	×	×	×	×
24	下水道局 南港第2抽水所 (住之江区南港中1-1)	阪神高速湾岸線 一般市道(鶴羽)	準 工 業	6 10	9/ 1~ 9/ 9	51	15.0	3		67	68	64	61	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	○	×	×	○	×
25	市 岡 小 学 校 (港区市岡3-2)	阪神高速西大阪線 国道43号	準 工 業	4 6	8/ 1~ 8/11	14	13.0	3	2	72	70	69	68	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×
26	N ス ー パ ー (港区弁天3-8)	阪神高速東大阪線 市道築港深江線	商 業	4 6	9/ 5~ 9/12	18	31.0	3	2	76	75	74	71	75	80	75	65	65	65	65	60
														×	○	○	×	×	×	×	×
27	大阪東公共職業安定所 (中央区法円坂1-6)	阪神高速東大阪線 市道築港深江線	商 業	4 5	10/15~10/22	16	7.0	3		74	74	73	71	75	80	75	65	65	65	65	60
														○	○	○	×	×	×	×	×

資料 2 - 9 環境基準の達成状況と要請限度の超過状況の経年変化

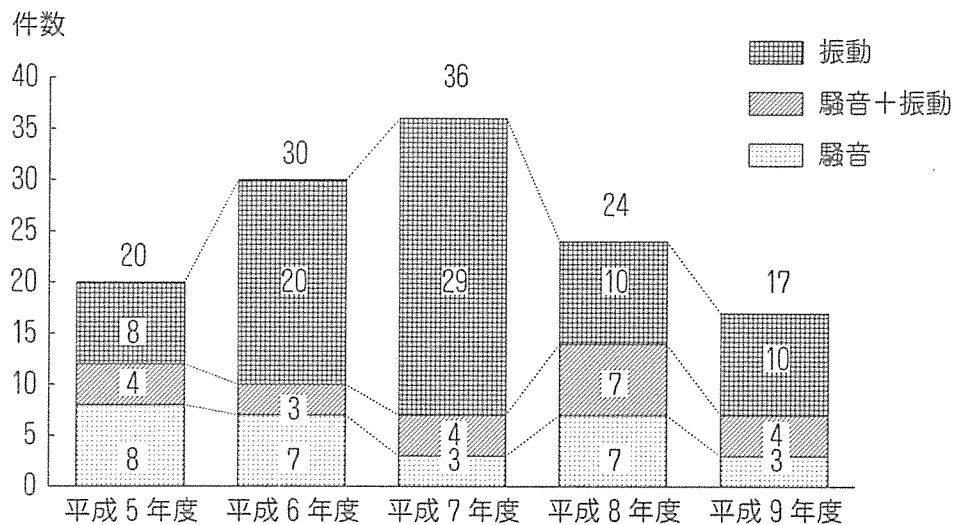


資料 2 - 10 地域の類型別の環境基準達成状況及び要請限度の超過状況の経年変化



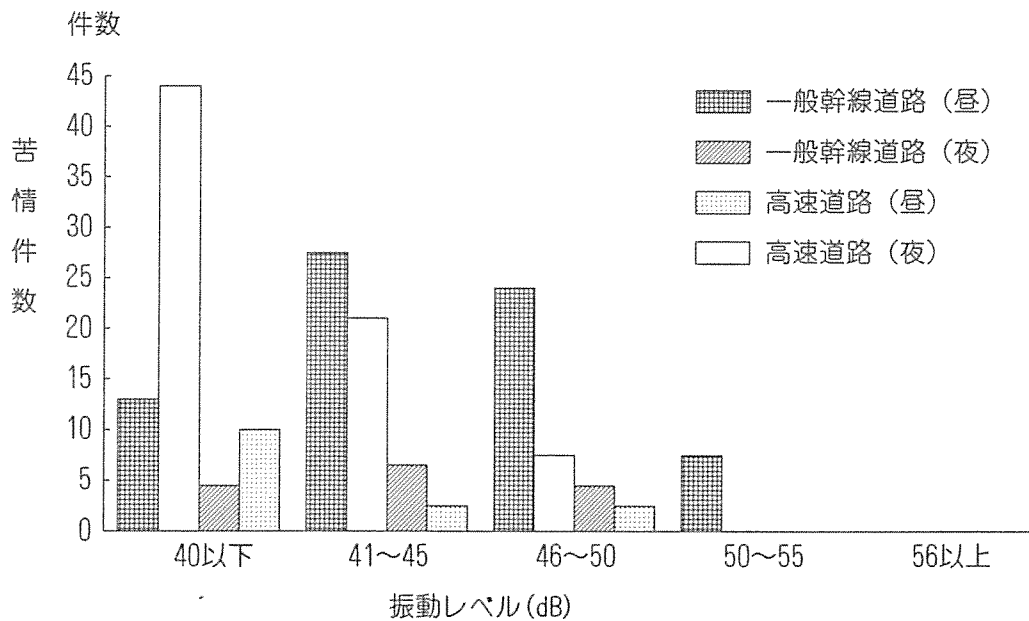
資料 2-11 過去 5 年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係)



資料 2-12 路線別・時間帯別の振動レベルの分布状況

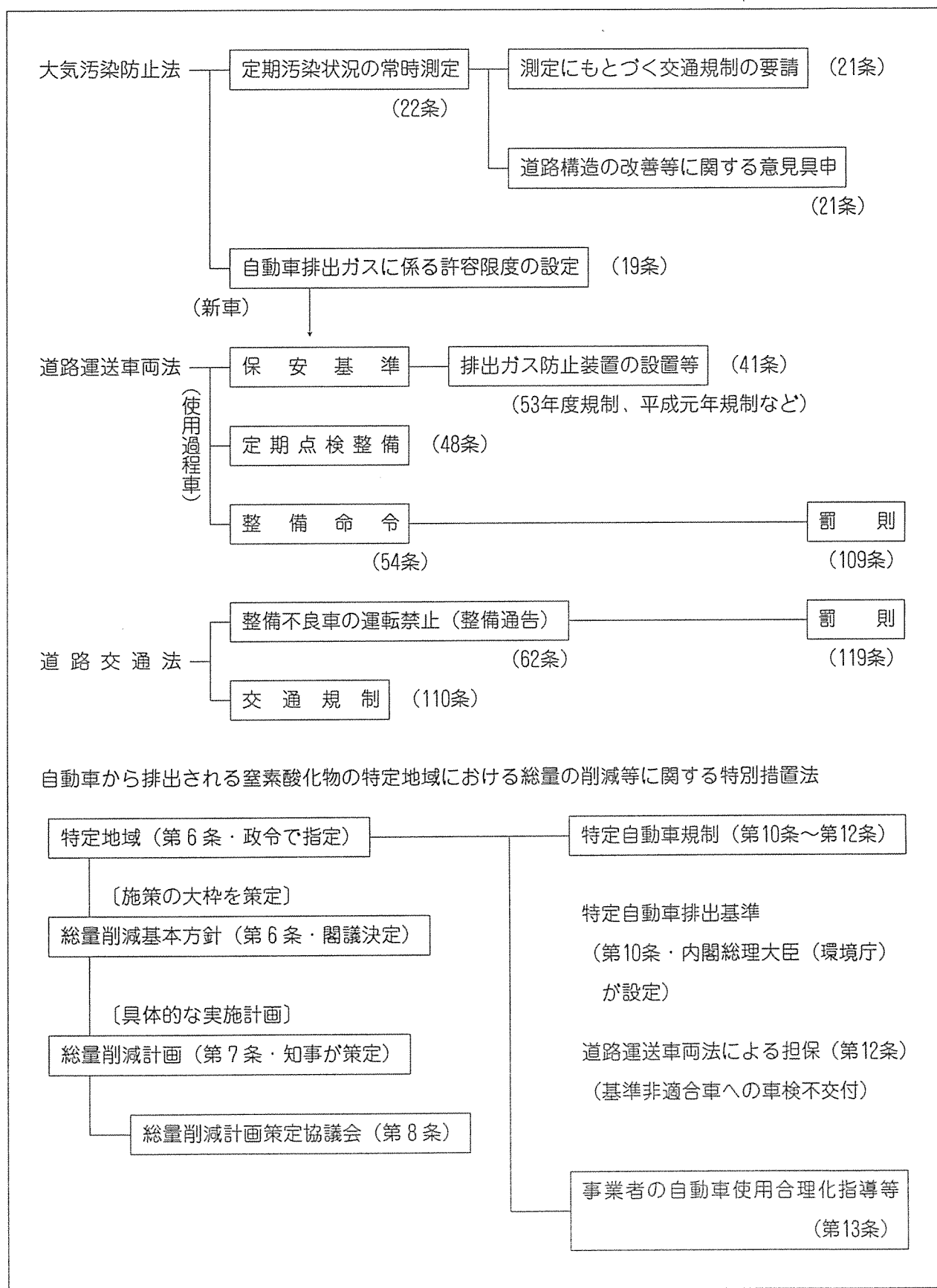
(平成 5 ～ 9 年度)



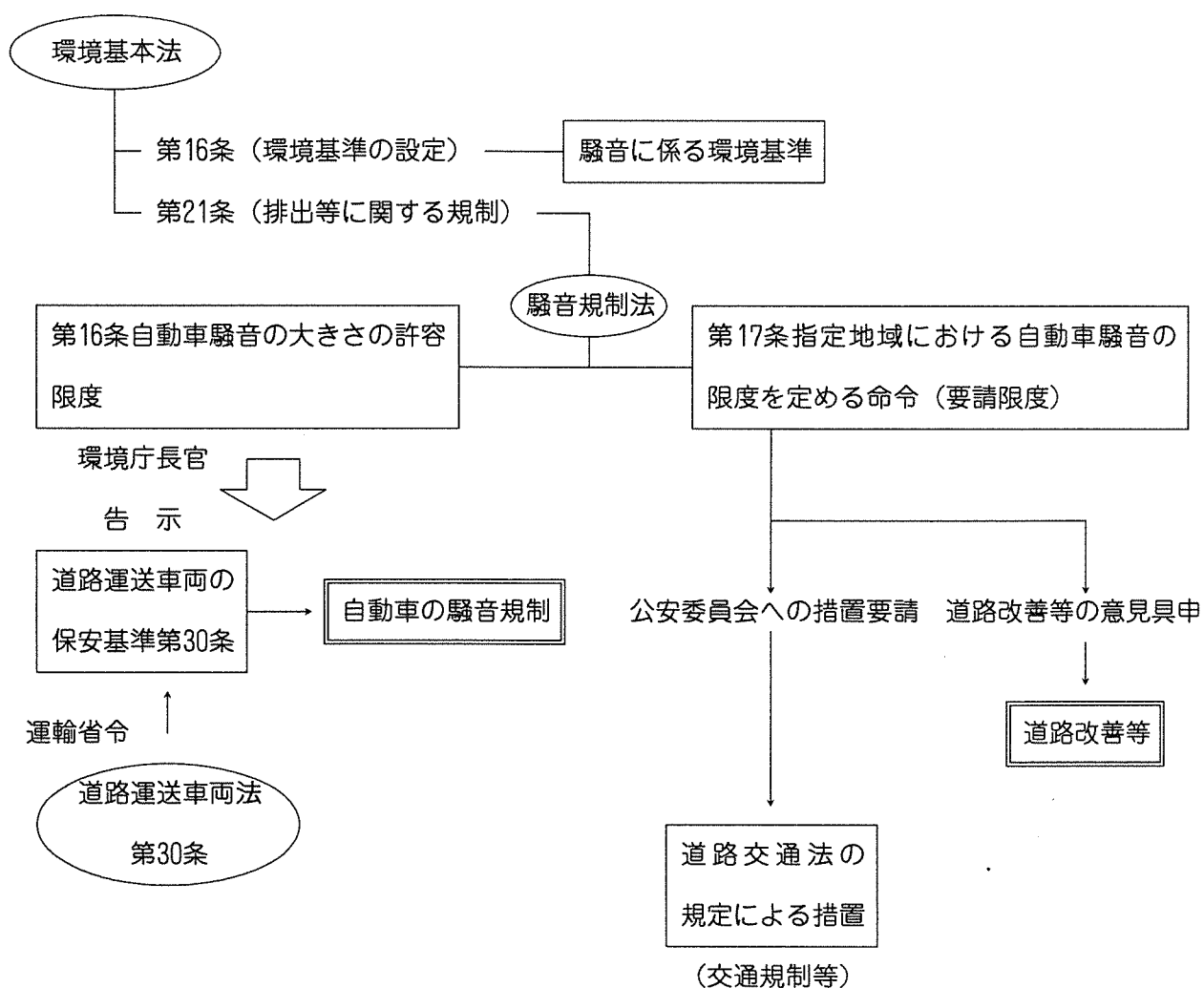
資料 2-13 測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）

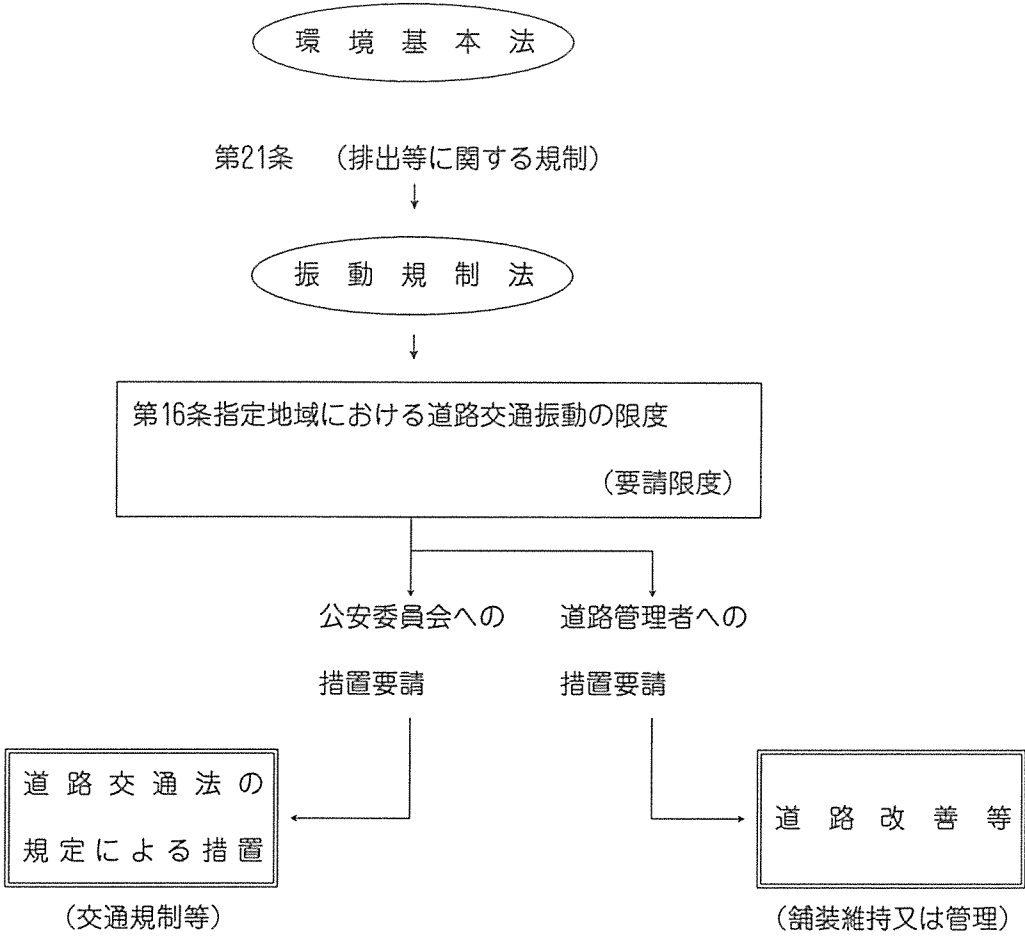
要 請 の 種 類		物 質 名	要 請 基 準	手 続 き	関 係 法
測定に基づく要請		一酸化炭素	一時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請	大気汚染防止法 第21条第1項 総理府令第1条
緊急時の措置	一般的協力要請	一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は気象条件等により大気の汚染が著しくなり人の健康等に被害を生ずる恐れのある事態が発生したとき一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める	大気汚染防止法 第23条第1項
		二酸化炭素	1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
	公安委員会への要請	一酸化炭素	1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生ずる事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請	大気汚染防止法 第23条第1項
		二酸化炭素	1時間値1ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
		浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
		オキシダント	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		

資料 2-14 自動車排出ガス規制の法体系



資料 2-15 道路交通騒音に関する法体系





資料2-17 新車規制

(1) 窒素酸化物

排出物の種類	自動車の種類			単位	従来車の排出量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	51年度規制	52年度規制	53年度規制	54年度規制	56年度規制
窒素酸化物	ガソリン車	乗用車 (乗車定員10人以下)	ガソリン(4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]		1.60(1.20) [61]	※1t以下 0.84(0.60) [80]		0.48(0.25) [92]		
			L P G		3.13	3.00(2.19) [30]		1.60(1.20) [62]	※1t超 1.20(0.85) [73]		0.48(0.25) [92]		
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]		0.50(0.30) [9]					
		軽貨物車 (軽自動車の貨物車)	ガソリン(4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]		2.30(1.80) [41]				1.60(1.20) [61]	
			L P G		3.13	3.00(2.19) [30]		2.30(1.80) [42]				1.60(1.20) [62]	
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]							
	LPGバス	軽量車 (車両総重量1.7t以下)	ガソリン(4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]		2.30(1.80) [41]				1.40(1.00) [67]	0.84(0.60) [81]
			L P G		3.17	3.00(2.19) [30]		2.30(1.80) [42]				1.40(1.00) [68]	0.84(0.60) [81]
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]							
		中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ガソリン	g/km	3.07	3.00(2.18) [29]		2.30(1.80) [41]				1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]
			L P G		3.17	3.00(2.19) [30]		2.30(1.80) [42]				1.60(1.20) [62]	1.25(0.90) [71]
		重量車 (車両総重量2.5t超)	ガソリン L P G	ppm	2626	2200(1833) [30]				1850(1550) [41]		1390(1100) [58]	
NOx	ディーゼル車	乗用車 (乗車定員10人以下)	(車両重量1.265t以下)	ppm	562.5		590(450) [20]			500(380) [32]		450(340) [40]	
			(車両重量1.255t以下)										
		直接噴射式	中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	ppm	962.5		100(770) [20]			850(650) [32]		700(540) [44]	
			重量車1 (車両総重量2.5t超3.5t以下)										
			重量車2 (車両総重量3.5t超12t以下)										
			重量車3 (車両総重量12t超)										
			軽量車 (車両総重量1.7t以下)										
		副室式	中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)		562.5		590(450) [20]			500(380) [32]		450(340) [40]	
			重量車1 (車両総重量2.5t超3.5t以下)										
			重量車2 (車両総重量3.5t超12t以下)										
			重量車3 (車両総重量12t超)										

- (注) 1. 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
2. 規制値の()内の数値は、平均値である。
3. 規制値の[]内の数値は、削減率(%)である。
4. ※は、等価慣性重量である。
5. 走行モードは、車種ごとに10・15モード、13モード、ディーゼル13モード(改正前は10モード、6モード、ディーゼル6モード)が定められている。
6. g/kmは、決められた測定モードにしたがって走行した場合の1km走行当たりの排出重量の単位である。
7. ppmは、測定モードによりエンジンを回転させた場合に排出される自動車排ガスの濃度の単位(100万分の1)である。
8. g/kwhは、測定モードによりエンジンを回転させた場合のエンジンが行った仕事量1kwh当たりの排出重量の単位である。
9. 「MT」は主変速機付車両、「AT」は自動変速機付車両を示す。

57 年 規 制	58 年 規 制	61・62 年 規 制	63 年 規 制	平成元年 規 制	2 年 規 制	4 年 規 制	5 年 規 制	6 年 規 制	7 年 規 制	9 年 規 制	10 年 規 制	11 年 規 制
1.26(0.90) (71) 1.26(0.90) (71)					0.74(0.50) (84) 0.74(0.50) (84)						0.48(0.25) (92)	
			0.43(0.25) (92)									
				0.98(0.70) (77) 0.98(0.70) (78)				g/KWh 0.63(0.40) (87)				
990(750) (71)				850(650) (75)		g/KWh 7.2(5.5) (80)			g/KWh 5.9(4.50) (83)			
390(290) (48)		g/km 0.98(0.70) (71)			g/km 0.72(0.50) (79)					g/km 0.55(0.40) (84)		
		g/km 1.26(0.90) (63)				g/km 0.84(0.60) (74)					g/km 0.55(0.40) (84)	
	610(470) (51)		500(380) (60)				g/km 1.82(1.30) (74)			g/km 0.97(0.70) (MT) (86)	g/km 0.97(0.70) (AT) (86)	
			520(400) (58)					g/KWh 7.8(6.0) (65)		g/KWh 5.80(4.50) (74)		
				(大型トラ クタ、クレ ーン車除 <) 520(400) (58)	(大型トラ クタ、クレ ーン車の み) 520(400) (58)					g/KWh 5.80(4.50) (74)		
											g/KWh 5.80(4.50) (74)	
390(290) (48)			g/km 1.25(0.90) (64)				g/km 0.84(0.60) (76)			g/km 0.55(0.40) (84)		
			350(260) (53)				g/km 1.82(1.30) (53)			g/km 0.97(0.70) (MT) (75)	g/km 0.97(0.70) (AT) (75)	
				(大型トラ クタ、クレ ーン車除 <) 350(260) (53)	(大型トラ クタ、クレ ーン車の み) 350(260) (53)			g/KWh 6.8(5.0) (53)		g/KWh 5.80(4.50) (59)		
											g/KWh 5.80(4.50) (59)	g/KWh 5.80(4.50) (59)

(2) 一酸化炭素、炭化水素

排出 ガスの 種類	自 動 車 の 種 類			単位	従 来 車 の 排 出 量 (平均値)	48 年 度 規 制	49 年 度 規 制	50 年 度 規 制	61・62年 規 制	63 年 規 制	4 年 規 制	6 年 規 制	10 年 度 規 制
一 酸 化 炭 素	ガ ソ リ ン 車	乗 用 車 (乗車定員 10人以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	20.5	26.0(18.4) 〔10〕		2.7(2.1) 〔90〕					
			L P G		11.6	13.0(10.4) 〔10〕		2.7(2.1) 〔82〕					
			ガソリン (2サイクル)		20.4	26.0(18.3) 〔10〕		2.7(2.1) 〔90〕					
		リ ン 貨 物 車 (軽自動車 の貨物車)	軽貨物車 ガソリン (4サイクル)	g/km	20.5	26.0(18.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔37〕					8.42(6.50) 〔68〕
			L P G		11.6	18.0(10.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔12〕					8.42(6.50) 〔44〕
			ガソリン (2サイクル)		20.4	26.0(18.3) 〔10〕		17.0(13.0) 〔36〕					
	P G バ ス	軽 量 車 (車両総重量 1.7t以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	20.5	26.0(18.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔37〕		2.7(2.1) 〔90〕			
			L P G		11.6	18.0(10.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔12〕		2.7(2.1) 〔82〕			
			ガソリン (2サイクル)		20.4	26.0(18.3) 〔10〕		17.0(13.0) 〔36〕		2.7(2.1) 〔90〕			
		中 量 車 (車両総重量 1.7t超 2.5t以下)	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔37〕					8.42(6.50) 〔68〕
			L P G		11.6	18.0(10.4) 〔10〕		17.0(13.0) 〔12〕					8.42(6.50) 〔44〕
			重 量 車 (車両総重量 2.5t超)		ガソリン	%	1.34	1.6(1.2) 〔10〕					g/KWh
L P G	0.93	11(0.8) 〔10〕						136 (102) 1050(76)		68.0(51.0) 68.0(51.0)			
ディーゼル車			(乗 用 車 貨 物 車 バ ス)	ppm	832		980(790) 〔5〕		乗用車、車 両総重量 1.7t以下 (g/ km) 2.7(2.1)			g/KWh 9.2(7.4) (重量車)	
炭 化 水 素 (HC)	ガ ソ リ ン 車	乗 用 車 (乗車定員 10人以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.74	3.8(2.94) 〔21〕		0.39(0.25) 〔93〕					
			L P G		2.94	3.2(2.3) 〔20〕		0.39(0.25) 〔91〕					
			ガソリン (2サイクル)		13.9	22.5(16.6) 〔12〕		0.39(0.25) 〔99〕					
		リ ン 貨 物 車 (軽自動車 の貨物車)	軽貨物車 ガソリン (4サイクル)	g/km	3.74	3.8(2.94) 〔21〕		2.7(2.1) 〔44〕					0.39(0.25) 〔93〕
			L P G		2.94	3.2(2.3) 〔20〕		2.7(2.1) 〔28〕					0.39(0.25) 〔91〕
			ガソリン (2サイクル)		13.9	22.5(16.6) 〔12〕		15.0(12.0) 〔37〕					
	P G バ ス	軽 量 車 (車両総重 量 1.7t 以下)	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.74	3.8(2.94) 〔21〕		2.7(2.1) 〔44〕		0.39(0.25) 〔93〕			
			L P G		2.94	3.2(2.3) 〔20〕		2.7(2.1) 〔28〕		0.39(0.25) 〔91〕			
			ガソリン (2サイクル)		13.9	22.5(16.6) 〔12〕		15.0(12.0) 〔37〕					
		中 量 車 (車両総重 量 1.7t超 2.5t以下)	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94) 〔21〕		2.7(2.1) 〔44〕					0.39(0.25) 〔93〕
			L P G		2.94	3.2(2.3) 〔20〕		2.7(2.1) 〔28〕					0.39(0.25) 〔91〕
			重 量 車 (車両総重 量 2.5t超)	ガソリン	ppm	514	520(416) 〔19〕					g/kwh	
L P G	435	440(352) 〔27〕						7.9(6.2) 5.8(5.4)		2.29(1.80) 2.29(1.80)			
ディーゼル車			(乗用車 貨物車・バス)	ppm	567		670(510) 〔27〕		乗用車、車 両総重量 1.7t以下 0.62(0.4)			g/kwh 3.8(2.9) (重量車)	

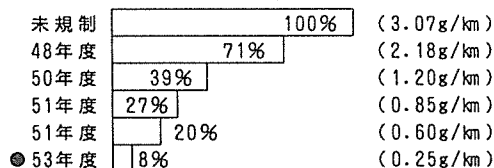
(3) 粒子状物質、ディーゼル黒煙

排出物の種類	自動車の種類	単位	従来車の排出量 (平均値)	47年度 規制	5年 規制	6年 規制	9年 規制	10年 規制	11年 規制
粒子状物質 (PM)	乗用車	〔車両重量 1.265t以下〕	g/km			0.34(0.2)	g/km 0.14(0.08)		
		〔車両重量 1.265t超〕						g/km 0.14(0.08)	
		軽量車〔車両総重量 1.7t以下〕			0.34(0.2)		g/km 0.14(0.08)		
		中量車〔車両総重量 1.7t超2.5t以下〕			0.43(0.25)		(MT) g/km 0.18(0.09)	(AT) g/km 0.18(0.09)	
		重量車1〔車両総重量 2.5t超3.5t以下〕				g/kWh 0.96(0.7)	g/kWh 0.49(0.25)		
		重量車2〔車両総重量 3.5t超〕						(車両総重量12t以下) g/kWh 0.49(0.25)	(車両総重量12t超) g/kWh 0.49(0.25)
ディーゼル黒煙	乗用車	〔車両重量 1.265t以下〕	%	50%		40%	25%		
		〔車両重量 1.265t超〕						25%	
		軽量車〔車両総重量 1.7t以下〕				40%		25%	
		中量車〔車両総重量 1.7t超2.5t以下〕				40%	(MT) 25%	(AT) 25%	
		重量車1〔車両総重量 2.5t超3.5t以下〕				40%	25%		
		重量車2〔車両総重量 3.5t超〕						(車両総重量12t以下) 25%	(車両総重量12t超) 25%

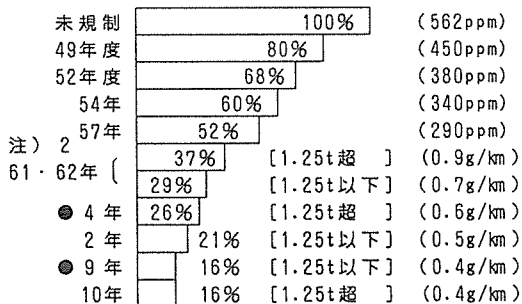
資料 2-18 自動車排出ガス規制強化の推移（一台当たりのNOx排出量平均値）

① 乗用車

ア. ガソリン・LPG車



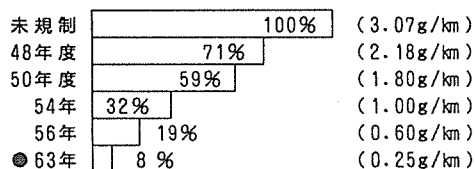
イ. ディーゼル車



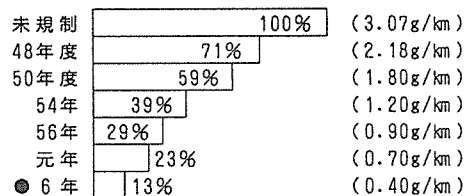
② 貨物車・バス

ア. ガソリン・LPG車

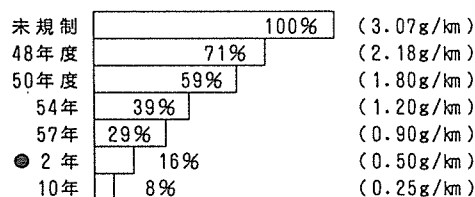
軽量車（車両総重量1.7t以下）



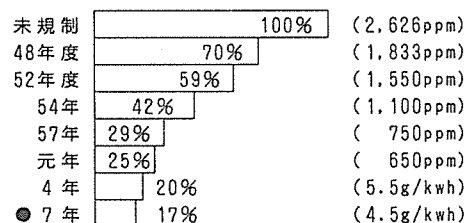
中量車（車両総重量1.7t超2.5t以下）



軽貨物車

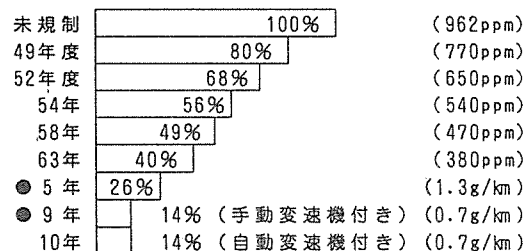


重量車（車両総重量2.5t超）

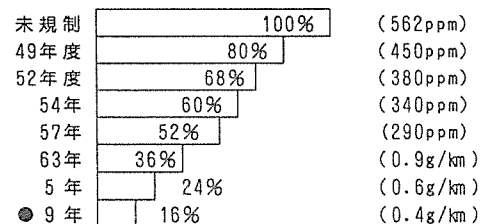


イ. ディーゼル車

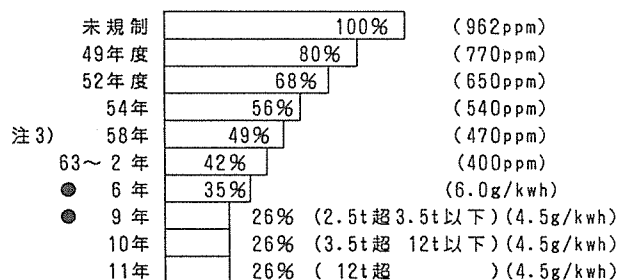
直接噴射式（車両総重量1.7t超2.5t以下）



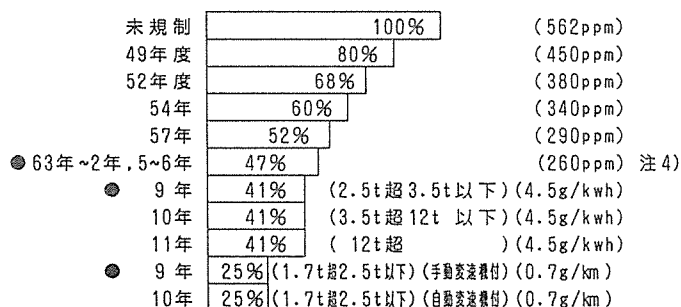
副室式（車両総重量1.7t以下）



直接噴射式（車両総重量2.5t超）



副室式（車両総重量1.7t超）



- (注) 1 乗用車の〔 〕内は等価慣性重量を示す。
 2 61年規制：手動変速機付きのもの。
 62年規制：自動変速機付きのもの。
 3 63年規制：車両総重量3.5t以下のもの。
 元年規制：車両総重量3.5t超のもの。
 (車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く。)
 2年規制：車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車。
 4 規制値の単位のみ変更

- ()内は平均値を示す。
 ●印は現時点での最新規制値

資料 2-19 使用過程車規制

排出 ガス の種類	自動車の 種類	認 定 方 法	実 施 時 期										
			45年	47年	48年	48年	50年	50年	平成5年	6年	9年	10年	11年
			8月1日	10月1日	5月1日	10月1日	1月1日	6月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
一酸化炭素 (CO)	ガソリン・LPG車	アイドリング	5.5%	(軽自動車除く) 4.5%	48年度規制以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%						(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%	
炭化水素 (HC)	ガソリン・LPG車	リンク					(乗用車のみ)	(乗用車以外)				(4サイクルのみ)	
	4サイクル						1,200ppm	1,200ppm				軽自動車 500ppm	
	特殊エンジン						3,300ppm	3,300ppm					
	2サイクル						7,800ppm	7,800ppm				その他 300ppm	
ディーゼル黒煙	ディーゼル車	無負荷急加速時					50%		軽・中量車 40%	乗用車・重量車 40%	車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以下の乗用車 25%	車両総重量3.5t超12t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t超の乗用車 25%	車両総重量12t超の貨物車・バス 25%

資料 2-20 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位：g/km)

車 種	燃 料	新 車				使 用 過 程 車		
		試 験 モード	一酸化炭素 (CO)	炭 化 水 素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)	試 験 モード	一酸化炭素 (CO)	炭 化 水 素 (HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイド リング 時	4.5%	2.000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			7.800ppm

車 種	適 用 時 期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 2-21 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃 料 の 性 状 また は 燃 料 に 含 ま れ る 物 質	許 容 限 度
ガ ソ リ ン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	5 体積%以下 (平成11年末までに 1 体積%.: 8 年中間答申)
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7 体積%以下
軽 油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

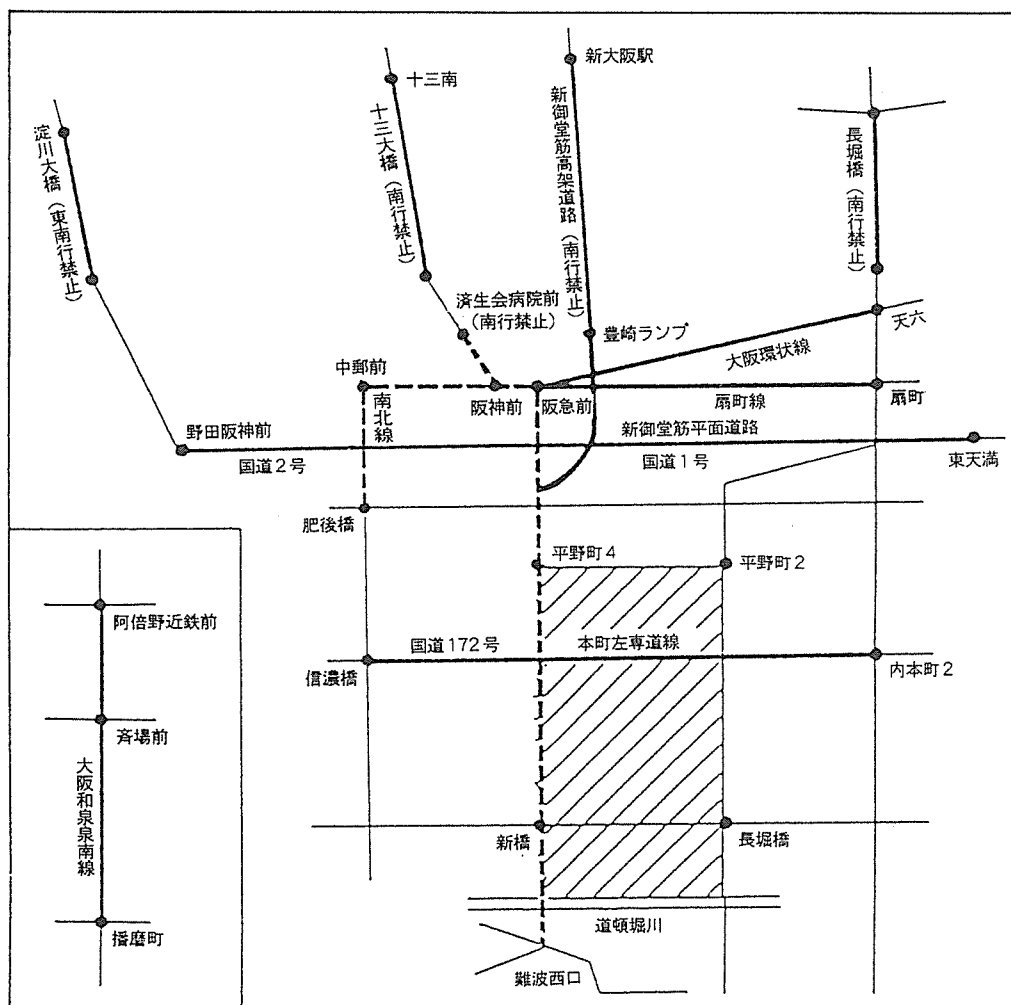
資料 2-22 自動車単体騒音規制の推移

(単位：デシベル)

自動車の種別			規制内容		定常走行騒音			排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音							
規 制			規 制 年		昭和26年	46年 規 制	平成10年 11年規制	目標値	昭和26年	46年 規 制	60年～ 63年規制	平成10年 11年規制	目標値	46年 規 制	51.52年 規制	54年 規 制	57年～ 62年規制	平成10年 11年規制	目標値
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の種類を問わず、最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びクレーン車						83					99				83 (61年)		82
		トラック		(84)			82		80	107 (63年)			99		92	89	86	83 (60年)	81
		バス			82 (10年)							99 (10年)						83 (59年)	81 (10年)
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の種類を問わず、最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車		(82)			80		78	105 (63年)			98				83 (58年)		81
		トラック		78		79							98		89	87	86		80
小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの	軽自動車					74						97				78 (59年)		76
		軽自動車以外		(78)	74 (11年)				85	74	103 (63年)	97 (11年)			85	83	81	76 (11年)	
		軽自動車		74	74 (11年)		74					97					78 (60年)		76
乗用車	専ら乗用の用に供する乗用車、定員10人以下のもの	乗車定員6人を超えるもの		(74)	72 (11年)				70	103 (63年)	96(11年) [100]			84	82	81	78 (57年)	76 (11年)	
		乗車定員6人以下のもの		70	72 (10年)							96(10年) [100]						76 (10年)	
二輪自動車	小型二輪自動車	総排気量0.250ℓを超えるもの		(78.1)			72			99 (60年)			94	86			75 (62年)		73
		総排気量0.1250ℓを超え、0.250ℓ以下のもの		(75.1)	71 (10年)					74	94 (10年)			84	83	78	75 (60年)	73 (10年)	
原動機付自転車	第二種原動機付自転車	総排気量0.050ℓを超え、0.125ℓ以下のもの		(71.1)			68		70	95 (60年)			90	82			72 (61年)		71
		総排気量0.050ℓ以下のもの		(69.6)	65 (10年)							84 (10年)			80	79	75	72 (59年)	71 (10年)
使用過程車	全車			85	85	85	85	85	85	85	新車と同一	新車と同一	新車と同一						

注) (1) 目標値は、許容限度設定目標（10年以内に達成すべき数値）を示す。
 (2) 定常走行騒音の現行の欄中（ ）内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。
 (3) 近接排気騒音の欄中（ ）内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。
 (4) 規制年については、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料 2-23 都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止（日曜、休日を除く）



	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止（本町左専道線、南久宝寺町通、三休橋筋、築港深江橋高架部分、国道308号、周防町通を除く）9時～19時
	大型貨物自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 9時～19時
	大型自動車及び特殊自動車の通行禁止 国道1・2号線、国道172号線、本町左専道線、扇町線、大阪環状線、長柄橋、新御堂筋、十三大橋、淀川大橋、9時～19時 大阪和泉南線（斎場前～播磨町）8時～10時 16時～18時 大阪和泉南線（阿倍野近鉄前～斎場前）8時～20時

資料 3-1 神崎川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	小松橋	神 崎 川	E	3.2	3.8	3.6	3.1	1.2	3.8	3.2	3.3	1.9	3.6
2	吹田橋	〃	E	5.8	6.3	4.9	5.1	5.6	6.5	6.7	6.2	5.1	5.4
3	新三国橋	〃	E	4.3	4.5	4.2	4.0	2.6	2.8	3.7	4.1	3.4	3.0
4	神崎橋	〃	E	4.3	3.8	3.8	2.3	2.0	2.4	4.1	3.6	2.6	3.7
5	千船橋	〃	E	3.1	2.9	2.8	2.3	1.9	1.7	3.2	2.6	2.3	2.4
6	辰巳橋	〃 (左門殿川)	E	2.9	3.0	3.0	2.6	2.0	2.2	3.2	2.6	2.2	2.3
7	新京阪橋	安 威 川	E	5.9	7.5	6.5	7.0	6.6	5.7	6.6	6.7	4.3	3.6

注 数字は年平均値である。

資料 3-2 淀川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
8	JR 赤川鉄橋	淀 川	B	2.5	※2.6	2.5	1.8	1.8	2.0	2.5	2.1	1.9	1.4
9	伝法大橋	〃	D	5.0	3.1	3.7	2.5	3.1	3.1	5.4	2.7	2.8	3.0

注 1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準不適合を表している。環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

資料 3-3 寝屋川水域における B O D の経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	今津橋	寝屋川	E	11※	11※	11	11※	11※	※9.7	11※	12※	9.3	6.3
11	新喜多大橋	〃	E	12※	10	9.3	9.5	11※	14※	12※	9.6	11※	※9.7
12	京橋	〃	E	5.8	5.5	5.7	5.1	4.4	4.7	5.8	6.8	5.3	4.6
13	徳栄橋	古川	E	13	17	10	11	11※	13※	14※	12※	9.3	※8.7
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	11※	12※	11※	10※	13※	15※	13※	13※	13※	10※
15	下城見橋	〃	E	7.3	7.5	7.0	6.5	7.2	12	10※	12※	14※	10※
16	中竹淵橋	平野川	E	30※	27※	23※	25※	23※	23※	29※	29※	28※	23※
17	安泰橋	〃	E	35※	29※	27※	34※	29※	31※	31※	28※	27※	22※
18	睦橋	〃	E	28※	21※	22※	21※	18※	19※	27※	14※	19※	12※
19	南弁天橋	〃	E	19※	18※	12※	18※	15※	14※	22※	16※	18※	14※
20	城見橋	〃	E	8.8	9.8	※9.4	8.1	8.1	12※	11※	12※	14※	11※
21	片一橋	平野川分水路	E	8.6	9.7	9.0	8.6	11	10※	8.0	9.0	10※	7.8
22	天王田大橋	〃	E	7.5	8.2	6.1	5.5	5.3	9.2	6.9	9.1	8.8	7.1
23	赤川橋	城北川	C	3.1	2.8	2.5	2.9	2.8	3.1	3.0	2.0	1.6	1.7

注 1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準不適合を表している。環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

資料 3-4 大阪市内河川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.63	H.1	2	3	4	5	6	7	8	9
24	毛馬橋	大川	C	2.4	2.1	2.3	1.8	2.0	2.0	2.8	1.9	1.8	1.9
25	桜宮橋	〃	C	2.8	2.3	2.5	2.1	1.9	1.8	2.5	2.1	2.1	1.9
26	天神橋(右)	堂島川	C	3.7	3.1	2.7	2.5	2.9	4.0	4.2	※4.4	3.6	4.0
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	5.2	5.4	4.5	4.0	※5.6	※5.2	※5.4	※5.3	※6.6	※5.1
28	天保山渡	安治川	C	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	3.1	2.5	3.2	2.2	2.2	2.8	3.3	3.2	3.4	2.7
30	春日出橋	六軒家川	C	2.7	2.8	2.6	2.1	2.2	3.1	※4.0	3.1	2.6	2.6
31	本町橋	東横堀川	—	3.8	3.8	3.6	3.2	3.8	4.1	5.2	4.3	4.4	3.6
32	大黒橋	道頓堀川	C	2.6	2.7	3.4	2.9	3.0	2.4	3.1	2.7	2.4	2.3
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.5	2.8	2.8	2.2	2.5	3.1	3.5	2.5	2.8	2.5
34	千本松渡	木津川	C	3.5	3.5	3.1	2.6	2.7	3.1	2.7	2.5	2.7	2.4
35	船町渡	木津川運河	C	2.8	2.9	2.7	2.3	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3	2.1
36	住之江大橋	住吉川	C	6.5	6.2	4.2	6.2	※5.0	5.9	※6.5	※4.3	※6.9	※5.6

注 1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準不適合を表している。環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

3. 類型は平成4年度以降のものである。

資料 3-5 大和川水域における BOD の経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.63	H.1	2	3	4	5	6	7	8	9
37	浅香 新取水口	大和川	C	※8.0	※7.6	※6.5	※8.2	12※	13※	17※	10※	10※	10※
38	遠里小野橋	〃	D	※8.5	※8.3	※6.6	6.9	※9.5	11※	20※	13※	10※	※8.6

注 1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準不適合を表している。環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

資料 3 - 6 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	類型	S.63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
39	神 崎 川 河 口	C	4.9	4.9	5.1	4.9	4.7	4.8	5.3	5.2	5.1	4.9
40	中 島 川 河 口	C	5.3	4.9	5.0	5.1	5.0	5.4	6.4	5.1	6.0	5.6
41	淀 川 河 口	C	4.8	4.1	4.8	4.1	4.0	4.1	4.9	5.2	4.7	5.1
42	正 蓮 寺 川 河 口	C	5.3	4.5	4.8	5.2	4.7	4.7	6.1	5.0	6.9	4.9
43	木 津 川 河 口	C	4.5	5.1	4.8	4.7	4.8	5.2	4.8	5.0	4.8	4.8
44	No 5 プ イ 跡	C	3.6	3.7	3.7	3.8	3.5	3.9	4.2	4.3	4.1	4.0
45	第 一 号 岸 壁	C	3.7	4.0	4.6	4.0	4.1	4.5	4.6	4.1	4.3	4.2
46	No 25 ドルフィン	C	4.4	4.0	5.0	4.1	4.1	4.5	5.6	4.2	5.0	4.5
47	北 港 沖 1,000 m	C	3.8	3.0	3.7	3.9	3.3	3.4	3.6	3.7	3.6	4.6
48	関 門 外 1,200 m	C	3.5	3.1	3.4	3.7	3.3	3.5	3.4	3.8	3.2	3.7
49	南 港	C	3.6	3.5	4.0	3.8	3.6	3.6	3.9	4.5	3.6	4.0
50	大 阪 港 C - 3	C	3.7	3.3	4.3	3.3	3.3	2.9	3.9	3.0	3.4	3.4

(注) 数字は年平均値である。

資料 3－7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成 9 年度）

① 河川（38地点）

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
1	小松橋	神崎川	E	7.1～7.7	8.6	3.6	5.7	6.5
2	吹田橋	〃	E	7.3～7.6	7.6	5.4	6.8	13
3	新三国橋	〃	E	6.7～7.9	9.1	3.0	7.4	7
4	神崎橋	〃	E	6.6～7.7	7.1	3.7	8.1	6
5	千船橋	〃	E	6.3～8.3	7.2	2.4	7.2	6
6	辰巳橋	〃(左門殿川)	E	6.9～7.9	7.1	2.3	7.0	6
7	新京阪橋	安威川	E	6.8～7.6	7.2	3.6	7.5	13
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3～8.4	9.4	1.4	3.9	14
9	伝法大橋	〃	D	7.4～9.4	9.3	3.0	5.7	26
10	今津橋	寝屋川	E	6.6～7.3	3.4	6.3	11	19
11	新喜多大橋	〃	E	7.2～7.5	3.5	9.7	13	19
12	京橋	寝屋川	E	6.5～7.5	4.3	4.6	8.4	9
13	徳栄橋	古川	E	7.0～7.5	2.6	8.7	11	10
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	7.1～7.4	4.7	10	13	10
15	下城見橋	〃	E	7.1～7.3	3.9	10	14	12
16	中竹淵橋	平野川	E	7.3～7.5	2.9	23	25	21
17	安泰橋	〃	E	7.1～7.5	3.0	22	25	21
18	睦橋	〃	E	7.2～7.5	2.7	12	16	13
19	南弁天橋	〃	E	7.0～7.6	1.9	14	18	13

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
20	城見橋	平野川	E	7.0~7.4	3.5	11	14	11
21	片一橋	平野川分水路	E	6.8~7.4	4.2	7.8	13	9
22	天王田大橋	〃	E	7.0~7.3	4.3	7.1	14	8
23	赤川橋	城北川	C	7.3~7.9	9.0	1.7	4.3	16
24	毛馬橋	大川	C	7.3~7.7	9.5	1.9	3.8	9
25	桜宮橋	〃	C	7.3~7.7	9.5	1.9	4.7	13
26	天神橋 (右)	堂島川	C	7.2~7.5	7.9	4.0	6.9	15
27	天神橋 (左)	土佐堀川	C	7.2~7.5	6.8	5.1	8.7	15
28	天保山渡	安治川	C	7.7~8.0	6.7	1.7	5.1	5
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.5~8.2	6.8	2.7	5.0	7
30	春日出橋	六軒家川	C	7.4~8.0	6.9	2.6	5.8	9
31	本町橋	東横堀川	—	7.1~7.4	5.4	3.6	7.2	11
32	大黒橋	道頓堀川	C	7.1~7.6	5.3	2.3	5.9	6
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.4~7.6	5.8	2.5	6.9	9
34	千本松渡	木津川	C	7.4~7.7	5.8	2.4	6.6	6
35	船町渡	木津川運河	C	7.6~7.9	6.3	2.1	5.5	6
36	住之江大橋	住吉川	C	7.0~9.3	5.2	5.6	11	6
37	浅香新 取水口	大和川	C	7.4~8.0	8.1	10	12	26
38	遠里小野橋	〃	D	7.3~7.9	8.4	8.6	11	21

② 海 域 (12地点)

No	調 査 地 点	類 型	pH	DO (mg/ℓ)	COD(mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全 燐 (mg/ℓ)	油 分 (mg/ℓ)
					酸性法	アルカリ性法				
39	神崎川河口	C	7.5～8.3	7.1	4.9	—	2.5	1.4	0.18	ND
40	中島川河口	C	7.4～8.2	6.3	5.6	—	2.6	2.6	0.30	ND
41	淀川河口	C	7.7～8.7	8.4	5.1	—	2.9	1.3	0.17	ND
42	正蓮寺川 河 口	C	7.7～8.5	7.8	4.9	—	3.1	1.3	0.14	ND
43	木津川河口	C	7.6～7.9	6.2	4.8	—	2.0	3.0	0.24	ND
44	No.5 ブイ跡	C	7.9～8.4	7.7	4.0	—	1.7	1.5	0.14	ND
45	第一号岸壁	C	7.6～8.0	6.6	4.2	—	2.2	1.5	0.15	ND
46	No.25 ドルフィン	C	7.7～8.7	8.1	4.5	—	3.1	1.2	0.12	ND
47	北港沖 1,000m	C	8.0～8.8	8.1	4.6	—	2.0	0.9	0.09	ND
48	関門外 1,200m	C	8.0～8.6	7.7	3.7	—	1.9	1.0	0.10	ND
49	南 港	C	7.9～8.4	7.2	4.0	—	2.1	1.3	0.13	ND
50	大 阪 湾 C-3	C	7.9～8.6	8.5	3.4	—	—	0.95	0.096	ND

注 1. 河口中央の調査地点は昭和55年度から海域として評価している。

2. 大阪湾C-3は、表層での調査結果である。

資料 3 - 8 河川観測局における水質経年変化（年平均値）

（単位：COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニア：mg/l、

温度：℃、電気伝導度：μS/cm、酸化還元電位：mV）

水域	観測局	年度 項目	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9
神崎川	下新庄（神崎川）	C O D	7.0	6.5	6.4	6.1	5.8	5.9	7.3	6.8	6.0	5.8
		溶 存 酸 素	6.2	5.9	5.7	6.3	6.7	7.2	5.7	6.3	6.6	6.7
		水 温	17	17	19	18	18	17	19	18	18	18
		p H	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2
		濁 度	37	34	34	28	26	25	23	25	21	23
		電 気 伝 導 度	337	340	337	349	340	343	503	446	387	352
		酸化還元電位	+ 27	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ア ン モ ニ ア	—	2.5	2.0	1.8	1.9	2.3	5.4	3.8	2.4	2.0
	出来島（神崎川）	C O D	6.2	6.1	6.3	5.5	5.2	5.2	5.8	6.6	4.9	5.2
		溶 存 酸 素	3.5	3.6	3.9	3.5	3.8	4.4	3.7	4.5	4.4	4.7
		水 温	18	19	19	19	19	18	20	18	18	18
		p H	7.4	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3	7.5	7.6	7.5	7.4
		濁 度	21	31	29	23	14	17	14	18	16	17
		ア ン モ ニ ア	—	—	—	—	—	—	(2.1)	2.6	2.7	2.3
寝屋川	今津橋（寝屋川）	C O D	16	15	15	(17)	14	12	15	14	13	12
		溶 存 酸 素	1.8	1.6	1.1	(0.9)	0.5	0.7	0.6	1.2	1.1	1.7
		水 温	18	19	20	(12)	19	21	21	19	20	19
		p H	7.1	7.0	7.0	(7.1)	7.0	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1
		濁 度	42	38	35	(42)	35	30	25	26	29	26
		電 気 伝 導 度	475	419	486	(655)	519	446	618	529	528	483
		塩 素 イ オ ン	86	64	86	(142)	99	68	138	102	106	—
		ア ン モ ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
	京橋（寝屋川）	C O D	11	11	11	10	9.4	9.2	10	10	9.8	8.6
		溶 存 酸 素	3.0	3.3	3.8	3.7	3.8	3.8	3.8	4.1	4.2	4.3
		水 温	20	18	19	19	19	19	20	18	18	19
		p H	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0
		濁 度	36	32	30	29	27	28	30	32	30	30
		電 気 伝 導 度	432	410	417	421	426	412	561	494	425	399
		酸化還元電位	▲ 2	+ 4	+ 9	+ 21	+ 11	+ 9	+ 68	+ 77	+ 56	+ 97
		ア ン モ ニ ア	—	—	—	—	—	—	5.5	6.4	5.4	4.4
	衛門橋（平野川）	C O D	15	15	16	16	15	14	15	15	14	13
		溶 存 酸 素	0.7	0.6	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.2
		水 温	19	20	20	20	19	19	21	19	20	20
		p H	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	6.9	6.9
		濁 度	36	34	28	19	18	16	14	14	15	14
		電 気 伝 導 度	589	548	545	555	528	539	640	591	582	527
		酸化還元電位	▲ 122	▲ 137	—	—	—	—	—	—	—	—
		ア ン モ ニ ア	—	—	11	11	9.2	8.4	10	12	10	7.7

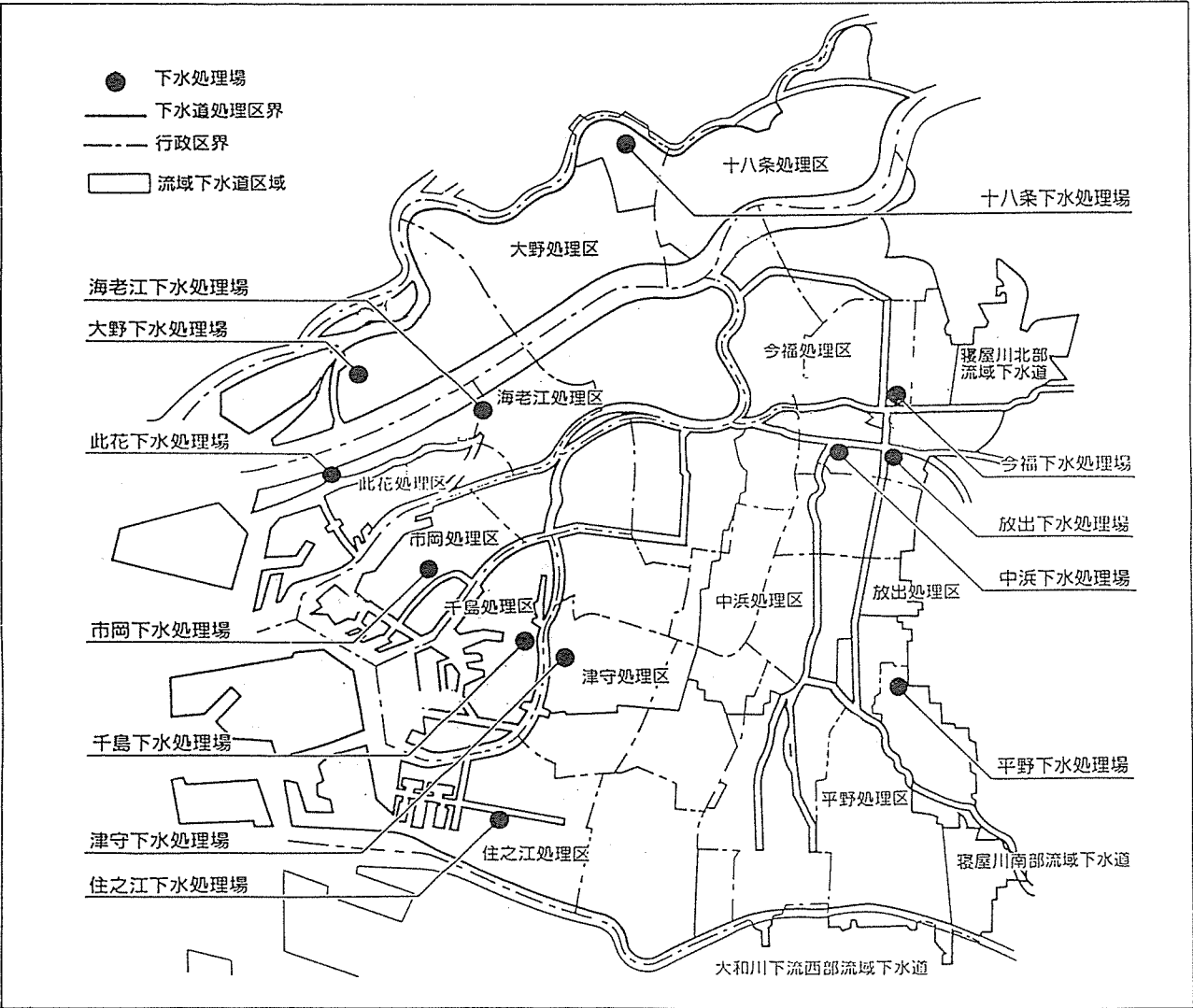
水域	観測局	年度	昭和	平成	2	3	4	5	6	7	8	9
		項目	63	元								
大阪市内河川	大黒橋（道頓堀川）	C O D	6.6	6.3	6.1	5.8	5.7	5.2	5.5	5.3	4.5	5.2
		溶存酸素	3.1	4.0	4.1	4.0	4.2	4.2	3.8	3.8	3.6	3.3
		水温	17	18	18	18	18	17	19	18	18	18
		p H	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	7.0
		濁度	24	19	20	15	14	17	13	12	12	9
		電気伝導度	*2,909	*3,223	*2,656	*3,121	*3,332	*3,250	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735
		酸化還元電位	+ 12	+ 10	+ 24	+ 18	+ 17	+ 19	+ 20	+ 51	—	—
		アンモニア	—	—	—	—	—	—	—	—	3.8	2.5
	安治川（安治川）	C O D	5.1	5.1	4.7	4.4	4.8	4.5	5.2	5.2	(4.7)	4.6
		溶存酸素	5.7	5.8	5.9	6.3	6.5	6.7	5.9	6.6	(8.1)	5.1
		水温	17	17	19	18	18	17	19	18	(10)	18
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	(7.6)	7.5
		濁度	29	28	31	18	18	20	14	18	(15)	16
		アンモニア	—	—	—	1.9	1.8	1.9	2.6	2.7	(1.7)	1.2
	千本松（木津川）	C O D	5.2	5.1	4.5	4.3	4.3	4.3	4.7	4.8	4.7	4.7
		溶存酸素	3.1	3.2	3.4	3.3	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	3.8
		水温	18	18	19	19	18	18	19	18	18	19
		p H	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4
		濁度	18	14	14	12	11	10	8	9	9	9
		アンモニア	—	—	—	—	2.3	2.7	2.6	2.9	2.9	2.4
	尻無川（尻無川）	C O D	5.3	5.3	5.3	5.0	4.7	4.3	4.6	4.8	5.3	5.4
		溶存酸素	3.5	3.5	3.7	3.8	3.2	3.6	3.3	3.7	3.8	4.1
		水温	18	18	18	18	19	17	19	17	18	18
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2
		濁度	21	22	20	17	15	16	14	17	18	18
		アンモニア	—	—	—	—	(2.3)	2.4	2.1	2.0	2.2	1.8
	大川（大川）	C O D	4.5	4.3	4.4	4.1	4.2	4.0	4.2	4.0	3.8	3.8
		溶存酸素	8.2	8.0	8.4	8.2	8.6	8.8	8.5	9.0	8.9	8.8
		水温	16	17	17	17	17	16	18	16	17	18
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3
		濁度	35	33	31	27	23	26	16	19	18	17
		電気伝導度	167	167	161	167	171	168	213	188	185	173
		塩素イオン	19	17	18	20	23	20	26	21	21	18

注 ①—は非測定 ②（ ）は有効測定日数（1日あたり12時間以上測定の日）が年間1/2未満

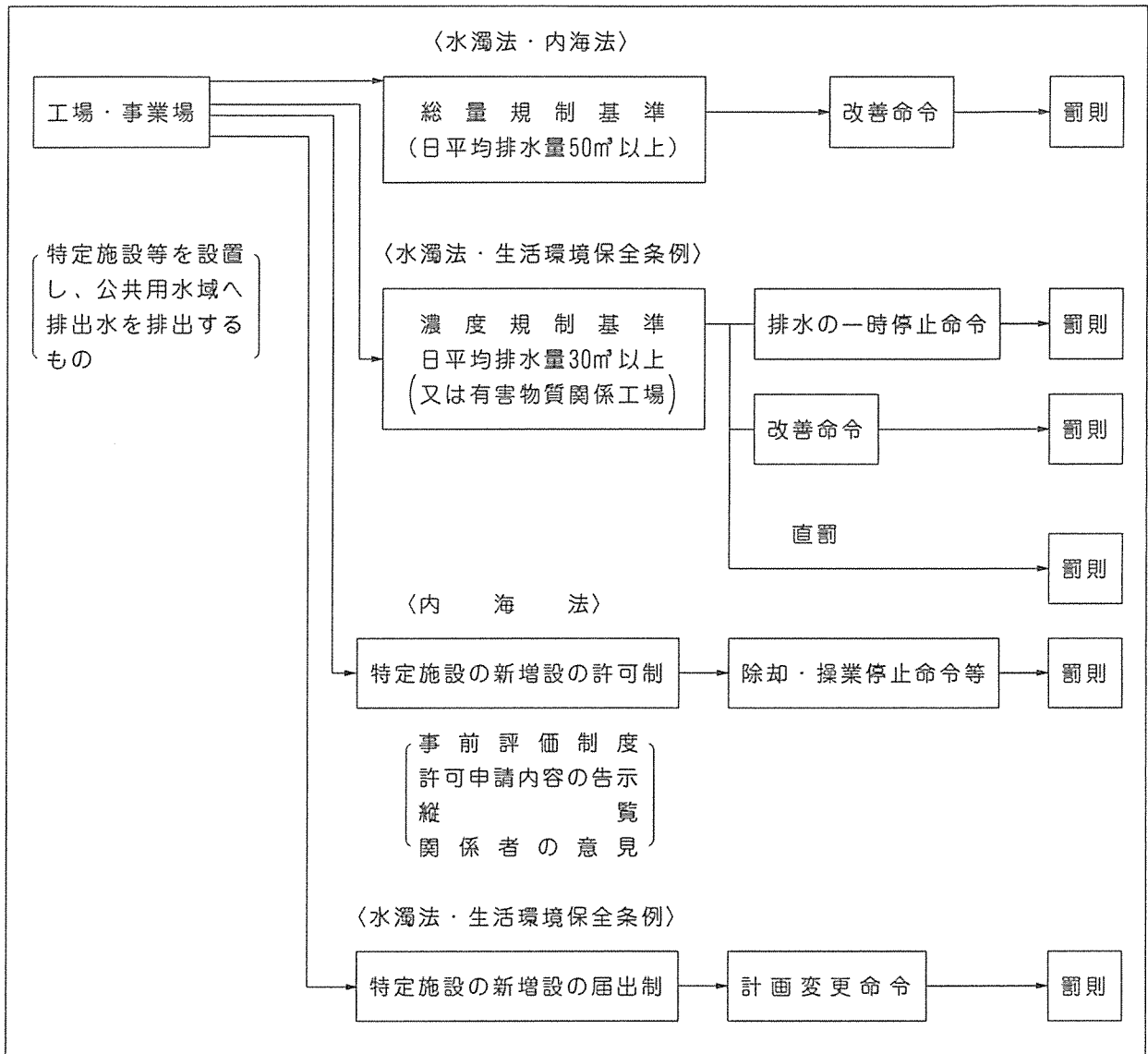
③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当 ④酸化還元電位の▲印はマイナス

資料 3－9 下水処理区と下水処理場

市内は、12の処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料 3-10 水質関係法律・条例による規制の仕組み



- (注) 1. 生活環境保全条例の対象工場は総量規制対象外
2. 総量規制対象工場は、濃度規制基準も併用

資料 3-11 水域別・行政区別・法律・条例適用工場数及び排水量一覧

(平成10年3月末現在)

① 規制対象

排水量単位：m³/日

法律・条例		瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法		水 質 汚 濁 防 止 法		大阪府生活環境の 保全等に関する条例		合 計	
水 域	行政区	工場数	排水量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量
神崎川	西淀川	2	10,927	1	267,000			3	277,927
	淀 川	1	1,000	1	181,000			2	182,000
大 阪 市 内 河 川	福 島			1	242,000			1	242,000
	此 花	1	7,702	5	113,158	1	791,115	7	911,975
	港			1	117,000			1	117,000
	大 正	5	519,179	3	104,028			8	623,207
	東淀川	1 (1)	0					1 (1)	0
	住之江	1	108,000	1	275,000	2	7,967,200	4	8,350,200
	西 成	1 (1)	0	1	350,000			2 (1)	350,000
寝 屋 川	旭	1	2,000					1	2,000
	城 東	2	28,962	3	583,000			5	611,962
	鶴 見	1 (1)	0					1 (1)	0
	平 野	1	34	1	260,000			2	260,034
大和川	平 野			4	137			4	137
計		17 (3)	677,804	22	2,492,323	3	8,758,315	42 (3)	11,928,442

- (備考) 1. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場とは、最大日排水量50m³以上の特定事業場（水質汚濁防止法による特定施設を設置し、公共用水域へ排出する工場）。
2. 水質汚濁防止法による規制対象工場とは、日平均排水量30m³以上（指定地域特定施設を含む）又はカドミウム等の有害物質を排出する特定事業場で1以外のもの。
3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制対象工場とは、府条例による届出施設を有する事業場であって、日平均排水量30m³以上又はカドミウム等の有害物質を排出するもので1、2以外のもの。
4. () 内は内数で浄水場（通常排水量0m³/日、最大排水量50m³/日以上）を示す。
5. 水域区分は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。

② 届出対象

排水量単位：m³/日

法 律 ・ 条 例		水 質 汚 濁 防 止 法		大阪府生活環境の 保全等に関する条例		合 計	
水 域	行 政 区	工 場 数	排 水 量	工 場 数	排 水 量	工 場 数	排 水 量
神崎川	西 淀 川	1 8	0			1 8	0
大 阪 市 内 河 川	北	4	2 6			4	2 6
	此 花	1 1	4 7			1 1	4 7
	西	1	0			1	0
	大 正	4	0			4	0
	中 央	1	0			1	0
	西 成			1	0	1	0
寝屋川	平 野	1	4			1	4
	城 東	1	0			1	0
大和川	平 野	4	4 8			4	4 8
計		4 5	1 2 5	1	0	4 6	1 2 5

- (備考) 1. 水質汚濁防止法による届出対象工場とは、日平均排水量が30m³未満で有害物質を使用していない特定事業場。
2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による届出対象工場とは、府条例による届出施設のみを有する事業場で、日平均排水量が30m³未満のもので有害物質を使用していないもの。
3. 水域区分は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。

資料 3-12 水質関係法律・条例届出受理状況

(平成 9 年度)

区別	法令別	瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法	水 質 汚 濁 防 止 法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
西 淀 川		0	7	0
淀 川		1	0	0
北		0	4	0
福 島		0	0	0
此 花		2	5	0
港		0	0	0
大 正		1 1	4	0
東 淀 川		0	0	0
住 之 江		0	0	1
西 成		0	0	3
旭		0	0	0
城 東		0	2	0
鶴 見		0	0	0
平 野		0	5	0
計		1 4	2 7	4

資料 3-13 検査検体数及び検査件数

(平成 9 年度)

検 体 数	検 査 項 目 数			
	工場・事業場排水	河 海 水	底 質	計
5,418	33,862	184	—	34,046

資料４－１ 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成10年３月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	549	468	東淀川	162	194
都 島	153	192	東 成	273	293
福 島	164	278	生 野	305	289
此 花	106	175	旭	73	301
中 央	772	728	城 東	315	261
西	338	339	鶴 見	159	124
港	142	214	阿倍野	103	220
大 正	59	218	住之江	109	291
天王寺	203	219	住 吉	51	119
浪 速	197	264	東住吉	119	113
西淀川	300	314	平 野	346	228
淀 川	373	372	西 成	189	225

合計 特定工場・事業場数（法）：5,560

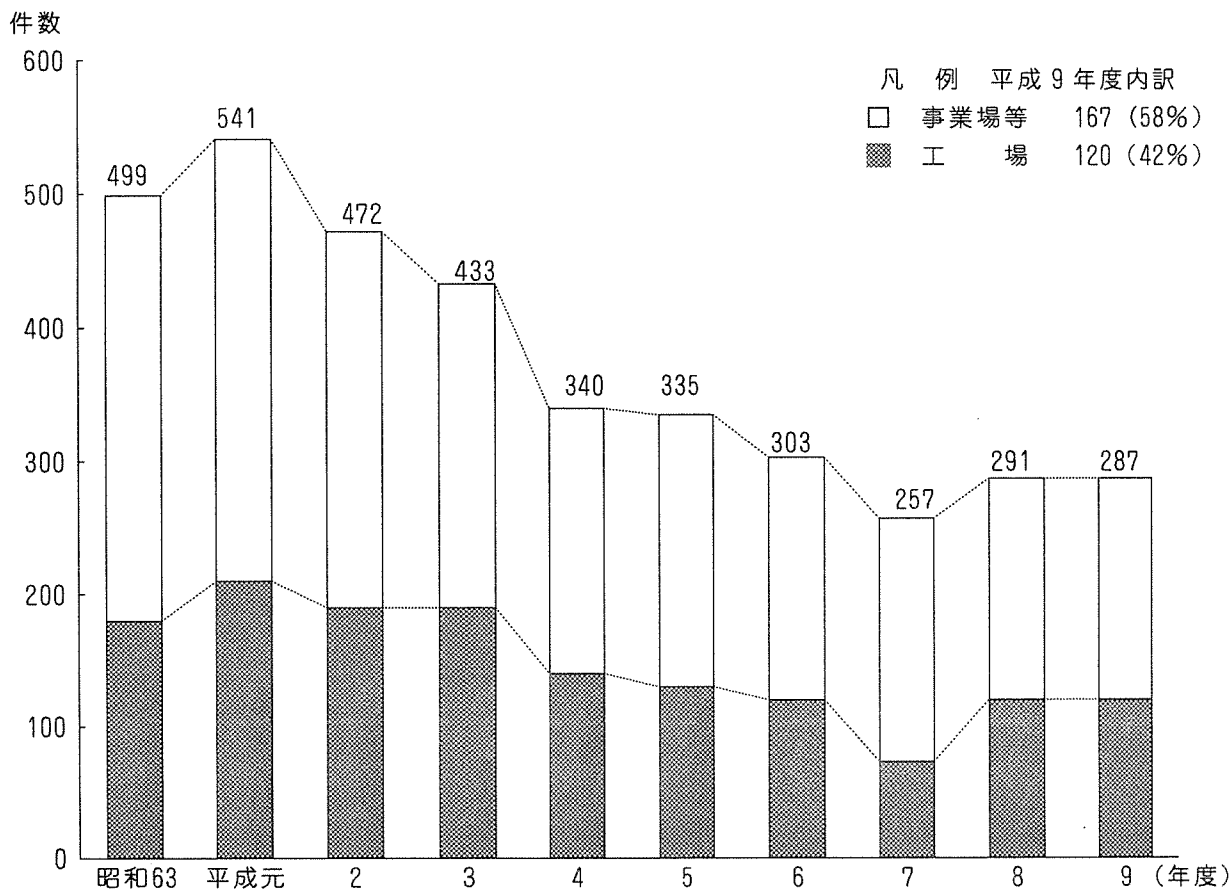
届出工場・事業場数（条例）：6,439

資料４－２ 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）

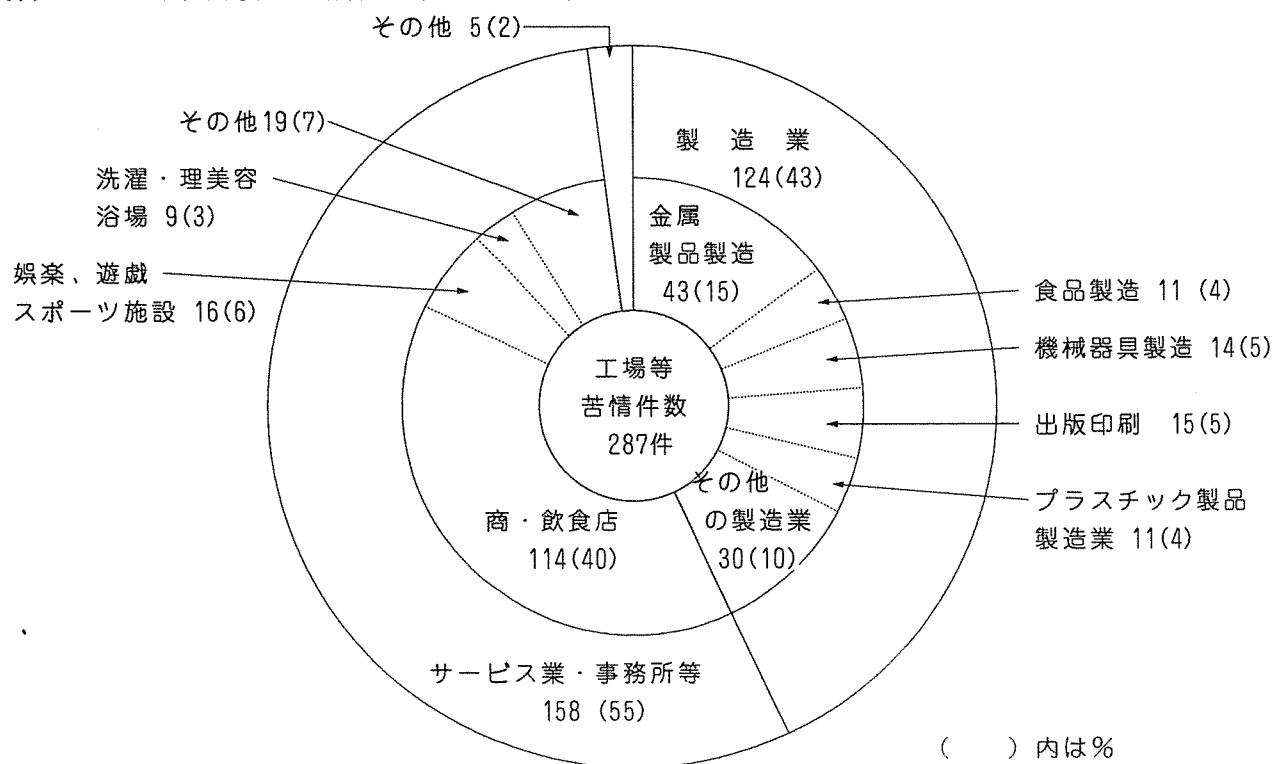
に基づく特定（届出）施設届出件数

種 別	法令 年度 区分	平成 5		6		7		8		9	
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設 置	届	66	107	46	62	30	41	53	52	54	76
使 用	届	0	0	3	4	1	4	0	0	3	2
数 の 変 更	届	10	19	7	9	18	3	4	6	3	6
騒音防止の方法変更	届	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0
氏 名 等 変 更	届	371	260	307	230	135	36	398	76	98	34
全 廃	届	21	30	18	19	7	4	18	16	15	24
承 継	届	14	15	11	7	2	1	9	1	2	0
計		482	431	392	331	194	89	482	151	178	142

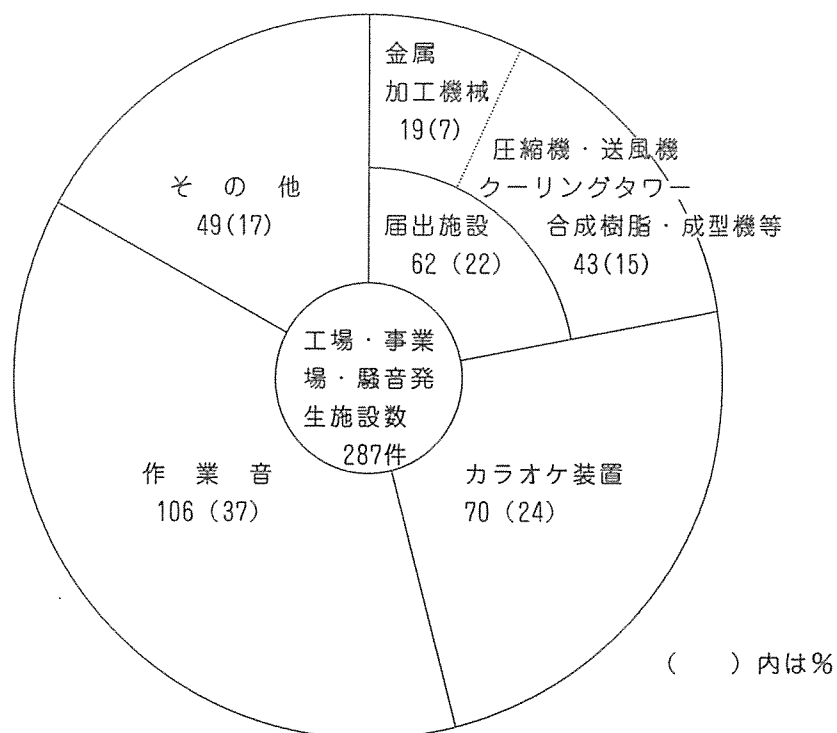
資料４－３ 工場・事業場の騒音苦情件数の推移



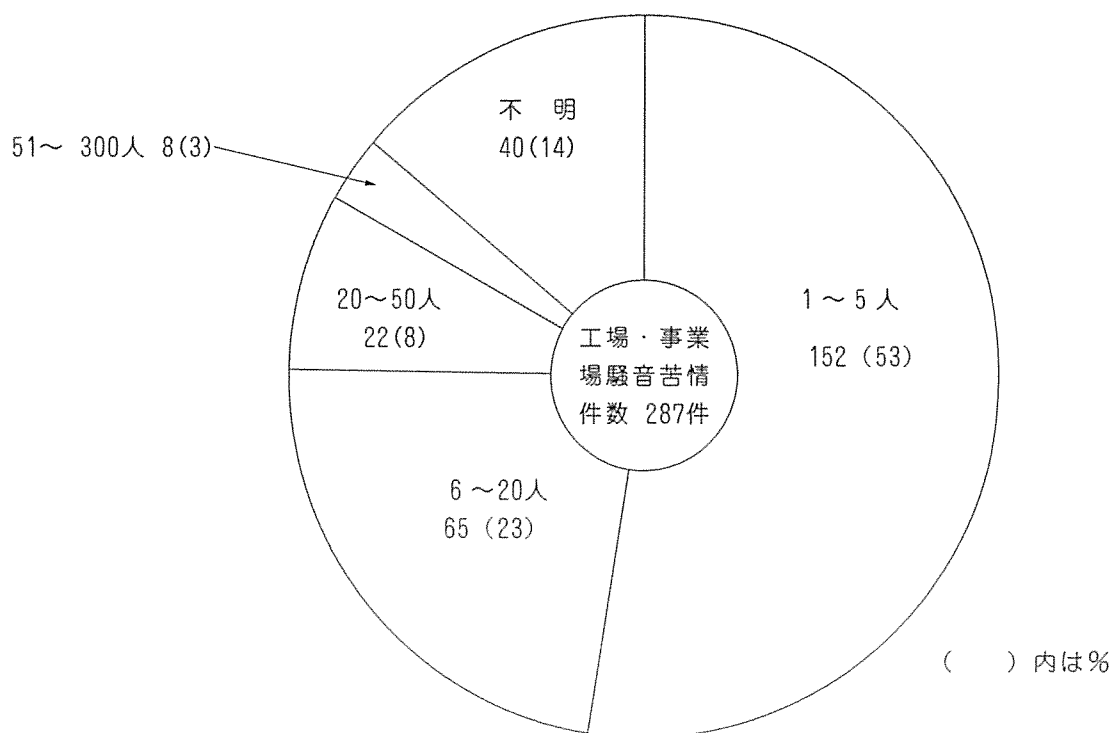
資料４－４ 業種別騒音苦情件数（平成9年度）



資料 4－5 発生施設別騒音苦情件数（平成 9 年度）



資料 4－6 工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳（平成 9 年度）



資料 4-7 特定建設作業届出件数（騒音）

年 度 特定建設作業の種類	平成 5	6	7	8	9
1. くい打機等を使用する作業 （アースオーガー併用を除く）	135	168	165	138	154
2. びょう打機を使用する作業	0	1	2	3	0
3. さく岩機を使用する作業	1,424	1,927	1,744	1,887	1,923
4. 空気圧縮機を使用する作業	18	72	105	76	65
5. コンクリートプラント・アスファルトプラント を設けて行う作業	5	10	6	8	3
6. ブルドーザー又はショベル系掘 削機を使用する作業	2,818	3,088	2,858	3,131	3,386
7. コンクリートカッターを使用す る作業	212	244	226	225	201
8. 鋼球を使用する作業	0	0	0	1	1
計	4,612	5,510	5,106	5,469	5,733

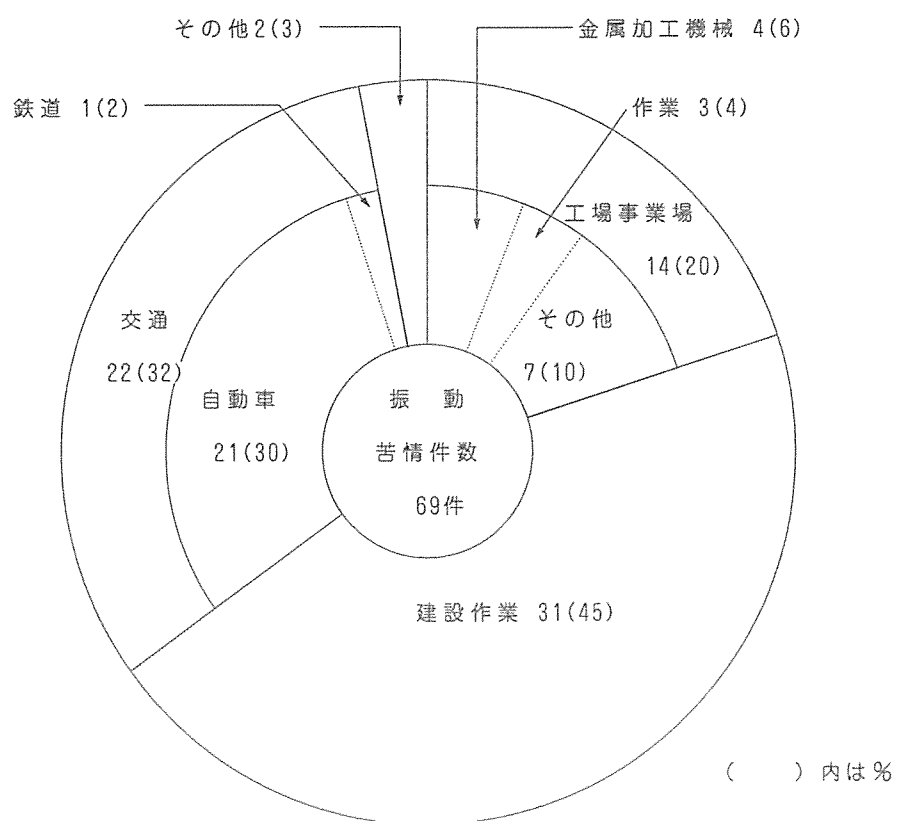
資料 4-8 生活騒音苦情件数

項目 年度	電 気 機 器	楽 器 音 響 機 器	人声・足音 給排水管	ペ ッ ト	アイドリソウ 空ふかし音	そ の 他	計
平 成 5	1	5	10	4	5	10	35
6	8	14	6	0	6	5	39
7	7	8	8	6	10	6	45
8	8	9	10	6	4	7	44
9	6	14	15	7	5	3	50

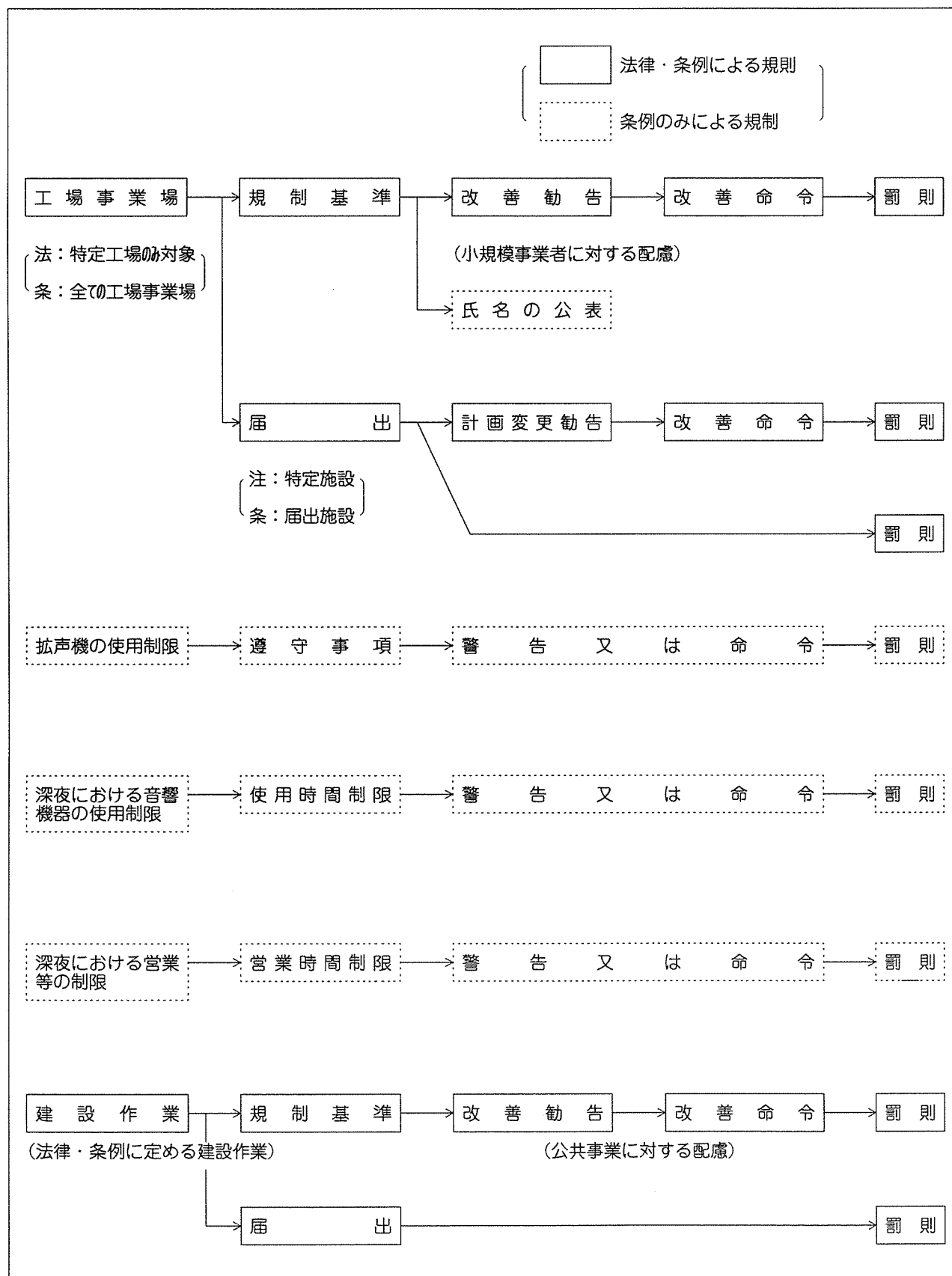
資料 4－9 拡声機騒音苦情件数

項目 年度	商 業 宣 伝 目 的			そ の 他 の 目 的	計
	航 空 機	自 動 車	商 店 等		
平 成 5	0	0	4	2	6
6	0	1	4	3	8
7	0	1	9	4	14
8	0	0	7	2	9
9	0	1	7	4	12

資料 4－10 振動関係苦情件数の内訳（平成 9 年度）



資料4-11 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料４－１２ 環境保全課における立入指導等の状況（騒音）

（平成９年度）

		工 場 ・ 事 業 場 等			建 設 作 業
		工 場 等	カ ラ オ ケ	計	
指 導 工 場 等 総 数		1 3 1	2 0 8	3 3 9	3 4 4
内 訳	立 入 指 導	1 0 9	2 0 2	3 1 1	1 1 5
	呼 出 指 導	2 2	6	2 8	2 2 9
測 定 件 数		1 6	8	2 4	0

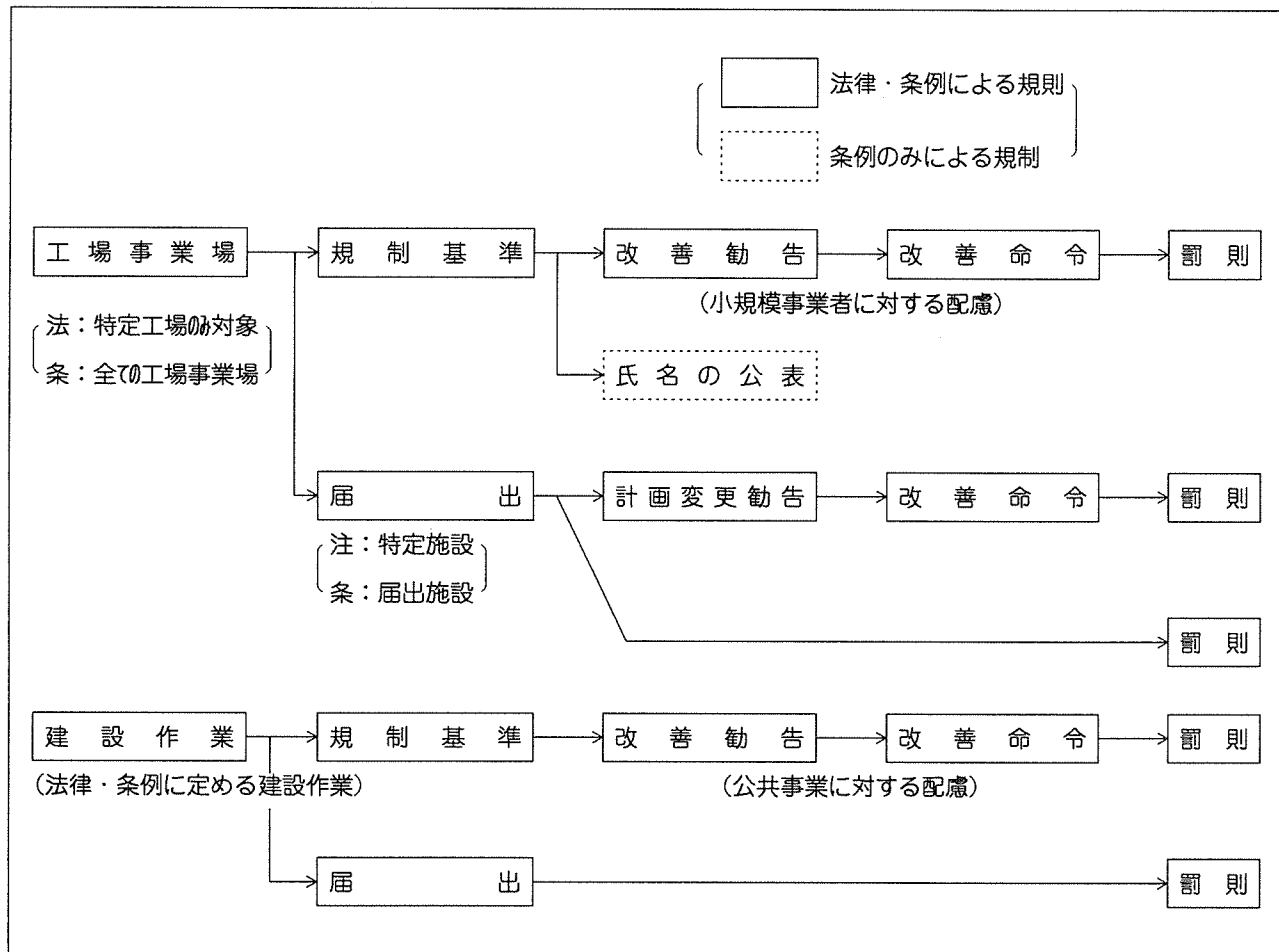
資料４－１３ 保健所における立入指導等の活動状況（騒音）

（平成９年度）

	立 入 指 導 件 数	測 定 件 数
法 律	1, 3 6 0	6 7 3
条 例	3, 0 5 9	1, 3 3 3
そ の 他	5 2 4	3 2 6
計	4, 9 4 3	2, 3 3 2

（注：建設作業を含む）

資料 4－14 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料 4－15 環境保全課における立入指導等の状況（振動）

(平成9年度)

		立 入 指 導 件 数	建 設 作 業
指 導 工 場 等 総 数		4 9	2 4 2
内 訳	立 入 指 導	4 3	8 1
	呼 出 指 導	6	1 6 1
測 定 件 数		8	0

資料 4－16 保健所における立入指導等の活動状況（振動）

(平成9年度)

	立 入 指 導 件 数	測 定 件 数
法 律	8 0 1	2 1 2
条 例	5 3 3	1 4 6
そ の 他	9 4	6 0
計	1, 4 2 8	4 1 8

(注：建設作業を含む)

資料 4－17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

（平成10年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	294	45	東淀川	113	22
都 島	112	32	東 成	293	41
福 島	141	28	生 野	354	26
此 花	97	39	旭	99	25
中 央	216	22	城 東	280	30
西	222	25	鶴 見	137	28
港	133	82	阿倍野	75	52
大 正	63	120	住之江	70	141
天王寺	134	24	住 吉	31	8
浪 速	126	35	東住吉	98	8
西淀川	275	84	平 野	301	55
淀 川	278	73	西 成	175	44

合計 特定工場事業場数（法）：4,117
届出工場事業場数（条例）：1,089

資料 4－18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく

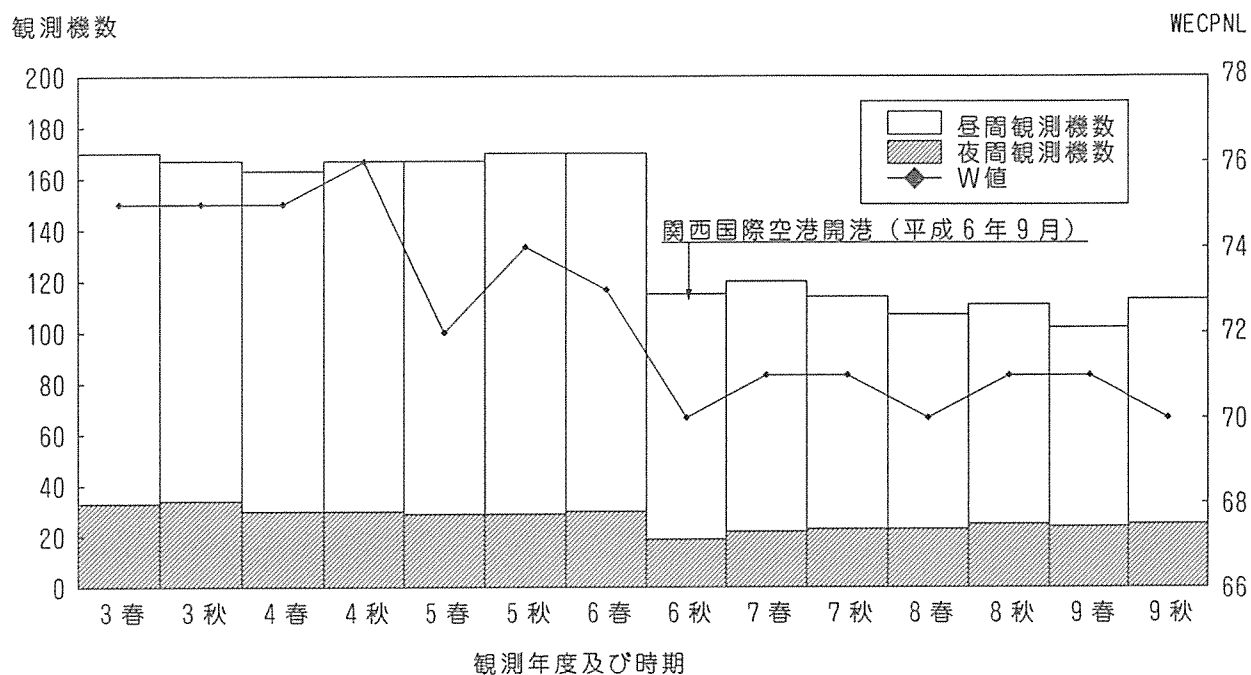
特定（届出）施設届出件数

種 別	年度 法令 区分	平成 5		6		7		8		9	
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設 置 届		42	62	31	23	10	0	14	3	14	2
使 用 届		0	0	3	0	1	0	0	0	0	1
数 の 変 更 届		8	11	8	3	15	1	2	0	0	0
振 動 防 止 の 方 法 変 更 届		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
使 用 の 方 法 変 更 届		0	—	0	—	0	0	0	0	0	0
氏 名 等 変 更 届		147	162	98	123	26	6	51	6	22	0
全 廃 届		17	17	16	12	1	1	4	1	0	2
承 継 届		6	5	5	3	0	0	0	0	1	0
計		220	257	161	164	53	8	71	10	37	7

資料 4－19 特定建設作業届出件数（振動）

特定建設作業の種類	年 度	平成 5	6	7	8	9
1. くい打機等を使用する作業 （アースオーガー併用を含む）		135	168	165	138	154
2. 鋼球を使用する作業		0	0	0	0	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業		5	5	10	8	7
4. ブレーカー（手持式を除く）を 使用する作業		499	665	652	511	483
5. ブルドーザー又はショベル系掘 削機を使用する作業		2,818	3,088	2,858	3,131	3,386
計		3,457	3,926	3,685	3,788	4,030

資料 4-20 毛馬出張所における航空機騒音レベルの経年変化



資料 4-21 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分）

対 策 内 容		J R 西 日 本（対策延長（m））	J R 東 海（対策延長（m））
防 音 壁	直 型	4, 8 9 6 m	1 0, 5 0 0 m
	嵩 上 げ	—	—
	張 出	—	—
	ラ ム ダ	—	7, 9 5 3 m
バラストマットの敷設		9 4 0 m	1 0, 9 3 3 m
レ ー ル の 削 正		2, 3 0 0 m	1 9, 2 4 7 m
有道床弾性マクラギ		—	2 0 0 m

資料 4－22 新幹線鉄道騒音・振動の障害防止対策（民家防音・防振工事）

種 別	根 拠 法 令 等	対 象 地 域	実 施 戸 数 (本市分)
新 幹 線 鉄 道 騒 音 ・ 振 動	「新幹線鉄道騒音対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル以上 { 上 位 半 数 } { パワー平均 }	2, 3 5 5 戸 (昭和54年度 ～平成 9 年度)
{ 東海道・山陽 } { 新 幹 線 }	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動について（勧告）」 昭和51年 環境庁長官勧告	71デシベル以上 { 上 位 半 数 } { 算 術 平 均 }	7 7 戸 (昭和55年度 ～平成 9 年度)

資料 4－23 航空機騒音の障害防止対策（民家防音工事）

種 別	根 拠 法 令 等	民家防音工事 対 象 地 域	実 施 戸 数 (本市分)
航 空 機 騒 音 (大阪国際空港)	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害の防止等に関する法律」 昭和47年 法律第110号	WECPNL 75以上	1 8, 8 7 2 戸 (昭和49年度 ～平成 9 年度)

資料 4-24 「関西国際空港の飛行経路問題」にかかる実機飛行調査
(第 1 回目・平成 10 年 2 月 9 日/第 2 回・4 月 11 日)の結果について

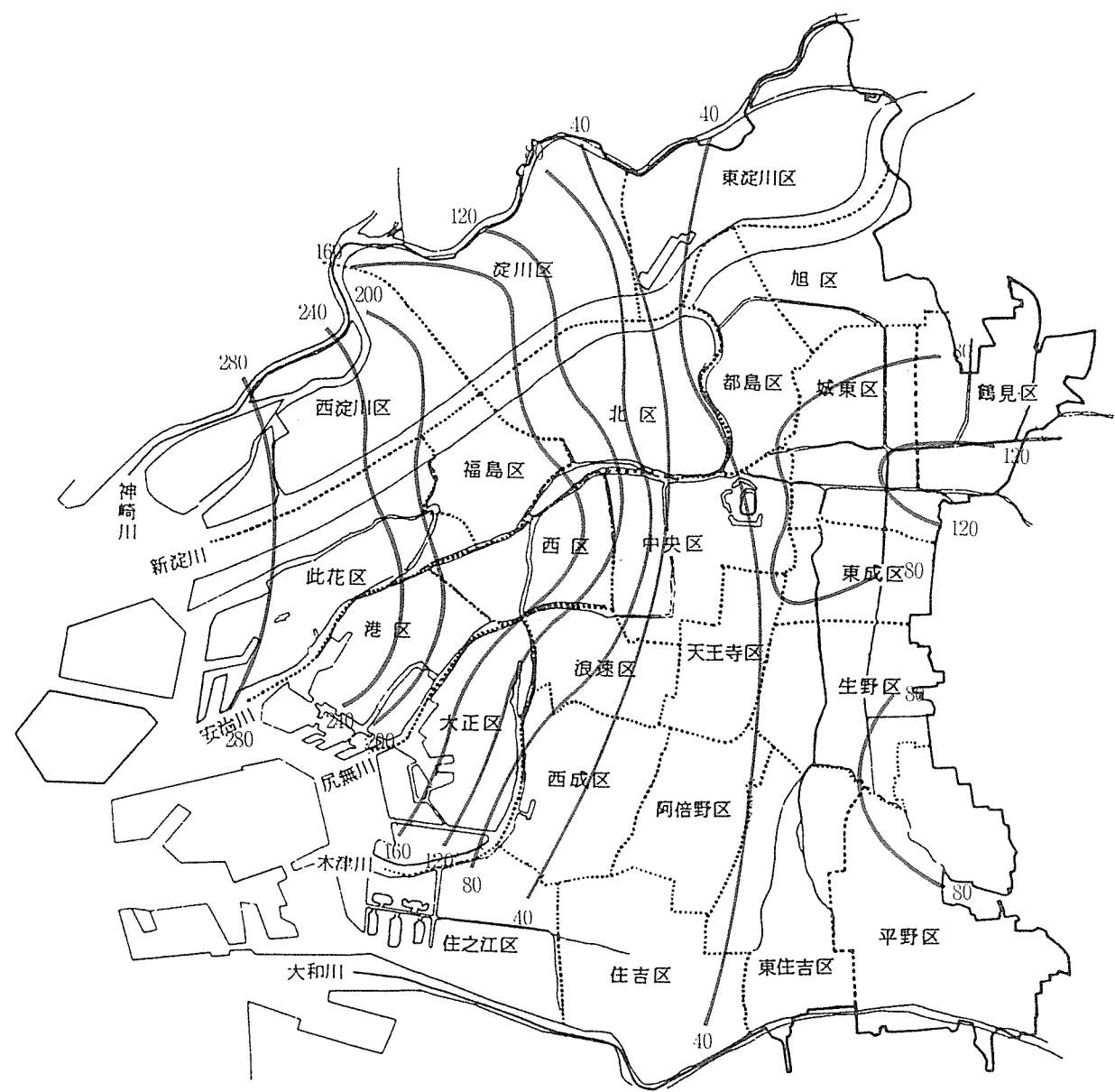
	測 定 場 所	朝/夜	測 定 結 果 (1 回 目)		測 定 結 果 (2 回 目)	
			高 度 (ft)	ビ-レベル (dB(A))	高 度 (ft)	ビ-レベル (dB(A))
大 阪 市 測 定 分	① 西淀川区姫島 1 丁目 (姫島小学校屋上)	朝	10,500	5 9	10,800	5 6
		夜	10,500	6 1	11,100	5 8
	② 福島区大開 4 丁目 (海老江下水処理場内)	朝	10,500	6 0	10,800	5 8
		夜	10,500	6 3	11,100	6 0
	③ 北区大淀北 1 丁目 (水道局倉庫敷地内)	朝	10,700	5 7	11,100	5 1
		夜	10,700	6 0	11,200	(注 2)
	④ 東淀川区西淡路 6 丁目 (神崎川河川敷)	朝	10,700	5 6	11,100	5 0
		夜	10,800	5 8	11,200	5 1

運 輸 省 測 定 分	① 住之江区南港北 3 丁目 (南港野鳥園)	朝	8,600	6 8	8,500	6 1
		夜	8,300	6 6	8,500	6 2
	② 此花区舞洲 (舞洲周辺)	朝	9,200	6 3	9,200	6 0
		夜	8,900	6 4	9,400	6 2
	③ 此花区西島 5 丁目 (此花下水処理場)	朝	10,000	6 1	10,100	5 7
		夜	9,800	6 3	10,500	6 0
	④ 西淀川区百島 1 丁目 (新淀川公園)	朝	10,200	6 4	10,400	5 7
		夜	10,100	6 3	10,800	5 9
	⑤ 此花区春日出北 1 丁目 (此花区役所)	朝	10,300	6 5	10,400	(注 3)
		夜	10,100	6 3	10,800	6 1
	⑤ 淀川区三国本町 1 丁目 (三国本町公園)	朝	10,700	(注 1)	11,200	(注 4)
		夜	11,100	5 7	11,200	5 4

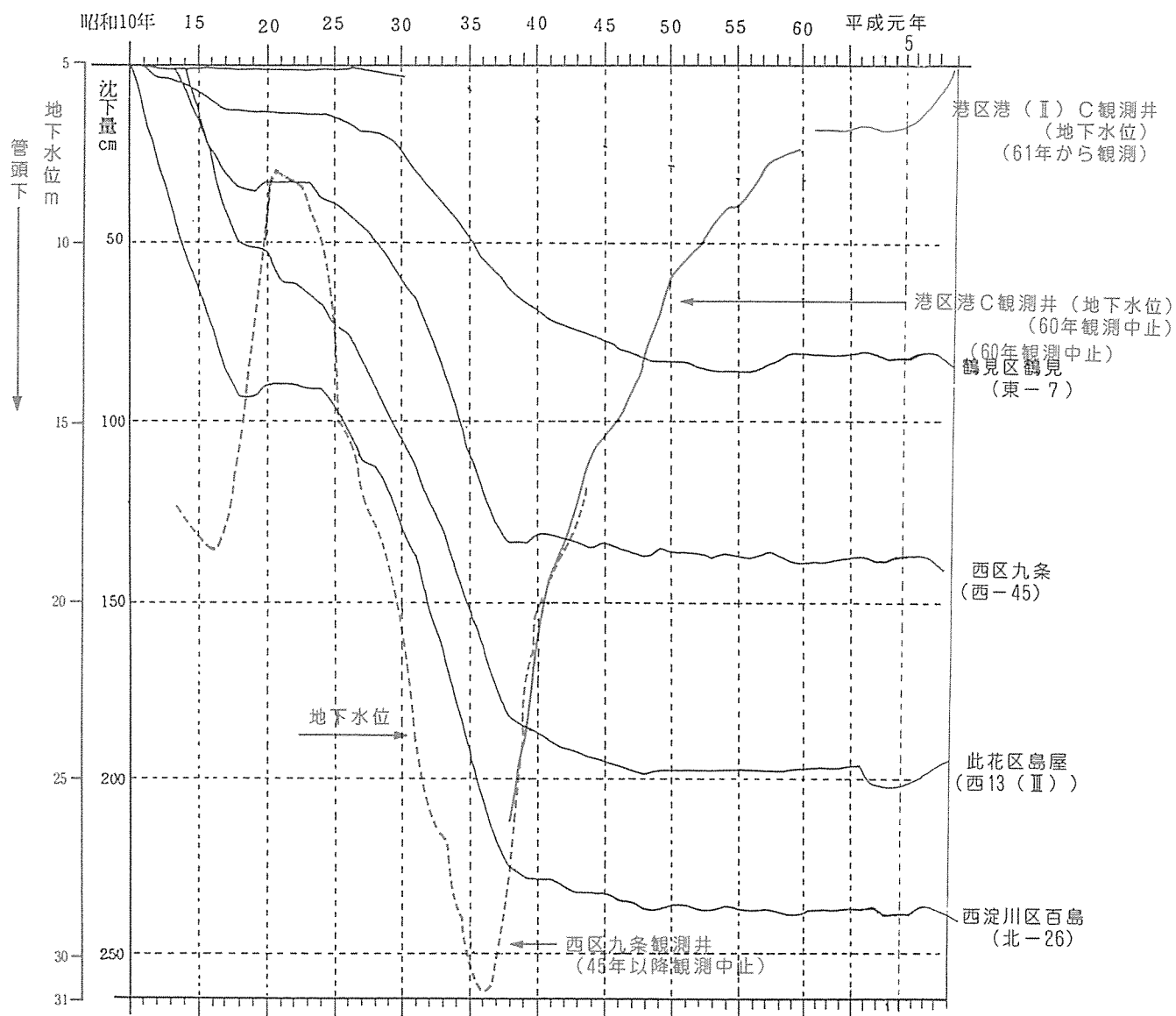
※ (注 1) 大阪国際空港の到着機の音の方が大きかったため欠測、(注 2) 電車の音による欠測、
(注 3) 車の音による欠測、(注 4) 暗騒音(周囲の音)以下のため欠測

資料 5－1 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成9年度累計、単位：cm)



資料 5-2 大阪市内における累積沈下量及び地下水位の経年変化図



昭和43	12	市内指定地域工業用地下水許可期間終了
昭和40	10	第五期工業用水道給水開始
昭和39	10	第四期工業用水道給水開始
昭和37	8	ビル用水法・工業用水法（改正）施行
昭和36	9	第三期工業用水道給水開始
昭和34	5	第二期工業用水道給水開始
昭和34	4	大阪市地盤沈下防止条例施行
昭和31	6	工業用水法施行
昭和29	6	第一期工業用水道給水開始
昭和20	8	第二次大戦終戦

注) 地下水位は管頭下で表示しているが、昭和14年～18年西区九条観測井地下水位はOP値表現のため、管頭地下水位への換算にあたって管頭高OP+2,200m(昭和22年12月測定値)により推定した。

資料 5－3 大阪市各区の主要地点年間変動量

(単位：cm)

地域	区分	所在地〔水準点番号〕	年 間 変 動 量						変動量累計 昭和10年～ 平成9年
			36年	5年	6年	7年	8年	9年	
川北	淀川	西中島7-8 [北-13]	－ 7.22	＋ 0.29	－ 0.67	－ 0.13	＋ 0.60	＋ 0.42	－ 106.49
	東淀川	上新庄2-20 [北- 3]	－	＋ 0.38	－ 0.04	－ 0.57	－ 0.02	＋ 0.19	－ 53.38
	西淀川	百島1-3 [北-26]	－13.31	＋ 0.51	－ 0.93	－ 2.81	＋ 0.56	＋ 0.98	－ 243.18
中心	北	茶屋町1 [中- 7]	－25.03	－	(-0.26)	－	(+0.90)	－	－ 158.31
	中央	大阪城3 [中-28]	－ 0.51	－ 0.11	－ 0.70	＋ 0.05	＋ 0.40	－ 0.04	－ 15.71
	西	九条2-19 [西-45]	－ 9.95	＋ 0.39	－ 0.55	－ 1.67	＋ 1.41	＋ 1.13	－ 138.16
	天王寺	南河堀町4 [中-43]	－ 0.54	－	(-0.32)	－	(+0.18)	－	－ 13.91
	浪速	恵美須西1-2 [国- 235]	－	－ 0.13	－ 0.52	＋ 0.03	＋ 0.25	＋ 0.17	－ 20.82
北西	此花	西島3-26 [西-10(Ⅱ)]	－11.91	＋ 0.66	－ 0.92	－ 5.43	＋ 0.27	＋ 1.11	－ 252.81
	福島	玉川4-1 [中-16]	－ 9.48	－	(-0.29)	－	(+0.92)	－	－ 145.43
北東	旭	大宮3-1 [東- 2]	－	－ 0.17	－ 0.87	－ 0.03	＋ 0.18	－ 0.22	－ 29.63
	都島	東野田町4-15 [東- 8]	－ 4.24	＋ 0.16	－ 1.60	－ 0.39	＋ 0.75	＋ 0.37	－ 58.79
	城東	関目4-5 [東- 6]	－	＋ 0.22	－ 0.52	＋ 0.32	＋ 0.80	－ 0.32	－ 22.51
	鶴見	鶴見3-11 [東- 7]	－10.98	＋ 0.22	－ 0.74	＋ 0.20	＋ 0.51	－ 0.08	－ 87.54
	東成	中道4-8 [東-13]	－	－ 0.73	－ 0.51	＋ 0.47	＋ 0.64	＋ 0.06	－ 77.60
南東	生野	勝山北1-19 [東-17]	－	＋ 0.13	－ 0.40	＋ 0.29	＋ 0.41	＋ 0.21	－ 11.44
	阿倍野	王子町4-1 [南-18(Ⅱ)]	－	－	(-0.41)	－	(+0.54)	－	－ 17.26
	東住吉	湯里1-15 [南-15]	－	－ 0.27	－ 0.18	－ 0.13	＋ 0.51	－ 0.43	－ 25.63
	平野	平野宮町1-9 [南-13(Ⅱ)]	－	－	－ 0.58	－ 0.01	＋ 0.41	－ 0.38	－ 79.67
南西	港	海岸通4-2 [西-19(Ⅱ)]	－13.49	－ 0.50	－ 1.08	－ 3.14	－ 0.41	＋ 1.58	－ 78.36
	大正	泉尾1-39 [西-30]	－11.82	－	(-0.10)	－	(-0.61)	－	－ 108.45
	西成	天下茶屋2 [国- 243]	－	＋ 0.06	－ 0.20	－ 0.02	＋ 0.37	＋ 0.21	－ 11.99
	住之江	安立2-10 [国- 245]	－	－ 0.10	＋ 0.11	－ 0.07	＋ 0.06	－ 0.16	－ 13.02
	住吉	東粉浜1 [国- 244]	－ 1.30	＋ 0.20	－ 0.18	－ 0.01	＋ 0.36	＋ 0.04	－ 15.90

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年：毛馬原標、昭和39～51年：基21号、昭和52～57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降：262号に替え泉南原標。
2. 変動量累計値のうち、〔中-43〕は、昭和12年から現在まで、〔西-45〕は昭和13年から現在まで、〔西-19(Ⅱ)〕は昭和34年から現在まで、〔南-18(Ⅱ)〕は昭和38年から現在まで。
3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
4. 表中(－)は欠測。
5. () 内は、2年間の変動量である。

資料5-4 地下水概況調査結果(平成9年度)

No	測定地点	環境基準										項目										その他		測定日					
		環境基準										項目										その他							
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	クロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-トリフルオロエタン	1,1,2-トリフルオロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	1,1-カルブ	ベンゼン	セレン	硫酸性	亜硫酸性		酸性	窒素	PH	色相	臭気
1	東淀川区大森	<0.001	<0.1	0.005	<0.04	0.007	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	13	6.5	無色	無臭	<0.04	11.10	
2	東淀川区東横路	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.04	7.2	微白色	イオウ臭	<0.04	11.10	
3	東淀川区小松	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.12	7.5	無色	硫化水素臭	<0.04	11.10	
4	旭区太子橋	<0.001	<0.1	0.10	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.4	7.3	黄白色	金気臭	<0.04	11.10	
5	淀川区野中北	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.14	7.3	黄白色	金気臭	<0.04	11.12	
6	淀川区三津屋南	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	0.009	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.04	7.0	黄白色	金気臭	<0.04	11.12	
7	西淀川区延里	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	0.11	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	0.0027	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.70	6.9	灰褐色	遊動金気臭	<0.04	11.13	
8	城東区岡目	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.0	7.8	無色	土臭	<0.04	11.10	
9	淀川区藤路	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	2.2	6.8	無色	微川源臭	<0.04	11.17	
10	中央区瓦屋町	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	0.0003	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.14	7.3	微黄白色	微金気臭	<0.04	11.18	
11	西淀川区北船江	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	22	6.7	無色	微土臭	<0.04	11.17	
12	大正区茶臼山	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	<0.04	7.4	無色	硫化水素臭	<0.04	11.13	
13	淀川区東船場	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.0	6.9	無色	微硫化水素臭	<0.04	11.13	
14	淀川区西船場	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	0.0019	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	9.1	7.9	無色	無臭	<0.04	11.13	
基準値	カドミウム	0.01	10	0.01	0.05	0.01	0.0005	検出されないこと	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	0.005	0.03	0.01	0.005	0.003	0.02	0.01	0.01	10mg/l	-	-	-	-	0.04		
	セレン	mg/l	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	mg/l	以下

単位: mg/l

資料5-5 定期モニタリング調査結果(平成9年度)

No	測定地点	環境										基準										項目					その他	測 定 日
		環 境										基 準										一 般 項 目						
		全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	メタン	四塩化炭素	12-ジクロロエタン	11-トリクロロエタン	112-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	13-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	メバキカルブ	ベンゼン	セレン	硫酸性窒素	PH	色相	臭気	トラン			
1	北区向心	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.022	0.0013	<0.0006	0.009	0.0048	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	0.004	0.04	6.8	無色	無臭	<0.04	11.12
2	北区池田町	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.0045	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	13	7.9	無色	無臭	<0.04	11.12
3	生野区鶴橋	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	0.005	0.18	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.05	6.8	微白色	金気臭	<0.04	11.18
4	東成区深江北	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.014	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.05	7.4	黄白色	硫化水素臭	<0.04	11.18
5	天王寺区四天王寺	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.0048	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.7	6.6	無色	無臭	<0.04	11.13
6	天王寺区玉造本町	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.006	0.0061	<0.0006	0.050	0.083	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.2	6.5	黄褐色	微金気臭	<0.04	11.12
7	天王寺区上沙	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.0014	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	3.1	6.7	無色	残留臭	<0.04	11.18
8	天王寺区上沙	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	0.019	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.0027	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	5.9	6.6	無色	無臭	<0.04	11.18
9	天王寺区上本町	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.012	0.051	<0.0006	0.088	0.010	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.6	6.6	無色	微下水臭	<0.04	11.18
10	中央区西心斎橋	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	0.10	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	3.9	8.2	無色	微酸化水素臭	<0.04	11.17
11	中央区西心斎橋	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	0.006	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.5	7.3	無色	無臭	<0.04	11.17
12	中央区道頓堀	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.018	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.19	7.5	無色	洗剤臭	<0.04	11.17
基準値		0.01 mg/ℓ 以下	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	検出されないこと	0.02 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.004 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下	0.003 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下	—	—	—	0.04 mg/ℓ 以下	

単位: mg/ℓ

資料 5-6 汚染井戸周辺調査結果 (平成 9 年度)

No	測定地点	環境										基準										一般項目				その他	測定日
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	硫酸根	PCB	メタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-トリフルオロエタン	1,1,2-トリフルオロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	オキソカルブ	ベンゼン	セレン	硫酸根	酸性	PH	色相	臭気	トラン	
1	中央区 谷町	<0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.05	7.3	白色	炭酸水素臭	-	-	11.19
2	港区田中	0.002	<0.1	0.017	<0.04	<0.005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.10	8.8	殆無色	微濁臭	-	-	11.19
3	港区田中	<0.001	<0.1	0.025	<0.04	<0.005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.09	9.1	微黄白色	微黄土臭	-	-	11.19
4	鶴見区 横堤	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.008	<0.002	<0.0005	<0.0002	-	-	<0.001	-	<0.04	7.5	殆無色	炭酸水素臭	<0.04	-	11.14
5	鶴見区 横堤	-	-	-	-	-	-	<0.0005	0.004	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.015	<0.002	<0.0005	<0.0002	-	-	0.002	-	0.05	7.6	淡黄白色	炭酸水素臭	<0.04	-	11.14
6	港区新森	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.083	0.004	<0.0005	<0.0002	-	-	<0.001	-	1.0	6.8	灰黄白色	微下水臭	<0.04	-	11.14
7	東住区 森津	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.042	<0.002	<0.0005	<0.0002	-	-	<0.001	-	1.5	7.4	微黄白色	微土臭	<0.04	-	11.19
8	阿部野区 天王寺町上	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.20	<0.002	<0.0005	<0.0002	-	-	<0.001	-	<0.04	6.8	微黄白色	炭酸水素臭	<0.04	-	11.19
基準値		0.01 mg/l 以下	検出され ないこと	0.01 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出され ないこと	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	10mg /l 以下	-	-	-	0.04 mg/l 以下	-	

単位: mg/l

資料5-7 「USJ（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）予定地の環境対策について

「提言」の環境対策の概要

1 環境対策

(1) 廃棄物等に関する対策

ア 環境基準値（溶出量値Ⅰ）を超過する鉱滓については、全て産業廃棄物の埋立基準（溶出量値Ⅱ以下）に適合しており、適切な施工管理のもとにUSJ予定地外の管理型処分場で適正に処分すること。

処分にあたっては、産業廃棄物の受入れ基準等に適合することを確認する必要がある。

イ 区画整理事業の切土工事及びUSJ工事によって移動させる環境基準値（溶出量値Ⅰ）以下の鉱滓や錆物廃砂まじりのものについては、より一層の安全を確保するため、USJ予定地内の駐車場予定地に遮水工を施したうえで埋立に資することが望ましい。

ウ 含有量参考値のみが超過するものについては、指針では、覆土、植栽工及びアスファルト等による舗装により被覆することとしているが、より一層の安全を確保するため、USJ予定地内の駐車場予定地に遮水工を施し、処理することが望ましい。

エ 油分1%を超過するものについては、指針の中に規定はないが、油膜形成観察結果と臭気対応の観点から、USJ予定地内の駐車場予定地に遮水工を施し、処理することが望ましい。

オ 区画整理事業の切土工事に伴って移動させる土砂・がれきのみものについては、資源の有効利用の観点から、破碎する等粒度調整を行い、できる限り盛土材等として活用を図ること。

カ 切土工事後の跡地については、将来の安全性を配慮して、アスファルト舗装等により、雨水等が浸透しないようにすることが望ましい。

キ 建築物の杭打ちが想定される場所は、ユニバーサル・スタジオ施設計画によると土砂・がれきを主とした区域であるが、杭打ちに際しては、地下水に影響を与えないように配慮して実施すること。

ク 環境対策の実施に際しては、対策区域周辺について、環境基準値を超過したものは溶出量、含有量参考値を超過したものは含有量を分析し、超過したものが残らないことを確認すること。

(2) 駐車場予定地の遮水工の位置と構造

遮水工を施す際には、設置位置は、地下水位より高くすること、遮水工の透水係数は 10^{-7} cm/sec以下とすることなど。

(3) 工事中の対策

処理対策を実施するにあたっては、工事期間中に周辺環境や、従事者に影響を与えることのないよう、環境保全対策の実施および工事従事者の安全を確保するための安全教育を事業者にとともに、所轄の労働基準監督署とも十分に調整を行うこと。

資料 6－1 有害大気汚染物質優先取組物質名

	物 質 名	モニタリング物質
1	ア ク リ ロ ニ ト リ ル	○
2	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	○
3	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	○
4	ク ロ ロ ホ ル ム	○
5	ク ロ ロ メ チ ル メ チ ル エ ー テ ル	
6	酸 化 エ チ レ ン	
7	1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	○
8	ジ ク ロ ロ メ タ ン	○
9	水 銀 及 び そ の 化 合 物	
10	タルク（アスベスト様繊維を含むもの）	
11	ダ イ オ キ シ ン 類	○
12	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	○
13	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	○
14	ニ ッ ケ ル 化 合 物	○
15	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	○
16	1 , 3 - ブ タ ジ エ ン	○
17	ベ リ リ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	○
18	ベ ン ゼ ン	○
19	ベ ン ゾ 〔a〕 ピ レ ン	
20	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	○
21	マ ン ガ ン 及 び そ の 化 合 物	○
22	六 価 ク ロ ム 化 合 物	○

（注） 上記22物質のうち環境基準が設定されているのは次のとおり。

ベ ン ゼ ン：1年平均値が0.003mg/m³以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

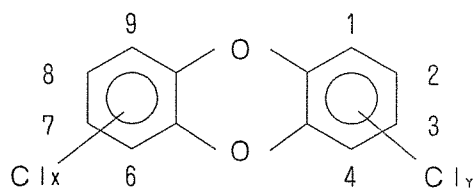
資料 6-2 平成 9 年度有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果

(単位：μg/m³)

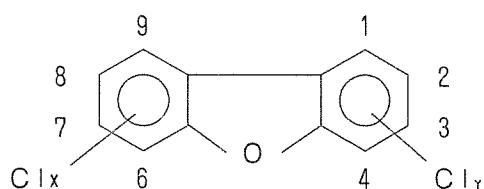
優先取組物質	定 量 下 限 値	菅 北 小学校局	摂 陽 中学校局	平 尾 小学校局	聖 賢 小学校局	梅 田 新 道 局	出 来 島 小学校局	市内平均	環境基準
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	0.03	(0.13)	(0.16)	(0.19)	(0.12)	—	—	(0.15)	未 設 定
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.3	7.6	5.3	5.2	6.1	4.9	6.3	5.9	未 設 定
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.03	0.46	0.14	0.15	0.18	—	—	0.23	未 設 定
ク ロ ロ ホ ル ム	0.04	0.64	0.47	3.0	0.69	—	—	1.2	未 設 定
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.22	0.34	0.27	0.19	—	—	0.26	未 設 定
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.05	6.1	11	7.6	7.3	—	—	8.0	未 設 定
テトラクロロエチレン	0.13	3.1	7.6	1.9	2.1	—	—	3.7	200
トリクロロエチレン	0.13	2.1	6.6	1.8	3.2	—	—	3.4	200
ニ ッ ケ ル 化 合 物	0.0003	0.0092	0.0086	0.029	0.0091	—	—	0.014	未 設 定
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.0001	0.0082	0.0032	—	—	—	—	0.0057	未 設 定
1, 3-ブタジエン	0.03	(0.21)	(0.29)	(0.25)	(0.36)	(0.65)	(0.51)	(0.38)	未 設 定
ベリリウム及びその化合物	0.00001	0.000047	0.000069	—	—	—	—	0.000059	未 設 定
ベ ン ゼ ン	0.07	2.7	4.3	2.7	2.8	5.2	4.2	3.7	3
ホルムアルデヒド	0.4	7.1	6.2	5.2	5.8	31	7.2	10	未 設 定
マンガン及びその化合物	0.001	0.043	0.050	0.16	0.050	—	—	0.076	未 設 定
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.0004	0.0063	0.0070	0.027	0.011	—	—	0.013	未 設 定

備考：（ ）の値は、平成 9 年 10 月より調査開始のため、半年の平均値を年平均値として、掲載している。

資料 6-3 ダイオキシン類の構造式及び単位



ポリ塩化ジベンソパラジオキシン



ポリ塩化ジベンソフラン

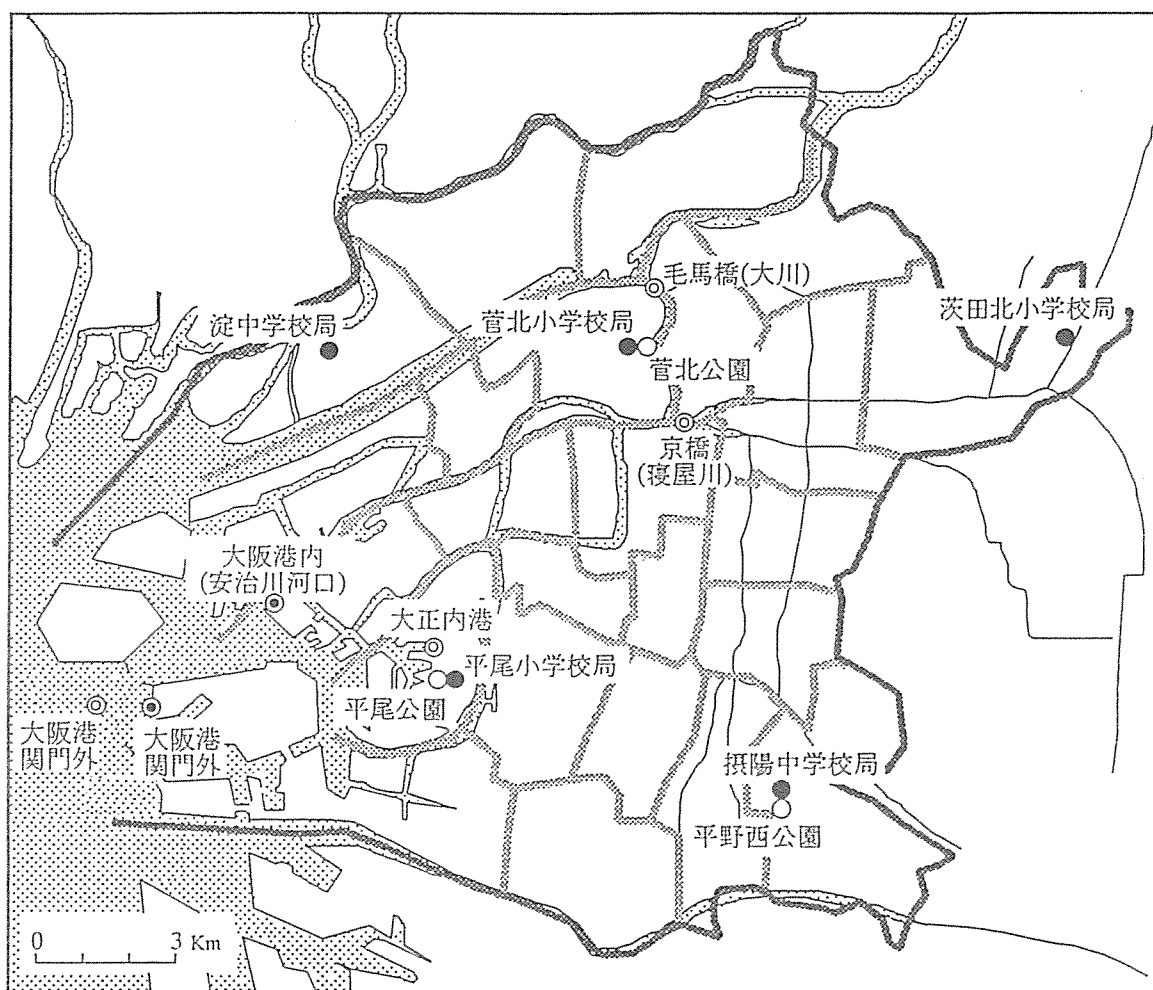
1 ng (ナノグラム)：10億分の 1 g

1 pg (ピコグラム)：1兆分の 1 g

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2, 3, 7, 8, ー四塩化ジベンソパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

m³ N：0℃ 1 気圧の状態に換算した気体の体積

資料 6-4 ダイオキシン類の環境調査地点図



●大気環境調査地点

- 菅北小学校局 (北区)
- 平尾小学校局 (大正区)
- 淀中学校局 (西淀川区)
- 茨田北小学校局 (鶴見区)
- 摂陽中学校局 (平野区)

◎水質環境調査地点

- 大正内港
- 大阪港関門外
- 毛馬橋 (大川)
- 京橋 (寝屋川)

○土壌環境調査地点

- 菅北公園 (北区)
- 平尾公園 (大正区)
- 平野西公園 (平野区)

◎貝類 (ムラサキイガイ) 調査地点

- 大阪港関門外
- 大阪港内 (安治川河口)

資料 6－5 アスベスト大気モニタリング結果

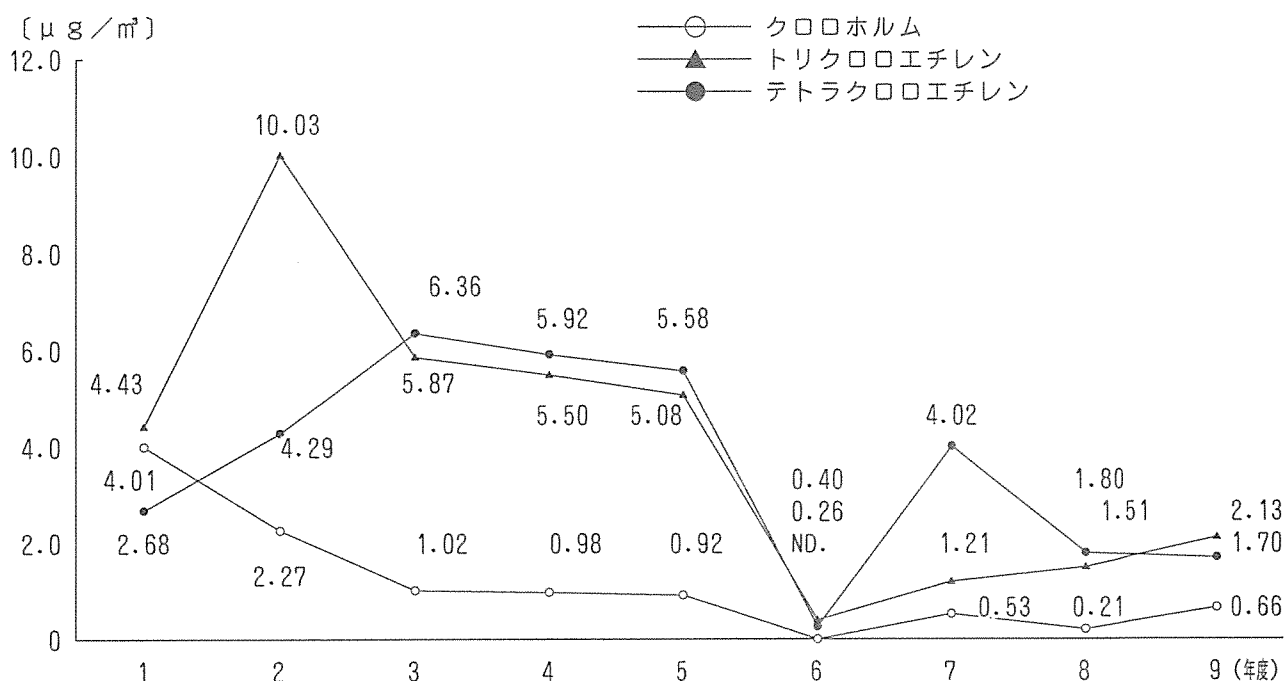
(単位：本／ℓ)

年 度		平成 5	6	7	8	9
測定場所・地域						
一般環境	天 満 中 学 校 (北 区)	0.93	0.52	0.56	0.53	(0.43)
	平 尾 小 学 校 (大 正 区)	0.72	0.56	0.41	0.40	0.49
	淀 中 学 校 (西淀川区)	0.71	0.57	0.36	0.44	0.49
	勝 山 中 学 校 (生野区)	未実施	未実施	未実施	未実施	(0.39)
	大 宮 中 学 校 (旭 区)	0.69	0.55	0.46	0.45	0.43
	摂 陽 中 学 校 (平野区)	0.63	0.47	0.46	0.34	0.46
	幾 何 平 均	0.73	0.53	0.45	0.43	0.45
道路沿道	梅 田 新 道 (北 区)	1.00	0.57	0.50	0.70	0.63
	出来島小学校 (西淀川区)	0.93	0.61	0.47	0.61	0.61
	幾 何 平 均	0.97	0.59	0.48	0.65	0.62

(注 1) 各測定場所ごとの幾何平均値である。

(注 2) 天満中学校の閉校に伴い、平成 9 年度の天満中の結果は夏のみ記載、また勝山中については、冬のみ結果である。今後、勝山中にて、継続的にモニタリングを実施する。

資料 6-6 有機塩素系物質の経年変化（一般環境測定局市内平均）



注 1. 測定箇所は以下のとおりである。① 此花区役所 ② 摂陽中学校 ③ 淀川区役所 ④今宮中学校（以上一般環境測定局）。平成 8 年度から①此花区役所 ②摂陽中学校の 2 地点の平均
2. ND. は定量下限値（ $0.01\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満である。

資料 6-7 有機塩素系物質調査結果（平成 9 年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定地点 ／測定時期		物質名 トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロホルム
此花区役所 （此花区）	第 1 回春	1. 2 0	2. 2 9	0. 3 0
	第 2 回夏	0. 5 2	0. 4 6	2. 0 7
	第 3 回秋	1. 0 1	0. 7 9	0. 8 4
	第 4 回冬	1. 0 3	1. 2 5	0. 5 5
摂陽中学校 （平野区）	第 1 回春	2. 8 5	2. 5 1	0. 1 9
	第 2 回夏	1. 1 1	1. 6 7	0. 2 9
	第 3 回秋	3. 4 1	3. 8 9	1. 5 2
	第 4 回冬	1. 9 4	0. 9 3	0. 6 2
今里交差点 （東成区）	第 1 回春	3. 0 9	2. 1 3	0. 2 6
	第 2 回夏	3. 0 4	1. 2 0	0. 3 3
	第 3 回秋	2. 6 4	1. 0 2	0. 5 7
	第 4 回冬	3. 7 5	2. 2 3	0. 3 4

（注） 各時期 2 日間ずつ 3 回の測定 平均値

資料 6-8 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量（平成8年度）

番号	管 理 物 質 名	使用量 (トン)	製 造 量 (トン)	番号	管 理 物 質 名	使用量 (トン)	製 造 量 (トン)
001	亜鉛及びその化合物	33,300	2,310	031	カルバミド酸エチル	0	0
002	アクリルアミド	3,925	0	032	キシレン	14,536	263
003	アクリル酸	219	0	033	蟻酸	2,836	3,700
004	アクリル酸エステル類	1,121	0	034	クレゾール	465	0
005	アクリロニトリル	243	0	035	クロトンアルデヒド	2	0
006	アセトアルデヒド	9	0	036	クロム及びその化合物 (6価クロム化合物を除く)	43,121	34
007	アセトン	1,535	410	037	クロロアニリン	22	0
008	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	0	0	038	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	34	0
009	アニリン	176	0	039	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0	040	クロロホルム	55	0
011	アミノピリジン	0	0	041	五塩化リン	139	0
012	アリルアルコール	0	0	042	酢酸	1,281	0
013	アントラセン	760	0	043	酢酸エステル類	4,999	150
014	アンモニア	2,391	444	044	酢酸ビニル	1,370	0
015	エタノールアミン	193	0	045	三塩化リン	0	0
016	エチレングリコール	957	0	046	酸化エチレン	2,236	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	95	0	047	酸化プロピレン	440	0
018	エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート	255	0	048	シアノ化水素及びシアノ化物	35	0
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,155	35	049	四塩化炭素	0	0
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	34	0	050	シクロヘキサノン	807	1
021	エチレングリコールモノメチル エーテルアセテート	15	0	051	シクロヘキサン	139	0
022	エチレンジアミン	121	0	052	シアニジン	1	0
023	塩化アリル	0	0	053	4,4'-ジアミノフェニルエーテル	0	0
024	塩化アンモニウム	391	0	054	4,4'-ジアミノフェニルメタン	0	0
025	塩化水素	5,144	0	055	ジアミノトルエン	3	0
026	塩化パラフィン	207	0	056	ジエチレントリアミン	6	0
027	塩化ベンジル	192	0	057	1,4-ジオキサン	945	0
028	塩化メチル	100	0	058	1,2-ジクロロエタン	9	0
029	塩化メチレン	4,839	146	059	1,1-ジクロロエチレン	11	0
030	2-オクタノール	41	0	060	1,2-ジクロロプロパン	0	0
				061	1,3-ジクロロプロペン	0	0

番号	管 理 物 質 名	使 用 量 (トン)	製 造 量 (トン)
062	3,3-ジクロロベンジジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	199	0
064	ジニトロトルエン	2	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	12	0
068	2,4-ジメチルアニリン	5	0
069	N,N-ジメチルアニリン	11	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	593	0
071	スチレン	3,652	0
072	セレン及びその化合物	3	1
073	チオセミカルバジド	2	0
074	窒素酸化物(硝酸を含む)	2,009	0
075	テトラクロロエチレン	111	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5- トリアジン	533	0
077	トリエタノールアミン	469	32
078	1,1,1-トリクロロエタン	94	14
079	トリクロロエチレン	148	43
080	3,5,5-トリメチル-2- ジクロヘキセン-1-オン	97	0
081	トリレンジイソシアネート	13	0
082	トルイジン	36	0
083	トルエン	10,268	219
084	ナフタレン	4	0
085	α-ナフチルアミン	7	0
086	ニッケル	461	36
087	ニトロアニリン	3	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	33	0
091	二硫化炭素	0	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	0	0

番号	管 理 物 質 名	使 用 量 (トン)	製 造 量 (トン)
093	ピリジン	28	0
094	フェニレンジアミン	20	0
095	フェノール	1,784	0
096	フタル酸エステル類	745	0
097	フッ化水素	5,104	0
098	フッ素	3	0
099	フルフリルアルコール	2,360	0
100	1,3-ブタジエン	1	0
101	1-ブタノール	5,212	24
102	2-ブタノール	825	1
103	2-プロパノール	2,644	1,114
104	ヘキサン	544	8
105	ベンゾトリクロライド	194	0
106	ほう素及びその化合物	645	1
107	メタクリル酸	210	0
108	メタクリル酸エステル類	1,388	0
109	メチルアルコール	21,053	45
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,624	0
113	4,4'-メチンビス(2-アミノフェニル)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	109	0
116	硫化水素	11	0
117	硫酸	112,073	77,037
118	硫酸ジエチル	18	0
119	硫酸ジメチル	33	0
120	リン酸、リン酸化合物 及び水素化合物	21,485	8,215
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	84	0
123	リン酸トリブチル	0	0

資料 6－9 特定粉じん排出等作業に係る届出件数

(平成 9 年度)

作 業 の 種 類	1 の 項：解体作業	2 の 項：事前撤去が困難な 解体作業	3 の 項：改修・補修
届 出 件 数	8	0	17

資料 8－1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	総 計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
昭和63	1,559	822	144	266	304	3	20
平成元	1,508	813	125	254	291	1	24
2	1,485	782	105	284	277	6	31
3	1,339	684	87	276	273	5	14
4	1,168	589	96	201	250	7	25
5	1,007	528	65	178	214	9	13
6	1,168	545	56	191	251	23	102
7	1,257	527	128	192	291	17	102
8	1,248	565	78	175	295	27	108
9	1,383	573	69	272	336	10	123

(注) 平成 6 年度から調査項目に典型 7 公害以外が入ったので件数が増えている。

資料 9 - 1 公害種別融資状況

(単位：千円)

種別 年度		騒音振動	汚 水	ガス悪臭	ば い 煙	粉 じ ん	低 公 害 自 動 車	合 計
昭和 42～ 62	件数	621	824	189	327	290		2,251
	金額	6,351,360	5,557,720	1,645,000	2,813,580	1,420,670		17,788,330
63	件数	6	8	2	4	—		20
	金額	48,400	74,000	8,500	50,060	—		180,960
平成 元	件数	5	4	2	1	—	3	15
	金額	109,000	30,200	50,000	6,000	—	4,600	199,800
2	件数	4	8	—	2	1	10	25
	金額	79,000	94,100	—	55,000	5,700	138,000	371,800
3	件数	5	16	—	1	1	17	40
	金額	155,700	271,300	—	28,460	5,000	100,600	561,060
4	件数	9	17	1	4	3	6	40
	金額	433,000	369,400	6,000	159,100	70,600	40,000	1,078,100
5	件数	4	7	1	2	3	40	57
	金額	49,600	79,800	6,000	14,100	76,000	253,550	479,050
6	件数	3	11	2	2	—	19	37
	金額	67,300	181,200	25,000	40,000	—	157,250	470,750
7	件数	—	7	2	3	—	37	49
	金額	—	105,400	23,200	38,000	—	262,000	428,600
8	件数	1	1	3	4	—	7	16
	金額	80,000	20,000	26,600	91,900	—	31,700	250,200
9	件数	4	3	1	—	—	8	16
	金額	138,000	19,600	10,000	—	—	41,900	209,500
累計	件数	662	906	203	350	298	147	2,566
	金額	7,511,360	6,802,720	1,800,300	3,296,200	1,577,970	1,029,600	22,018,150

資料 9－2 利子助成状況

年 度	件 数	金 額 (千円)
昭和 4 2～6 2	1 2, 5 5 4	3, 4 8 6, 5 8 4
6 3	2 9 6	8 6, 0 1 3
平成 元	2 4 0	6 6, 1 8 8
2	2 1 0	4 8, 7 6 6
3	1 9 2	5 4, 4 5 1
4	1 9 9	7 3, 2 2 3
5	2 2 1	8 5, 0 1 1
6	2 2 3	7 6, 3 0 4
7	2 4 6	7 1, 9 7 4
8	2 4 2	6 1, 0 3 5
9	2 2 1	5 2, 2 8 9
累 計	1 4, 8 4 4	4, 1 6 1, 8 3 8

資料 9－3 工場跡地買収状況

買 収 年 度	買 収 件 数	面 積 (㎡)
昭和 4 4～6 2	6 6	1 8 8, 7 2 3
6 3	3	3, 1 4 7
平成 元	1	4 1 1
2	1	1 6 5
3	1	3 3 4
4	1	2 4 6
5	2	1, 1 2 3
6	1	7 8 9
7	1	1, 3 1 0
8	2	1, 0 4 1
9	2	1, 9 3 5
合 計	8 1	1 9 9, 2 2 4

資料10－1 行政区別認定数

(平成10年3月末現在)

事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	568	226	135	15	192	東淀川	1,002	429	223	33	317
都 島	795	294	187	17	297	東 成	644	175	232	18	219
福 島	880	250	346	13	271	生 野	2,512	799	892	79	742
此 花	3,300	1,489	830	42	939	旭	932	339	255	33	305
中 央	422	128	123	5	166	城 東	3,317	1,220	816	73	1,208
西	751	395	142	10	204	鶴 見	1,199	427	219	29	524
港	1,834	776	511	21	526	阿倍野	619	169	189	19	242
大 正	2,202	945	490	42	725	住之江	1,563	585	408	35	535
天王寺	342	145	82	15	100	住 吉	1,170	425	318	29	398
浪 速	816	275	290	20	231	東住吉	1,235	435	387	25	388
西淀川	7,010	3,321	1,898	104	1,687	平 野	1,547	598	365	37	547
淀 川	1,801	738	445	42	576	西 成	2,918	712	1,150	53	1,003
総 計							39,379	15,295	10,933	809	12,342

資料10－2 認定疾病別内訳

(平成10年3月末現在)

病名 年齢	慢 性 気 管 支 炎	気 管 支 ぜ ん 息	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	肺 気 し ゅ	計
15歳以上	2,954	8,512	2	349	11,817
15歳未満	0	516	9	0	525
計	2,954	9,028	11	349	12,342

資料10－3 障害等級別内訳

(平成10年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	そ の 他	計
15歳以上	0	23	1,253	7,249	3,128	164	11,817
15歳未満	0	0	5	296	203	21	525
計	0	23	1,258	7,545	3,331	185	12,342

(注)

- 特 級 労働不能、常時介護を要する状態
- 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
- 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
- 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
- 級 外 3 級に該当しない状態
(15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
- その他 等級未決定者

資料10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療 養 の 給 付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,300円（通院日数4日以上14日以内）～36,200円（入院日数15日以上）
障 害 補 償 費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 121,800円 ～ 374,600円 女 子 108,600円 ～ 201,200円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算（47,600円） 1 級 〃 2 級 〃 の50% 3 級 〃 の30%
児 童 補 償 手 当	15歳に達しない児童が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 障害等級 特 級 月 額 115,800円（介護加算47,600円を含む） 1 級 〃 68,200円 2 級 〃 34,100円 3 級 〃 20,500円
遺 族 補 償 費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 （100%起因する場合） 男 子 80,000円～ 327,800円 女 子 80,000円～ 176,000円
遺 族 補 償 一 時 金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支 給 額 （100%起因する場合） 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支 給 額 332,500円～ 665,000円

（注） 表中の支給金額は、平成10年4月1日現在

資料10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成10年3月末現在)

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	818	401	19	1	397	東淀川	2,898	1,799	132	3	964
都 島	1,377	797	18	2	560	東 成	2,193	1,153	73	3	964
福 島	747	371	17		359	生 野	2,946	1,670	58		1,218
此 花	1,875	966	48	6	855	旭	1,179	541	35		602
中 央	839	453	29	1	356	城 東	2,686	1,414	85	5	1,183
西	955	523	36	2	394	鶴 見	1,919	930	86	4	899
港	1,352	717	30	4	601	阿倍野	1,005	510	37		458
大 正	2,068	1,187	62	7	812	住之江	3,105	1,707	109	1	1,288
天王寺	754	349	25		380	住 吉	2,473	1,233	58	4	1,178
浪 速	611	364	16		231	東住吉	1,931	1,028	53	2	848
西淀川	1,921	973	68	2	878	平 野	3,049	1,406	63	8	1,572
淀 川	3,027	1,453	107	5	1,462	西 成	1,124	583	16	1	524
総 計							42,852	22,528	1,280	61	18,983

② 疾病別内訳

病名 項目	気 管 支 ぜん 息	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	慢 性 気 管 支 炎	肺 気 し ゅ	計
患 者 数	12,592	6,386	5	0	18,983

*小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

資料10-6 環境改善事業実施状況

大 阪 市

(単位：円)

事業名		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
計画作成事業		3,090,000			2,574,000	
施設等整備事業	低公害車普及事業	電気自動車8台	電気自動車9台 ハイブリッド 1台	電気自動車10台 ハイブリッド 2台	電気自動車7台	電気自動車5台 天然ガス車2台
	最新規制適合車代替促進事業	214台	21台	131台	82台	65台
	大気浄化植樹事業	1,000㎡	486.8㎡	0㎡	150㎡	745㎡
		5,200,000	2,531,000	0	780,000	7,748,000
	低公害車普及助成事業	電気自動車1台	電気自動車1台	電気自動車他 ※ 10台	電気自動車2台 天然ガス車15台	電気自動車2台 天然ガス車21台
施設等整備事業	最新規制適合車代替促進助成事業	201台	11台	31台	2台	1台
	大気浄化植樹助成事業	15,826,000	641,000	2,202,000	293,000	132,000
		1,800㎡	1,925㎡	1,694㎡	120.66㎡	0㎡
		4,680,000	5,005,000	4,404,000	313,000	0

※電気自動車1台・天然ガス自動車(リース)7台・メタノール自動車(リース)2台

資料15-1 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（市民生活の分野）

行 動 場 所	行 動 の 内 容	二酸化炭素排出抑制効果 (単位：炭素換算トン)	
市 民 生 活 の 分 野	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	3,500	
	○エアコンの設定温度を適正にする。 (冷房時28℃、暖房時20℃)	18,700	
	○エアコンの運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	16,100	
	○1日につき1時間、テレビの利用時間を減らす。	}	6,000
	○就寝時・外出時は、テレビの主電源を切る。		
	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	2,700	
	○冷蔵庫にものを詰める量を、容量の1/3程度に抑える。	600	
	○ガスの消費を節約する。	11,400	
	○ごみとして出されている新聞紙の10%のリサイクルをめ ざす。	1,100	
	○ムダな水利用をなくし、合理的な水の利用に努める。	——	
○ガソリン(軽油)の消費を10%削減する。	17,600		
合 計		77,700	

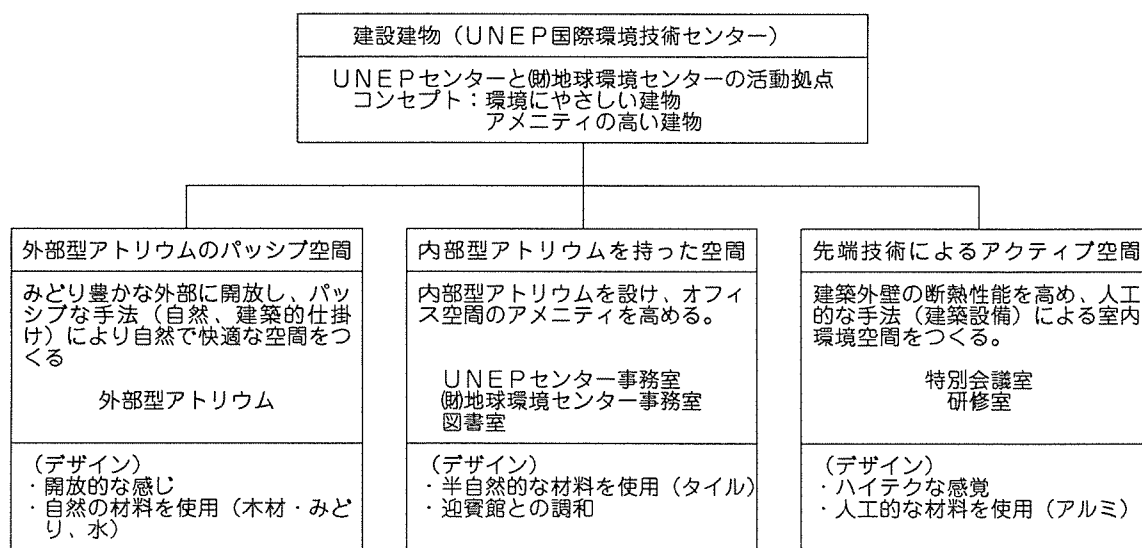
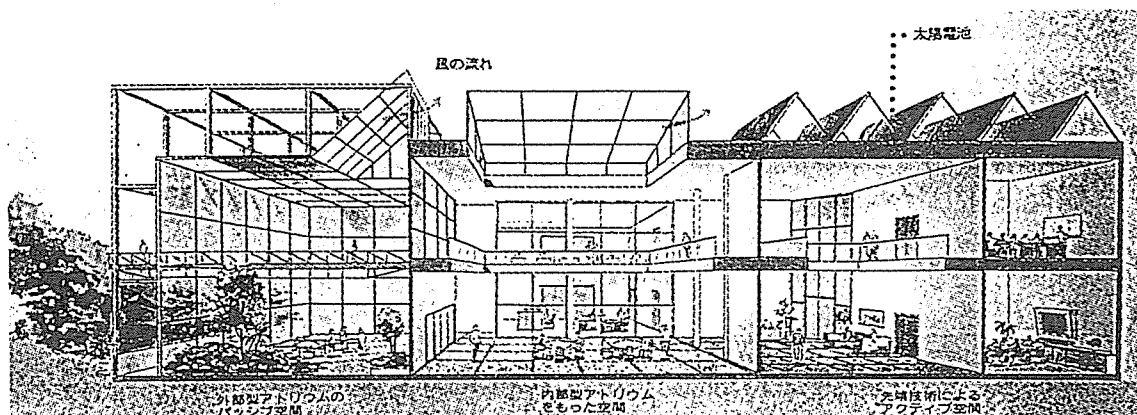
○これらの行動を実施することで、市民生活に起因する二酸化炭素排出量の、約7%(6.7%)に相当する量が抑制できるものと推定できます。

資料15-2 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（企業活動の分野）

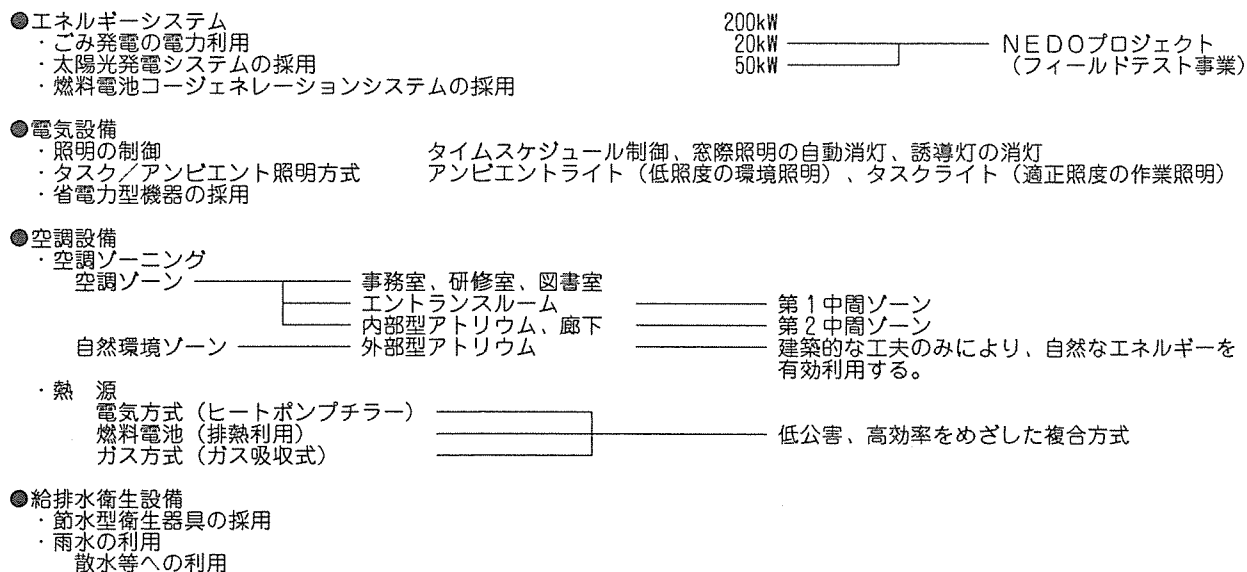
行 動 場 所	行 動 の 内 容	二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 効 果 (単位：炭素換算トン)
企 業 活 動 の 分 野	照 明 ○1日につき30分間、照明の利用時間を減らす。	56,000
	○A 機 器 ○1日につき30分間、OA機器の利用時間を減らす。	
	冷 暖 房 ○冷暖房の設定温度の適正化を図る。 ○冷暖房の運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	
	廃 棄 物 ○事業所からごみとして出されているコピー用紙・事務用紙等の紙ごみの15%のリサイクルをめざす。	33,000
	自 動 車 ○ガソリン（軽油）の消費を10%削減する。	41,000
	水 利 用 ○工場等での水の回収・再利用等、効率的な水利用に努める。	—
合 計		130,000

○これらの行動を実施することで、業務活動に起因する二酸化炭素排出量の、約7%(7.1%)に相当する量が抑制できるものと推定できます。

資料16-1 UNEP 国際環境技術センター建物コンセプト



省資源・省エネルギーをめざした建築設備



資料16-2 JICA研修国別年度別受入実績

国別・年度別研修生受入れ実績

(大気汚染対策コース)

	中 国	インド ネシア	マレー シア	タイ	フィリ ピン	シンガ ポール	エジ プト	トル コ	ブラ ジル	メキ シコ	コロン ビア	クウェ イト	チ リ	イ ラン	ペ ルー	サウジ アラビ ア	アルゼ ンチン	ジャマ イカ	パキ スタン	計
H元年	1	1	2	1	1	1		1	1	1										10
2年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										10
3年	1	1		1	1		1		1	1	1									8
4年	1	1	1	2				1		1	1	1								9
5年	1	1		1			1		1	1	1	1	1	1						10
6年		1	1	1	1		1		1	1			1	1	1					10
7年	1	1	1	1	1				1	1	1				1					9
8年		1		1	1		1		1	1			1			1	1	1		10
9年	1		1	1			1	1	1	1	1		1						1	10
合 計	7	8	7	10	6	2	6	4	8	9	5	2	4	2	2	1	1	1	1	86

(環境管理セミナーコース)

	アゼル バイジ ャン	バン グラ デシ ュ	中 国	イ ン ド	イ ン ド ネ シア	イ ラ ン	ラ オ ス	モル ディ ブ	ネ パ ール	パ キ ス タ ン	タ イ								計
H7年	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1								12

	ブラ ジル	チ リ	コ ス タ リ カ	エ ク ア ドル	エル サル ヴァ ドル	パ ナ マ	パラ グ アイ	ス リ ナ ム	ウル グ アイ	ヴェ ネ ズ エ ラ								計
H8年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								10

	中央 アフリカ	コート ジボアール	エ ジ プ ト	ガ ー ナ	ケ ニ ア	タン ザ ニア	ウ ガ ン ダ	ザ ン ビ ア										計
H 9 年	1	1	1	1	1	1	1	1										8

(都市廃棄物対策コース)

	ブ ラ ジ ル	中 国	フィ リ ピ ン	インド ネシア	タ イ	ペ ル ー	マ レー シア	エ ジ プ ト	モ ル デ イ ブ	ラ オ ス	ベ ト ナ ム	ケ ニ ア	ニ カ ラ グ ア	ジ ョ ル ダ ン	カ ザ フ ス タ ン	ボ リ ビ ア	チ リ	計
H 4 年	1	1	1		1	1		1										6
5 年	1		1	1			1											4
6 年	1	1	2	1			1		1									7
7 年	2	1	1	1	2													7
8 年	1	1		1					1	1	1	1	1					8
9 年	1	1												2	1	1	1	7
合 計	7	5	5	4	3	1	2	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	39

資料17-1 廃棄物の種類と定義

種 類		定 義
廃 棄 物		ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）
内 訳	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
	特 別 管 理 一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. PCBを使用する部品 2. ごみ処理施設（処理能力5t／日以上（焼却施設は200kg／h以上又は火格子面積2㎡以上）から生じたばいじん 3. 感染性一般廃棄物
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃 え 殻 2. 汚 泥 3. 廃 油 4. 廃 酸 5. 廃 アル カ リ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず（建設業に係るもの（工作又は新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。） 8. 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。） 9. 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。） 10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物－動植物残渣 11. ゴ ム く ず 12. 金 属 く ず 13. ガラスくず及び陶磁器くず 14. 鋳 さ い 15. 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物－建設廃材 16. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 17. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 18. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず若しくはPCBが付着し又は封入された金属くずの焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの 19. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの 20. 輸入廃棄物（1～19の廃棄別、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）
	特 別 管 理 産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 2. 廃酸（pH2.0以下） 3. 廃アルカリ（pH12.5以下） 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物

資料17-2 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成10年3月末現在)

種別	区 分		許可件数		廃 棄 物 の 種 類	許可件数
収集 運搬	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含まない)		2,845	取 り 扱 い 産 業 廃 棄 物 別 許 可 件 数	1. 燃 え 殻	115
	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含む)		47		2. 汚 泥	759
処 分	中 間 処 理 の み		77		3. 廃 油	455
	最 終 処 分 の み	埋 立	0		4. 廃 酸	212
		海洋投入	1		5. 廃 ア ル カ リ	219
		埋立処分	0		6. 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	2,274
	中 間 処 理 最 終 処 分	海洋投入	0		7. 紙 く ず	562
		中間処理	1		8. 木 く ず	1,439
		埋立処分	1		9. 織 維 く ず	428
		海洋投入	0		10. 動 植 物 性 残 渣	432
		中間処理	1		11. ゴ ム く ず	1,693
		埋立処分	0		12. 金 属 く ず	2,051
		海洋投入	0		13. ガ ラ ス く ず	2,033
		中間処理	0		14. 鋳 さ い	124
		埋立処分	0		15. 建 設 廃 材	2,212
		海洋投入	0		16. 動 物 の ふ ん 尿	1
					17. 動 物 の 死 体	1
					18. ば い じ ん	65
	合 計		2,972			19. 処分するために処理したもの
				合 計	15,478	

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成10年3月末現在)

種別	区 分		許可件数	取 り 扱 い 産 業 廃 棄 物 別 許 可 件 数	廃 棄 物 の 種 類		許可件数
収 集 運 搬	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含まない)		317		1. 廃	油	186
	収 集 ・ 運 搬 (積替えを含む)		13		2. 廃	酸	131
処 分	中 間 処 理 の み		21		3. 廃	ア ル カ リ	120
	最 終 処 分 の み	埋 立	0		4. 感 染 性 産 業 廃 棄 物		75
		海洋投入	0		5. 廃	P C B 等	0
		埋立処分	0		6. P C B 汚 染 物		0
		海洋投入			7. 指 定 下 水 道 汚 泥	0	
	中 間 処 理 最 終 処 分	中間処理	1		8. 鋳	さ い	8
		埋立処分			9. 廃	石 綿 等	21
		中間処理	0		10. ば	い じ ん	24
		海洋投入			11. 燃	え 殻	11
		中間処理	0		12. 汚	泥	105
		埋立処分			13. 処分するために処理したもの	1	
		海洋投入					
	合 計		352		合 計		682

(1) 日常生活編

地球環境保全行動ガイド

知って
 なんとかなんと 地球の明日
 試して
 我が家でもある あんなこと こんなこと
 得をする
 気がつけば 室内空気を サイフも変う

環境家計簿
 役立ち実践
 ワークシート集
 保存版

(2) 事業活動編

(関係部署に回覧してください)

自主環境管理の手引き

な に わ 繁 盛 訓

始末で
 徳取れ!

資料19-2 大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

1. 計画の主旨

(1) 背景

- ・環境基本条例（平成7年3月制定）の基本理念
- ・環境基本計画（平成8年8月策定）の基本方針「協働」
- ・地球環境を守る身近な行動指針〔ローカルアジェンダ21おおさか〕（平成7年5月策定）
環境負荷の低減に向け、市民・企業・行政がそれぞれの役割と合意の下に、自主的・積極的に環境保全行動を展開していく。

(2) 目的

大阪市の行政事務事業を環境に配慮したものとし、“エコオフィス”の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度から平成12年度まで（必要に応じて、見直しを行う。）

2. 計画の内容

市民・企業に率先して庁内における環境保全行動を推進（環境に配慮した行政の推進）させるための行動指針・行動目標を定めたもの〔29項目の行動目標〕

（主な行動指針と目標〔例〕）

●省エネルギー・省資源の推進

- ⇒⇒⇒照明用に使用する電気使用量を平成12年度において、未対策時に比べて10%以上の削減
- ⇒⇒⇒コピー用紙の使用量を平成12年度において、現状比で10%以上の削減

●再利用とリサイクルの促進

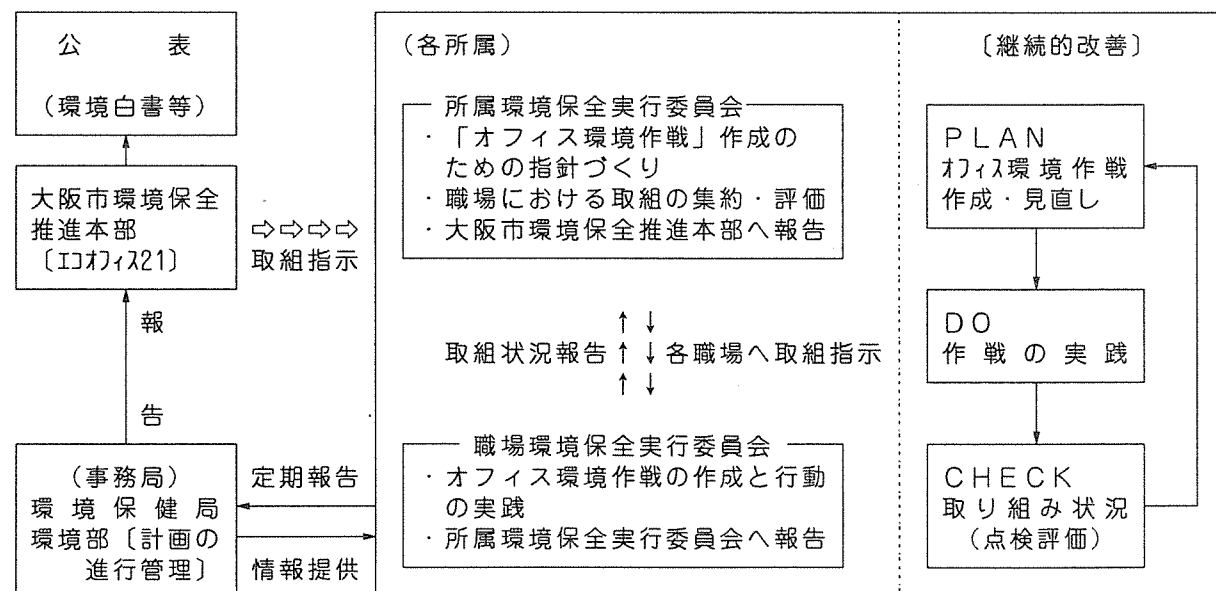
- ⇒⇒⇒事務所から発生する紙ごみのうち再利用が可能な紙ごみを平成12年度において50%以上を再利用する。

●環境配慮物品の使用促進

- ⇒⇒⇒平成12年度までに古紙配合率100%及び白色度70以下の再生紙を使用

3. 計画の推進

- ①各所属において所属環境保全実行委員会の設置（必要に応じ、職場単位の委員会を設置）
- ②各所属による環境に配慮した職場の取り組みをまとめた職場単位の実行のための計画（「オフィス環境作戦」）の作成及びその実践並びに点検・評価
- ③大阪市環境保全推進本部において、点検・評価・公表



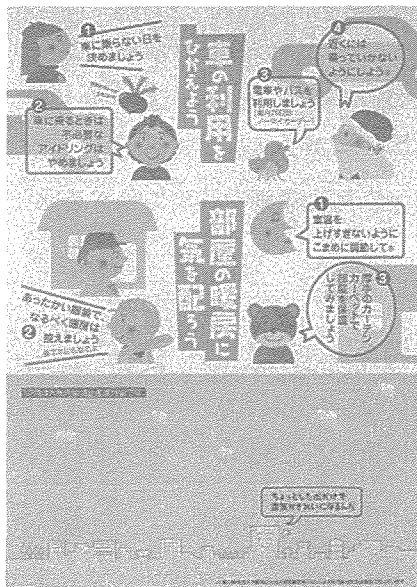
資料20-1 平成9年度環境月間行事実施内容

行 事 名	概 要	参加人数	期 間
「エコファミリーの地球フォーラム」の開催	環境学習センター階下の陳列館ホールにおいて、地球環境問題（特に地球温暖化）をテーマにした人形劇やパネルディスカッションを実施した。	479人	6/22
水 辺 の 教 室	大阪市立桃陽小学校4年生を対象に、市内水域で自然を残す淀川ワンドを中心に生息する水生生物や魚介類について観察を行い、自然を大切にする心を育んだ。	児童41人	6/4
航 空 機 騒 音 測 定	大阪国際空港へ着陸する航空機の騒音レベルを測定した。	——	6/4 ～6
建設業者に対する啓発活動の実施	建設作業に係る騒音・振動の公害防止に対する意識の高揚を図るため、建設業団体の講習会で資料を配付した。	200社に配付	6/1 ～30
大阪自動車公害対策推進会議の開催	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取組を推進するための会議を開催した。	(構成員34人)	6/24
環境保全優秀協力者表彰	環境保全で顕著な功績をあげた事業者・市民に対して表彰を行った。	32人	6/30
自動車排出ガス街頭検査	走行中の自動車を対象に排出ガス中のCO、HC、ディーゼル黒煙等の検査・測定を行い、整備不良車には車両整備通告、告知等の処分を行い、排出ガス対策の啓発を行った。	延べ 175台	6/2 6/11 6/25
公 害 総 点 検 運 動	工場・事業場等に対して立入調査を強化するとともに、企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	延べ 1,739件	6/1 ～30
工場・事業場の環境関連研修会の支援	市内の大気汚染状況とテレメーターシステムによる常時監視、自主管理等についての研修会を開催した	49人	6/26
環境情報センターの見学会並びに環境教室の開催	大阪市内の環境監視状況について、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ13人	6/13 6/17 6/24
ポスター作成及び掲出	市営地下鉄、市関係庁舎に周知用のポスターを掲出した。	——	6/1 ～30
立 看 板 の 設 置	周知用の立看板を作成し、保健所等に設置した。	——	6/1～30

資料20-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲 出 場 所 等
ポ ス タ ー	Stop the idling (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、工場・事業場
	アイドリングはやめましょう (府と共同)	地下鉄車内、駅構内、市関係庁舎・市広報板
	12月は大気汚染防止推進月間 (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、工場・事業場
	“暖房温度はひかえめに” (大阪市制作)	駅構内、市関係庁舎
リ - フ レ ッ ト	Stop the idling (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配布
	12月は大気汚染防止推進月間です (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配布
	アイドリングはやめましょう (府と共同)	市関係窓口等で市民に配布

〈各種啓発用ポスター等〉



資料21ー 1 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上の高さが10メートル以上のもの。
3. 延べ面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28の規定により、騒音、大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとしている。

資料21ー 2 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域ににおいて、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域
- (2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- (3) 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- (4) 鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。

(3) 騒音については、居室内における目標値を表－1に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表－1 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯			評 価 方 法
	昼(8:00～18:00)	朝(6:00～ 8:00) 夕(18:00～21:00)	夜(21:00～ 6:00)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下	中央値
第2号 (4)の地域	60デシベル以下			上位半数のパワー平均値
第2号 (5)の地域	WECPNL 60以下			WECPNL

5. 騒音大気汚染等の発生源者への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

なお、周知方法については、事業者は事前に環境保健局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

資料21-3 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	報告	備考
昭59	南港発電所建設事業	出力 180万kW	59. 4.18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	処理能力 600トン/日	59. 9. 7	60. 1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	泉大津沖埋立面積 203ha 〔大阪基地取扱可能廃棄物〕 量 12,000トン/日	60. 5.29	60. 9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	区間の長さ 5.7km	60.12.27	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	区間の長さ 5.6km	61. 2.24	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	埋立面積 67.1 ha	62. 2.23	62. 6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	区間の長さ 3.6km	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	区間の長さ 11.1km	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	処理能力 600トン/日	2. 4.23	2.11. 6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	区間の長さ 5.6km	2.11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド 計画事業	施工区域の面積 130 ha	4. 6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	区間の長さ 4.3km	4.10.26	6. 7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	面積 156 ha	6. 6.13	6.10. 4	都市計画 (知事決定)

資料21-4 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

(大阪市環境影響評価要綱制定後)

年度	事業名	規模等	諮問	報告	備考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場 舞洲工場建設計画	処理能力 1,200トン/日	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	最大排出ガス量 55,000Nm ³ /時	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	陸上ヘリポート	8.4.24	8.8.6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	最大排出ガス量 260,000Nm ³ /時	9.4.23	9.7.15	市要綱
10	大阪外環状線(都島～久宝寺) 鉄道建設事業	区間の長さ 14.9km	10.4.30	10.7.16	市要綱 一部都市計画(市決定)
	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ)建設事業	面積 54 ha (駐車能力 約4,000台)	10.4.30	10.7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場 平野ごみ焼却場	処理能力 900トン/日	10.4.30	10.7.16	都市計画 (市決定)
	関西国際空港2期事業	滑走路 1本 4,000 m	10.4.30	10.8.27	府要綱 (市長意見 10.9.9)

資料21-5 大規模建築物等事前協議件数

	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
大規模建築物事前協議関係	110	115	125	122	147
建築審査会関係	63	47	44	65	54
建築基準法第48条許可関係	16	5	6	8	4
地区計画等認定連絡協議会関係	2	1	1	2	3
合 計	191	168	176	197	208

付 録

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

目次

前文

第1章 総 則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条―第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条―第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条―第26条）

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

- (4) 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
 - (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
 - (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
 - (7) 地球環境保全に資する施策の推進
2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。
3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。
5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導

又は助言を行うものとする。

（規制の措置）

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の適正管理及び循環的利用）

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（監視、測定及び検査の実施等）

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育、学習の振興等）

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実に努めるとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自主的な活動を促進するための措置）

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の意見の反映）

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（公害等に係る苦情の処理）

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

（公害健康被害の救済）

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 大阪市自動車公害防止計画

(1) 経 過

大阪市では平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定し、公共交通機関の整備・拡充やノーマイカーデーの実施により自動車交通量の伸びを抑制するとともに、電気自動車など低公害車の普及促進にも取り組み、国に対しては、自動車排出ガス規制の強化を要望してきた。

「当初計画」策定後、平成元年12月に中央公害対策審議会から「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」答申があり、また、平成4年12月には「自動車NO_x法」が施行され、平成5年12月から使用車種規制が実施された。

このように、「当初計画」策定以降、自動車排ガス対策を取り巻く状況が大きく変化してきたので、これらに対応して、窒素酸化物対策のより一層の推進を図るため、新たな具体施策を確立することが、必要となった。

一方、本市の自動車騒音の現況は、幹線道路沿道においては大部分が環境基準を超過しており、また、主要幹線道路については夜間に要請限度を超過している区間がかなりあるという状況である。この状況を改善するため、自動車騒音・振動対策についても具体的な施策を検討し、積極的に推進していく必要がある。

このような状況を踏まえ、窒素酸化物対策のより一層の具体化、自動車騒音・振動対策の推進等、総合的な自動車公害対策を実施するため平成7年7月に「当初計画」を改定した。

(2) 計画の期間

計画の期間は、当初計画と同じく平成12年度までとする。ただし、大気汚染に係る環境保全目標のうち、浮遊粒子状物質については「大阪市環境管理計画」に基づき平成17年度までとする。

(3) 自動車公害対策の施策体系

自動車公害対策の施策体系は、発生源対策、交通対策、道路構造・沿道対策及び啓発の4本柱に集約し、相互の対策を有機的に関連づけながら、その具体化に取り組んでいる。

(4) 窒素酸化物対策について

① 目標排出量

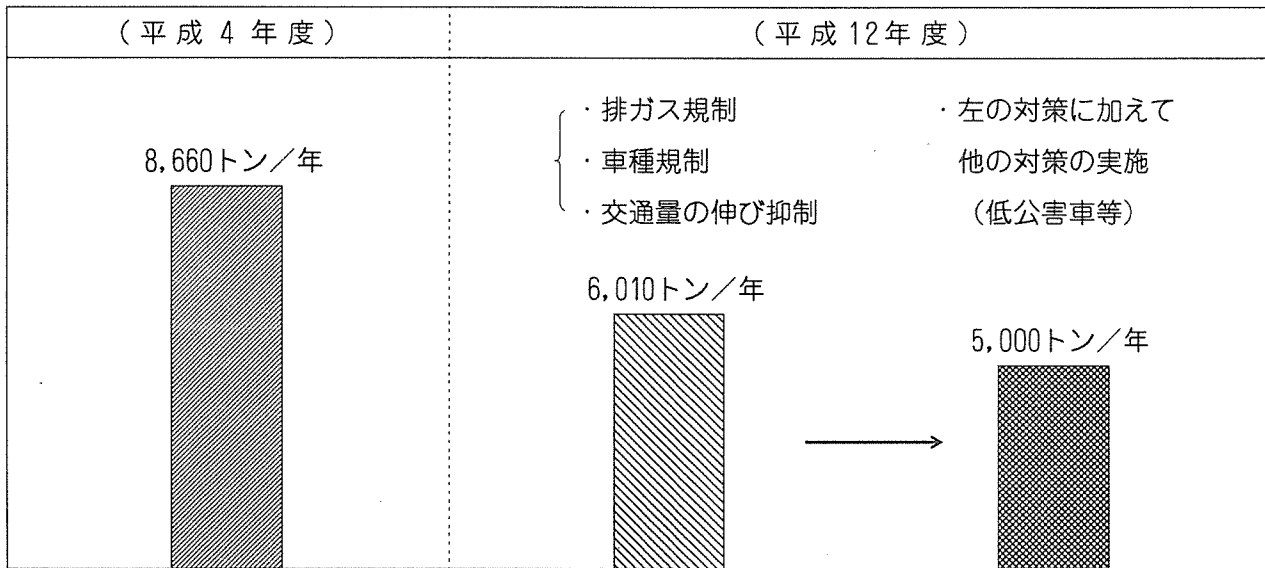
窒素酸化物排出量を現状（平成4年度）の8,660トン／年から3,660トン／年削減（削減率42.3%）して、平成12年度には当初計画どおり5,000トン／年にすることを目標とする。

削減量の内訳は、自動車排出ガス規制・車種規制・自動車交通量の伸びの抑制により2,650トン／年、低公害車等の普及促進により830トン／年、交通の円滑化により180トン／年、合計 3,660トン／年である。

自動車公害対策の施策体系

大 分 類	中 分 類	施 策 の 項 目
発 生 源 対 策	単 体 規 制 の 強 化	○ 自動車排出ガス規制の強化 ○ 自動車騒音規制の強化
	使 用 車 種 規 制	○ 「自動車NO _x 法」に基づく車種規制
	低 公 害 車 の 普 及 促 進	○ 公用車への積極的導入 ○ 民間における普及促進 ・ 助成・融資制度の拡充 ・ 燃料供給施設等の整備
	低 NO _x 車 の 普 及 促 進	○ 低NO _x 車指定制度の創設
交 通 対 策	交 通 量 対 策	○ 人流対策 ・ 公共交通機関の整備・拡充 ・ 公共交通機関の利便性の向上等 ・ 自動車利用の適正化 ○ 物流対策 ・ 貨物自動車使用合理化の促進 ・ 適切な輸送手段の選択の促進 ・ 物流拠点の整備等
	交 通 流 対 策	○ 機能的な道路ネットワークの充実 ○ 道路空間の立体利用 ○ ボトルネックの解消 ○ 駐車対策の推進 ○ 交通管制システムの高度化 ○ 交通規制等 ・ 通過交通の排除（生活道路） ・ 大型車通行規制 ・ 車速規制 ・ 大型車の高速道路への誘導
道 路 構 造 ・ 沿 道 対 策	道 路 構 造 対 策	○ 基本構造の改善 ・ 立体交差化等 ○ 環境施設帯の設置（高速道路） ○ 歩道の拡幅 ○ 遮蔽施設の設置 ・ 防音壁の設置 ・ 植樹帯の設置 ○ 路面の改良 ○ 低濃度脱硝装置の検討
	沿 道 対 策	○ 緩衝空間の設置 ・ 沿道土地利用の適正化 ・ バッファビルの建設 ○ 沿道住宅の防音化の促進
普 及 啓 発	啓 発 活 動	○ 広報媒体等による啓発 ○ イベントの開催 ○ 事業者への協力要請
	環 境 教 育	○ 環境教育拠点施設等の活用 ○ 講演会・研究会の開催

目 標 排 出 量



現状（平成4年度）からの窒素酸化物削減量の内訳

対 策	削 減 量 (トン/年)	割 合 (%)
・自動車排出ガス規制 ・「自動車NOx法」の車種規制 ・自動車交通量の伸び抑制 (人流対策、物流対策)	2,650	72
低公害車及び低NOx車の普及促進	830	23
交通流対策(交通流の円滑化)	180	5
合 計	3,660	100

- (注) 1. 人流対策及び物流対策により、平成4年度から平成12年度までの自動車交通量の伸びを5%程度にとどめるよう努める。
2. 低NOx車とは、ガソリン車やディーゼル車の中でNOx排出量が規制基準値に比べて相当程度低い自動車のことをいう。

② 施 策

ア 排出ガス規制の強化

ディーゼル車の長期目標の早期実施を国に要望する。

イ 車種規制の実施等

「自動車NOx法」に基づく特定自動車排出基準適合車への早期代替等を促進する。

ウ 低公害車・低NOx車の普及促進

低公害車等を公用車に積極的に導入するとともに民間への普及促進を図る。

エ 人流対策

交通量の伸びを抑制するために公共交通機関の整備・拡充等を図る。

オ 物流対策

貨物自動車使用合理化の促進等に努める。

カ 交通流対策

交通の流れを円滑化するため、駐車対策等を推進する。

キ 局地汚染対策

高濃度汚染地域の特性に応じた局地汚染対策を検討し、環境の改善に努める。

ク 普及啓発

自動車公害防止に関する啓発活動及び環境教育を展開していく。

特に、ディーゼル車は市内の自動車から排出される窒素酸化物の2/3を占めており、ディーゼル車対策を重点課題として上記の施策を進める。

③ 重点施策

ア 低公害車等（低公害車及び低NO_x車）の普及促進

改定した計画では、低公害車の普及促進を重要な柱として位置づけている。低公害車には、排出ガスを全く出さない電気自動車、ディーゼル車に比べNO_x排出量が少なく、黒煙をださない天然ガス自動車、LPG自動車、メタノール自動車、ディーゼル車より20%程度NO_xを低減できるハイブリッド自動車がある。これらの低公害車は価格が高く、走行距離、燃費などの性能面も十分でないため、普及が進んでいないのが現状であるが、NO_x削減のためにはその普及が不可欠である。

また、従来のガソリン車やディーゼル車の中にも、規制基準値と比較して実際のNO_x排出量が相当程度低い自動車があるが、このような自動車を低NO_x車と位置づけ、普及を図っていくことも有効な施策である。

(ア) 低公害車の普及促進

○大阪市公用車への積極的導入

需要を喚起し価格の低減化を図ることにより、民間への普及を促進するため、率先して本市政公用車に電気自動車等の低公害車や低NO_x車を計画的に導入する。そのため、平成12年度末までの公用車の低公害車等（貨物車の低NO_x車も含む）への転換目標を全公用車の25%である1,000台と設定し、導入を推進する。

○民間への普及促進

- ・ 事業者到低公害車の導入を働きかけ、利用者の拡大に努める。
- ・ 大阪市の助成・融資制度の拡充、国への助成制度の拡充等の要望、低公害車利用者への使用上の優遇措置の検討等により、利用しやすい条件整備を図っていく。
- ・ 燃料供給施設等の整備を促進する。
- ・ 低公害車の利用者にステッカーを交付し、低公害車のPRを図る。

(イ) 低NO_x車の普及促進

大阪市と京阪神の自治体6府県市(大阪府、京都府、兵庫県、京都市、神戸市)により「低NO_x

車指定制度」を創設し、関係機関や、自動車メーカーの協力を得て、低NOx車の普及を図る。

(7) 普及目標台数の設定

低公害車、低NOx車を普及させていくため、大阪市内における普及目標台数を次のとおり設定する。

車 種	普及 目 標
電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車 LPG自動車*、低NOx車（貨物・バス）	30,000台
低NOx車（乗用車）	全乗用車の70%以上

（注）LPG自動車*は、車両総重量2.5トン超の貨物車等に普及を図る。

イ 貨物自動車使用合理化の促進

「自動車使用合理化マニュアル」を作成し、事業者に配付して協力を要請するとともに、企業による自主的な取り組みを促進するため、主要な運送事業者並びに荷主と「自動車NOx削減計画」の策定を目的とした協定を締結する。

また、クリーンドライビングキャンペーン等で事業者への啓発活動や協力要請を行う。

(5) 浮遊粒子状物質（SPM）対策について

① 目標排出量

大阪市環境管理計画で設定された、自動車から排出される浮遊粒子状物質の目標量580トン/年（平成17年度）を本計画の目標量とする。

② 施 策

平成元年12月の中央公害対策審議会答申の長期目標の早期実施を国に働きかけるとともに、「自動車NOx法」に基づく特定排出基準適合車への早期転換を図る。

また、低公害車は粒子状物質対策としても有効であるため、積極的に普及促進を図る。ディーゼル車は低速度領域において、粒子状物質を多く排出することから、交通流の円滑化を関係機関と協力して推進する。

さらに、使用過程車対策として、実用的なDPFが開発された場合は、国などの技術的評価を踏まえ、その普及を促進するための施策を推進する。

(6) 道路交通騒音・振動対策

① 対策の目標

ア 道路交通騒音

本市の幹線道路の騒音レベルの現状からみて、環境基準の早期達成は困難な状況にある。このため、要請限度を下回することを当面の目標として発生源対策、交通対策、道路構造対策等種々の対策を進め、さらに、環境基準達成にむけて努力する。

イ 道路交通振動

大部分の地域住民が日常生活において支障がないことをめざす。

② 施 策

発生源対策として自動車騒音単体規制の強化の早期実施を国やメーカーに対して要望していくとともに、自動車騒音対策としても有効である低公害車の普及促進を図る。

また、生活道路からの通過交通の排除、大型車の通行規制、大型車の高架道路への誘導、自動車交通量の抑制等の交通対策を進める。

さらに、路面舗装の改善（路面の補修、低騒音舗装等）、歩道拡幅、防音壁の設置、高架道路のジョイントの改善（ノージョイント化）、環境施設帯の設置、立体交差化等の道路構造対策や沿道対策を推進するとともに、道路構造の改善や沿道の整備に関する制度の充実を図るよう国に要望していく。

③ 重点施策

幹線道路の騒音対策として、3デシベル前後の騒音低減が期待できる低騒音舗装の導入を段階的に進める。低騒音舗装の機能維持に関しては、現在改良中であることを考慮し、当面緊急性の高い要請限度を大幅に超えている区間について、沿道の土地利用を勘案しながら導入を図る。さらに、舗装材料の改良や維持技術について調査研究を進めながら、中長期的に要請限度を超過している区間全体に広げていく。

3. 大阪市ダイオキシン類対策方針

はじめに

ダイオキシン類問題は、市民の間に関心が高まっており、市民の健康を守る立場から、全力をあげて取り組まなければならない緊急の課題である。

平成9年8月には、環境庁の「ダイオキシン対策に関する5カ年計画」及び厚生省の「ダイオキシン類総合調査研究事業」が策定（資料1参照）されるとともに、「大気汚染防止法」（以下、「大防法」という。）や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）の政省令の改正が行われ、指定物質抑制基準や排出濃度基準が初めて定められた。さらに、平成10年4月には大防法施行規則が改正され、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準が強化された（資料2参照）。また、平成10年5月に世界保健機関（WHO）の専門家会合においてコプラナーPCBをダイオキシン類に含めることの合意がなされ、国においても検討が開始された。

本市においては、平成9年10月に「大阪市ダイオキシン類対策連絡会」を設置し、関係部局との情報交換及び連携をとり、効果的な対策推進を図ってきた。（資料3参照）

こうした動きを踏まえ、当面、本市が取り組むべき総合的な対策の内容や、施策の方向を明らかにするため、「大阪市ダイオキシン類対策方針」を策定した。

なお、これに基づく各種対策の実施結果等を検証し、必要に応じ見直すこととする。

1. モニタリング

ダイオキシン類対策を長期にわたり着実に推進していくためには、市内における環境及び食品等の現状の濃度を把握すること、また、施策の効果確認等を適宜行うことが重要である。このため、大気、水質、土壌等の環境中の濃度、食品等の濃度の情報を継続的に収集するなど、ダイオキシン類についての各種モニタリングの充実を図り、その評価を検討する。また、コプラナーPCBも含めた調査を実施していく。

(1) 環境調査

本市では、ダイオキシン類の汚染状況の把握のため、平成9年度から、大気・水質・土壌・貝類の環境調査（資料4参照）を次のとおり実施するとともに、環境庁が実施する総合モニタリング調査（大気・降下ばいじん・地下水質・公共用水域・土壌・底質・水生生物）に協力するなど、市域内の調査の拡充を図っていく。今後とも施策の効果確認等を含めて必要な調査を実施する。

- ・大気：5地点
- ・水質：河川2地点、海域2地点
- ・土壌：3地点
- ・貝類：ムラサキイガイを海域2地点

(2) 健康影響調査

ダイオキシン類については、動物実験において甲状腺機能の低下や免疫機能の低下等の報告がなされているが、ヒトに対する影響についてはまだ明らかになっていない。

このため、厚生省においては、母乳中のダイオキシン類に関する調査をはじめ体内におけるダイオキシン類の分布の把握、血液に関するダイオキシン類の測定方法や精度管理のあり方等人体暴露の状況の把握や健康影響の評価にむけた基礎的な調査研究が実施されているところである。

本市としては、平成9年度から厚生省に協力し、市内の産婦10名を対象に母乳調査を実施している。その中間報告によると、本市住民の母乳中のダイオキシン類濃度は、全国平均とほぼ同程度であった。また、大阪府住民の保存母乳の平均濃度については、昭和49年度（1974年度）から平成8年度（1996年度）にかけてほぼ半数近くに減少していた（資料4参照）

今後も厚生省に協力し、母乳調査を継続実施していくとともに、血液の調査についても、厚生省の調査研究結果を踏まえ検討を進める。

(3) 食品調査

ダイオキシン類の人体への取り込みは、主に食物であり、とくに魚介類からが多いと言われている。厚生省では平成4年度から「食品中のダイオキシン汚染実態調査研究」として魚介類等の汚染実態調査を継続実施している。また、平成8年度からは通常の食事から摂取されるダイオキシン類の1日摂取量調査も始められている。

本市では平成8年度から3年計画で、大阪湾産魚類の濃度についてモニタリングを実施している。

今後とも、厚生省の調査研究に連携しながら継続して調査を実施していく。

(4) 飲料水調査

ダイオキシン類は、水に溶けにくい、水道水源で検出されたとしても、極微量濃度に過ぎず、しかも、水の中では、ダイオキシン類は濁り成分に付着しているため、浄水処理の凝集沈澱と砂ろ過で除去できる。これらのことより、水道水がダイオキシン類で汚染されることはないが、今後とも、情報収集に努め、水道水の安全に万全を期す。

2. 発生源対策

環境庁の「ダイオキシン類に係る大気環境濃度低減のための目標に関する検討会報告」（平成9年6月）等によれば、ダイオキシン類の発生の主要な原因は、廃棄物の焼却過程にあり、その他、金属精錬施設等があるといわれている。

廃棄物の焼却過程からのダイオキシン類の排出総量を抑制するためには、まず廃棄物の減量化に努めるとともに、適正な燃焼管理による排出抑制を行うことが原則となる。

市内における廃棄物焼却炉（以下、「焼却炉」という。）のうち、大防法の対象となる焼却炉は77基（平成10年6月末現在）であり、その大部分が廃掃法の対象ともなっている。

今後、本市としては、各種発生源の排出量を具体的に把握し、その実態調査の結果に基づき、排出抑制のための「大阪市ダイオキシン類指導指針（仮称）」（以下「指導指針」という。）を本年11月末までに策定し、排出抑制を図っていく。

また、国においてはコプラナーPCBをダイオキシン類に含める方向で検討していることから、コプラナーPCBの排出実態の把握も実施する。

【「指導指針」の策定】

(1) 指導対象施設

① 廃棄物焼却炉

- ・「大防法」及び「廃掃法」の対象となる施設。
- ・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、「府条例」という。）の対象となる施設。

② 製鋼用電気炉

- ・変圧器の定格容量が1,000KVA以上のもの。

(2) 指導内容

① 廃棄物焼却炉については、廃掃法の規定する構造基準及び維持管理基準に準じて同様の基準を定める。

- ・構造基準：適正な燃焼管理のための温度計、CO計の設置等
- ・維持管理基準：指導基準の設定、測定義務等

② 製鋼用電気炉については、構造基準及び維持管理基準を定める。

- ・構造基準：排ガス処理装置、冷却装置の設置等
- ・維持管理基準：指導基準の設定、測定義務等

(3) 施行予定日

平成10年12月1日

【発生源対策としての共通の課題】

廃棄物の焼却炉にあつては、まず焼却対象の廃棄物の減量化に努めるとともに、不必要な焼却を避ける。焼却処理あるいはその他の燃焼過程においては、燃焼温度の維持等適正な燃焼管理及び集じん器に流入する燃焼ガスの冷却等を行い、ダイオキシン類の削減に努めるとともに、飛灰や焼却灰が飛散しないよう適正な取り扱いを行う。

【個別の対策】

(1) 市が保有する焼却炉

① 焼却工場

焼却工場に適用される廃掃法の排出基準及び大防法の指定物質抑制基準は、資料2の表Aのとおりである。新設工場については平成9年12月1日から0.1ng-TEQ/m³Nが適用され、既設工場についても平成10年12月1日から80ng-TEQ/m³Nが当面適用される。

平成10年6月現在、市内では9焼却工場が稼働中であり、平成9年度には177万トンの廃棄物の焼却を行っている。

これらの焼却工場から排出されるダイオキシン類濃度は燃焼管理の徹底により、0.05~4.2ng-TEQ/m³N(表-1参照)と、すべての工場が既に80ng-TEQ/m³Nを大きく下回っている。

しかし、現在稼働中の既設工場においても平成14年12月1日からは、1ng-TEQ/m³Nに基準が強化されるため、平成10年度中に、経済的かつ効果的な工法及び処理方法について、ばいじんと併せて総合

的に検討し、年次計画的にできるだけ速やかに設備改造等のダイオキシン類削減対策を実施する。

なお、今後も焼却工場からの排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類の測定を全工場について実施する。

表－１ 市内焼却工場から排出されるダイオキシン類濃度（平成９年度）

（単位：ng-TEQ/m³N）

焼 却 工 場	濃 度	焼 却 工 場	濃 度
森 之 宮	2. 0	大 正	1. 8
平 野	3. 7	住 之 江	0. 9 3
東 淀	1. 8	鶴 見	2. 2
港	2. 9	西 淀	0. 0 5
南 港	4. 2		

注）① TEQ：ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値

② ng（ナノグラム）：10億分の1gを表す単位

③ m³N（立方メートルノルマル）：温度0℃、圧力1気圧の状態に換算した気体の体積（立方メートル）

② 下水処理場の污泥焼却炉

現在、市内の下水污泥焼却炉は6基稼働しており、年間26.3万トンの脱水污泥の焼却を行っている。平成9年度に実施した污泥焼却炉の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.00017～0.060ng-TEQ/m³N（表－2参照）と、いずれも平成14年12月1日以降に適用される1ng-TEQ/m³Nを大きく下回っている。今後も污泥焼却炉の排ガス濃度の測定を実施し、適正な維持管理に努める。

表－２ 市内下水処理場の污泥焼却炉から排出されるダイオキシン類濃度（平成9年度）

（単位：ng-TEQ/m³N）

下 水 処 理 場	濃 度	下 水 処 理 場	濃 度
平 野	0. 0 0 4 7	放 出（1号炉）	0. 0 6 0
津 守	0. 0 3 7	放 出（2号炉）	0. 0 1 8
		放 出（3号炉）	0. 0 0 0 1 7
		放 出（4号炉）	0. 0 0 4 7

③ その他の焼却炉

現在、胞衣汚物等の焼却炉が5基あるが、これらの焼却炉は廃掃法対象で、排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は0.11～0.48ng-TEQ/m³Nであり、平成14年12月1日以降に適用される10ng-TEQ/m³N以下（焼却能力200kg/時以上2t/時未満の廃棄物焼却炉）であった。今後も排ガス濃度の測定を実施

し、適正な維持管理に努める。

④ その他の小規模焼却炉

小規模焼却炉とは、大防法及び府条例の届出対象外の焼却炉（有害物質を排出するものは焼却能力50kg/時未満、その他のものは焼却能力100kg/時未満）をいう。

本市が保有する各局の小規模焼却炉は、658基が学校、保育所、福祉施設等に設置されているが、小・中・高等学校の焼却炉(451基)については、平成6年3月の教育委員会の通達により、既に使用を中止している。

小規模焼却炉は大規模焼却炉に比べ、燃焼管理や排ガス処理等の排出抑制対策が難しいため、本市が率先して取り組む緊急対策として各局が保有する焼却炉の使用中止も含めた削減対策の検討を行ってきた。

その結果、上記学校用以外の焼却炉207基についても、その殆ど（205基）が使用中止または平成10年度中に中止予定となっている。

(2) 事業者等の焼却炉等

① 「大防法」・「廃掃法」対象の焼却炉

大防法の対象となる焼却炉は、焼却能力が1時間当たり200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のものであり、市内には、本市保有を除く事業者が所有する焼却炉が44基届出されている。これに加えて廃掃法では、廃プラスチック焼却炉（1基）が対象となっている。本市では、これらの焼却炉に対し立入調査を行い、焼却物の確認、使用実態、排ガス温度、集じん器等の管理状況を調査するとともに、完全燃焼するための適正な運転管理などの指導を行っている。

廃掃法で規定された構造基準、維持管理基準の徹底や、排出実態調査に基づく「指導指針」により、排出抑制を指導する。

また、来年度以降も排出実態調査を継続して実施する。

② 「府条例」対象の焼却炉（焼却能力50kg/時以上200kg/時未満）

大防法規制対象以下の焼却炉のうち、府条例に基づき、ばいじん又は有害物質の規制対象となっている焼却炉は、市内において21基が届出されている。

本市では、これらの焼却炉に対し立入調査を行い、焼却物の確認、使用実態、排ガス温度、集じん器等の管理状況を調査するとともに、完全燃焼するための適正な運転管理などの指導を行っている。

府条例対象の焼却炉についても排出実態調査を実施し、「指導指針」の対象施設として、排出抑制を指導する。

③ 家庭用等小規模焼却炉

家庭用等小規模焼却炉は、家庭で使用している簡易な焼却炉を含めて、廃棄物の分別やりサイクルを徹底することにより、できる限り焼却しないよう指導していく。

また、市民等に対して、わかりやすい啓発用パンフレットを新たに作成するとともに、本市広報紙等を活用し、ダイオキシン類排出抑制のための正しい知識の普及啓発を図る。

④ 製鋼用電気炉

大防法対象の製鋼用電気炉は、市内の8事業所から14基の届出があり、これらの施設に適用される

ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準は、資料2の表Aのとおりである。

本市では、これらの製鋼用電気炉に対し立入調査を行い、使用実態や集じん器等の管理状況を確認するとともに、原料となるスクラップ中の下級屑（塩化ビニルや油脂が付着しているスクラップ）の混入割合を可能な限り低下させるよう指導している。

製鋼用電気炉についても、排出実態調査の結果を踏まえ、「指導指針」の対象施設として、排出抑制を指導する。

⑤ 排出実態未把握施設

環境庁では、大防法による規制措置を受ける廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉以外のその他の発生源の排出実態調査及び排出抑制手法の検討を平成10年度から3カ年で実施している。

本市においても国の調査・検討結果を踏まえ、今後、焼結炉や金属溶解炉等の未把握施設に対する排出実態調査を実施する。

⑥ 設備改善融資制度

焼却炉等の更新や改善、排ガス処理装置の設備の改善等の促進を図るため、本市の環境保全設備資金融資制度や国のダイオキシン対策促進融資制度等の活用により資金融資を行う。

(3) 野焼き行為

焼却設備を使用しないで廃棄物を焼却するいわゆる「野焼き行為」については、従前から黒煙等についての苦情があり、ダイオキシン類の排出についても懸念されている。

廃掃法では従来から「野焼き行為」を禁止しており、また、府条例では、ゴム、いおう、合成樹脂、廃油、廃液等の「屋外燃焼行為」を禁止している。今回の廃掃法の改正では、廃棄物を焼却する際の焼却設備、焼却方法に関する基準が明確にされた。

今後さらに、関係部局において連携体制の確立を図り、「野焼き行為」の禁止を徹底する。

3. 協働・連携

ダイオキシン類対策の実効性を確保するためには、市民、事業者、行政などが、ダイオキシン類の削減のため、それぞれの果たす役割を明確にし、互いに連携するとともに、庁内においても、市政の様々な分野にわたるダイオキシン類対策を、各局の連携により実行していく必要がある。このため、平成9年10月に発足した「大阪市ダイオキシン類対策連絡会」において、各種施策の円滑な推進を図るなど、適切な進捗管理を行っていく。

また、ダイオキシン類については未解明な部分もあり、今後新たな問題が発生した場合には、必要な段階で「検討会」を設置するなど、学識経験者の意見を聴きながら、対策に万全を期すよう取り組んでいく。

(1) 市民・事業者・行政との協働

ダイオキシン類の主要な発生源は、廃棄物の燃焼過程にあると考えられており、ダイオキシン類の排出を抑制するためには、適正な燃焼管理等の徹底を行うとともに、市民や事業者の協力を得て、焼却対象となる廃棄物の減量化、再資源化に取り組む。

(2) 国や府等との連携

国に対しては、ダイオキシン類対策に対する財政支援、抑制対策技術・人体影響等の調査研究の推進、

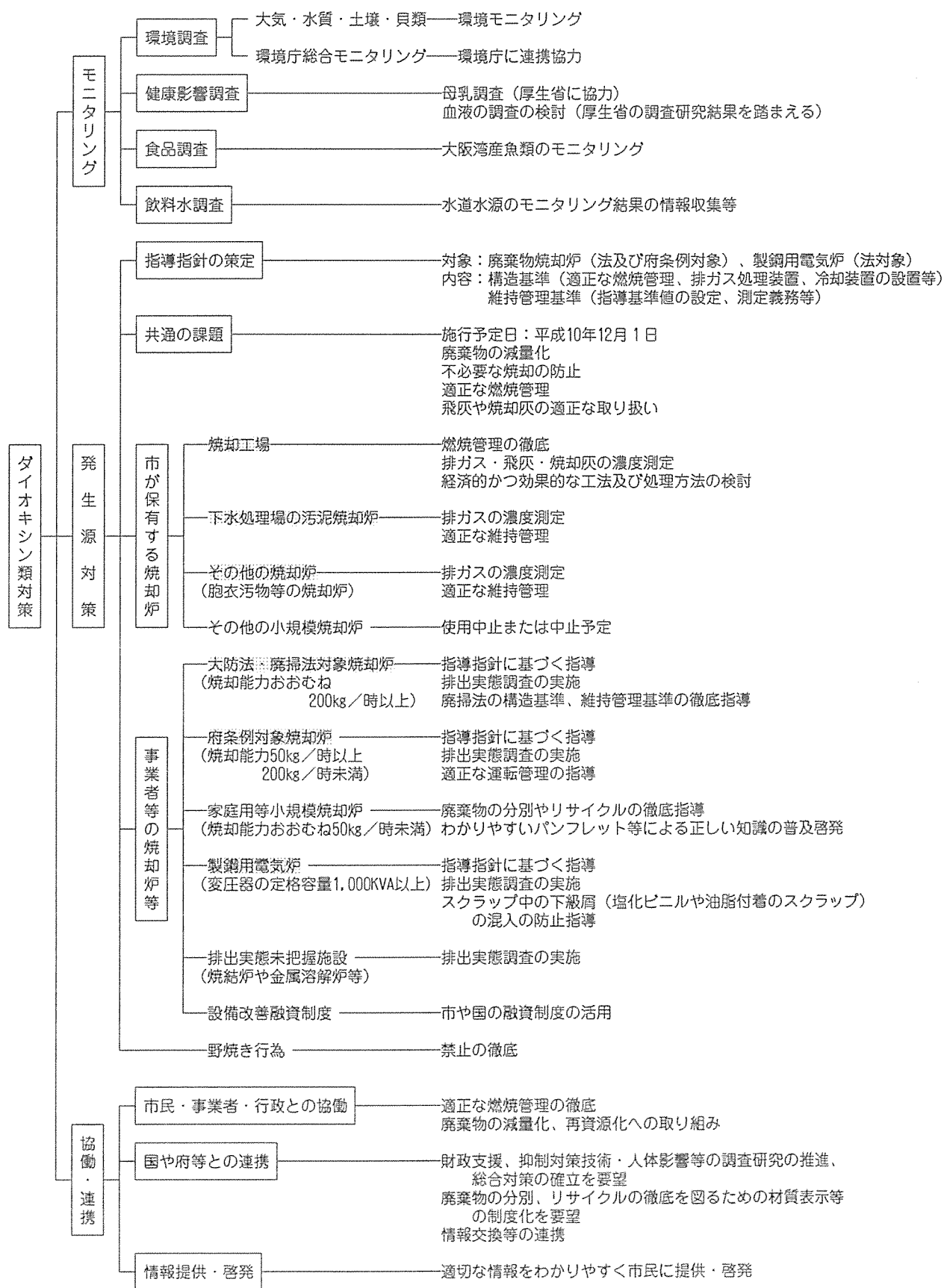
WHOのダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）の範囲を1～4 pg-TEQ/kg/日とする合意を踏まえた総合対策の確立等の要望を行う。さらに、廃棄物の分別、リサイクルの徹底を図るため、材質表示等について制度化を要望する。

また、国や大阪府・近隣市とは、調査結果やモニタリングデータ等の情報交換等を行うなど連携に努める。

(3) 情報提供・啓発

ダイオキシン類については、科学的知見が十分でない中で、市民の不安等が拡大する恐れがあるので、適切な情報を分かりやすく市民に提供し、啓発することにより、市民、事業者、行政の協働、連携を強めるよう努める。

大阪市におけるダイオキシン類対策の体系図



.....は指導指針の対象施設

年 次 計 画

項 目	9 年 度	1 0 年 度	1 1 年 度	1 2 年 度
1. モニタリング				
(1) 環境調査 ・ 大気、水質、土壌、貝類 ・ 総合モニタリング（環境庁）	—調査の実施—			—環境庁の調査に協力—
(2) 健康影響調査	—母乳調査（厚生省に協力）・血液調査の検討—			
(3) 食品調査	—調査の実施、今後の対応を検討—			
(4) 飲料水調査	—水道水源のモニタリング結果の情報収集等—			
2. 発生源対策				
【指導指針の策定（焼却炉・電気炉）】	—指導指針の策定—		—指導の実施—	
【発生源対策としての共通の課題】	—廃棄物の減量化、適正な燃焼管理等—			
【個別の対策】				
(1) 本市が保有する焼却炉				
① 焼却工場 燃焼管理の徹底 排ガス・飛灰・焼却灰等の濃度測定 経済的かつ効果的な工法及び処理方法	—適正管理の実施— —測定の実施— —検 討—			—対策の実施—
② 下水処理場の汚泥焼却炉 排ガスの濃度測定	—測定の実施、適正な維持管理—			
③ その他の焼却炉（胞衣汚物等）	—測定の実施、適正な維持管理—			
④ その他の小規模焼却炉	—使用中止また中止予定—			
(2) 事業者等の焼却炉等				
① 法対象焼却炉	—法又は指導指針に基づく指導—			
② 条例対象焼却炉 （燃焼能力50kg／時以上200kg／時未満）	—指導指針に基づく指導—			
③ 家庭用小規模焼却炉	—廃棄物の分別等・正しい知識の普及啓発の実施—			
④ 製鋼用電気炉	—法又は指導指針に基づく指導—			
⑤ 排出実態未把握施設	—排出実態調査の実施—			
⑥ 設備改善融資制度	—融資制度の活用—			
(3) 野焼き行為	—禁止の徹底—			
3. 協働・連携				
(1) 事業者・市民・行政との連携	—連携の推進—			
(2) 国や府との連携	—国への要望・連携の推進—			
(3) 情報提供・啓発	—情報提供・啓発の実施—			

資料 1 環境庁の「ダイオキシン対策に関する 5 カ年計画」及び
厚生省の「ダイオキシン類総合調査研究事業」について

環境庁の「ダイオキシン対策に関する 5 カ年計画」について

(ダイオキシン対策庁内連絡調整会議／平成 9 年 6 月)

- 1 発生源対策等の推進
 - (1) 発生源実態調査の整備
 - ・ 廃棄物焼却炉、電気炉、焼結炉等の排気
 - ・ 工場、廃棄物処分場排水
 - (2) 排出抑制手法（技術）の検討
 - ・ 廃棄物焼却炉、電気炉、焼結炉等の排気
 - ・ 工場、廃棄物処分場排水
 - (3) 土壌中残留影響防止手法の検討
 - (4) 発生源対策効果のフォローアップ
- 2 総合モニタリング調査
 - (1) 環境モニタリング調査
 - ・ 大気質
 - ・ 水質（公共用水域）
 - ・ 水質（地下水）、土壌、底質、水生生物
 - ・ 鳥類等
 - (2) 人の汚染状況調査
 - ・ 食事等
- 3 調査研究
 - (1) 環境中挙動
 - (2) 健康影響に関する疫学調査

厚生省の「ダイオキシン類総合調査研究事業」について

(ダイオキシン類総合対策連絡会議／平成 9 年 6 月)

- 1 精度管理及び評価に関する研究
- 2 食品中のダイオキシン類の人体汚染に関する研究
 - ・ 魚介類、野菜等の濃度調査
 - ・ 食品経由総摂取量調査
- 3 ダイオキシン類の人体汚染に関する研究
 - ・ ヒトの血液中濃度調査及び健康調査
 - ・ 健康影響調査
- 4 母乳中のダイオキシンに関する研究
 - ・ 母乳中濃度調査
- 5 疫学的健康調査
- 6 排出源に対する削減対策
 - ・ ダイオキシン類の発生機序に関する研究
 - ・ ダイオキシン類の発生削減に関する研究

資料2 ダイオキシン類対策に係る関係法令

1 大気汚染防止法（平成9年8月29日施行令改正）

- (1) 有害大気汚染物質のうち、人の健康を未然に防止するため、その排出を早急に抑制する必要がある物質（指定物質）として、ダイオキシン類が指定された。
- (2) 指定物質排出施設として、一定規模以上の廃棄物焼却炉と製鋼用電気炉が指定され、指定物質抑制基準が定められた。

表A ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

指 定 物 質 排 出 施 設		指 定 物 質 抑 制 基 準			
		新 設	既 設		
			H 9.12 H 10.11	H 10.12 H 14.11	H 14.12
製 鋼 用 電 気 炉（変圧器の定格容量1,000KVA以上）		0.5	基 準 の 適 用 猶 予	80	5
廃 棄 物 焼 却 炉 （火格子面積2㎡ 以上又は焼却能力 200kg／時以上）	200kg／時以上 2,000kg／時未満	5		80	10
	2,000kg／時以上 4,000kg／時未満	1			5
	4,000kg／時以上	0.1			1

注1）指定物質抑制基準は、排出口における濃度基準として定められている。

2）二重線の内側は、廃掃法の排出濃度基準と同一である。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成9年8月29日施行令及び施行規則改正）

- (1) 設置許可が必要になる施設の処理能力が引き下げられた。

表B 許可が必要となる廃棄物焼却施設

施 設 の 種 類		改 正 前	改正後（火格子面積2㎡以上または下記のいずれかに該当するもの）
一 般 廃 棄 物 焼 却 施 設		・処理能力5 t／日以上	・処理能力200kg／時以上
産 業 廃 棄 物 焼 却 施 設	汚 泥 焼 却 施 設	・処理能力5 m ³ ／日超	・処理能力5 m ³ ／日超 ・処理能力200kg／時以上
	廃 油 焼 却 施 設	・処理能力1 m ³ ／日超	・処理能力1 m ³ ／日超 ・処理能力200kg／時以上
	廃プラスチック類焼却施設	・処理能力0.1t／日超	・処理能力100kg／日超
	そ の 他 の 焼 却 施 設 （木くず等）	・処理能力5 t／日超	・処理能力200kg／時以上

- (2) 許可対象施設においては、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定することが義務づけられた。
- (3) ダイオキシン類に係る濃度基準は、表A中の大気汚染防止法の廃棄物焼却施設に係る指定物質とほぼ同様である。

ただし、表B中の汚泥、廃油、廃プラスチック類の焼却施設で200kg/時未満のものについても、表Aの200kg/時以上2,000kg/時未満の基準が適用となる。

- (4) 廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出を抑制するために、構造基準、維持管理基準が強化された。(図1参照)

なお、既存の施設については、経過措置が設けられ、段階的に基準が適用となる。

- (5) 焼却施設及び焼却方法に関する処理基準(表C参照)が明確にされ、野焼き同然の焼却施設についての対策が強化された。この基準は、施設の規模にかかわらず適用される。

表C 廃棄物の燃焼に係る処理基準

焼 却 方 法	・ 煙突からの焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。 ・ 煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。 ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
設 備 の 構 造	・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ・ 空気取入口・煙突の先端以外に燃焼設備内と外気が接することがなく廃棄物を焼却できるものであること。

- (6) 構造・維持管理基準に違反した場合には、許可の取消し、改善命令、使用停止命令の対象となり、処理基準に違反した場合には、改善命令の対象となる。

これらの命令等に従わなかった場合の罰則が強化され、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金が出せられた。

- (7) これらの基準は、平成9年12月1日から適用。

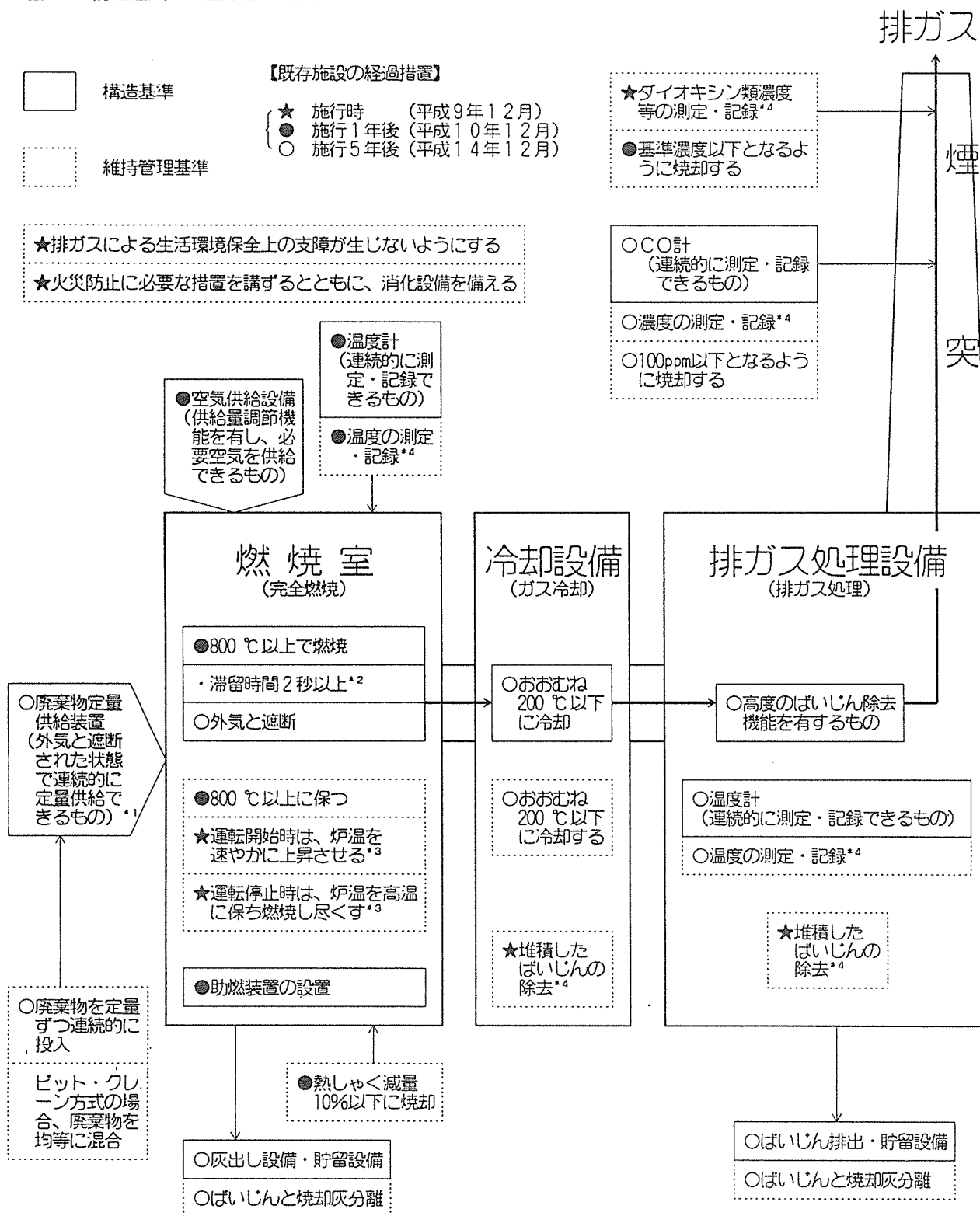
3 大気汚染防止法(平成10年4月10日施行規則改正)

- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

(単位: g/m³N)

処 理 能 力	新 設 炉	既 設 炉	
	H10. 7. 1~	~H12. 3.31	H12. 4. 1~
4 t/時以上	0.04	現行どおり (0.15) (0.50) (0.50)	0.08
2~4 t/時	0.08		0.15
2 t/時未満	0.15		0.25

図1 構造基準・維持管理基準



- *1 ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する施設、及び1時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設を除く。
- *2 新設施設のみ適用。
- *3 新たに許可対象となる施設と、平成4年以前に設置された木屑等の産業廃棄物の焼却施設については、施行1年後から適用。
- *4 ダイオキシン類濃度の測定結果等の維持管理状況について、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じ閲覧を義務付け。
(平成10年6月17日施行)

資料3 各課の所管事務内容

関 係 機 関	所 管 事 務 内 容
環 境 保 健 局 環 境 部 環 境 保 全 課	・ 工場、事業場に対する指導に関すること ・ 関係機関との連絡調整に関すること
環 境 保 健 局 環 境 部 環 境 計 画 課	・ 環境基本計画の推進に関すること
環 境 保 健 局 環 境 情 報 セ ン タ ー	・ ダイオキシン類の環境調査に関すること
環 境 保 健 局 保 健 部 環 境 衛 生 薬 務 課	・ 一般廃棄物処理施設に対する指導に関すること
環 境 保 健 局 保 健 部 食 品 衛 生 課	・ 食品の検査及び情報収集に関すること
環 境 保 健 局 保 健 部 保 健 指 導 課	・ 健康影響にかかる情報収集に関すること
環 境 保 健 局 環 境 科 学 研 究 所	・ ダイオキシン類の分析及び技術開発に関すること
環 境 事 業 局 施 設 部 管 理 課 建 設 課	・ 所管する一般廃棄物処理施設の対策に関すること
環 境 事 業 局 業 務 部 産 業 廃 棄 物 指 導 課	・ 産業廃棄物処理施設に対する指導に関すること
水 道 局 水 質 試 験 所	・ 水道の水質管理に関すること
下 水 道 局 管 理 部 水 質 管 理 課	・ 工場、事業場に対する排水の指導に関すること

資料4 ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成9年度）

1 大気環境調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調 査 地 点	夏（8月下旬）	冬（12月上旬）	年 平 均 値
菅北小学校局（北区）	0.45	0.28	0.36
平尾小学校局（大正区）	0.82	0.85	0.84
淀中学校局（西淀川区）	0.89	0.39	0.64
茨田北小学校局（鶴見区）	1.1	1.5	1.3
摂陽中学校局（平野区）	0.81	0.63	0.72
大阪市調査平均	0.81	0.73	0.77

- ・5局の平均値では環境庁が定めた大気環境指針値（年平均で0.8pg-TEQ/m³）を超えていないが、平尾小学校局及び茨田北小学校局の2局において大気環境指針値を超えている。
- ・大気環境指針値については、一生涯という長期にわたる暴露を想定し大気環境濃度の年平均値として示されたものであることから、大気環境濃度がこの指針値を上回る場合であっても直ちにそれが人の健康に影響を及ぼすとはいえないものと考えられる。
- ・環境庁の大気環境（発生源近傍を含まない）調査事例（平成8年度）
 - 工業地域 0.38～1.67【pg-TEQ/m³】
 - 大都市地域 0.30～1.65【pg-TEQ/m³】
 - 中都市地域 0.05～1.56【pg-TEQ/m³】
 - 農村地域 0.05～0.10【pg-TEQ/m³】

2 水環境調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

区分	調 査 地 点	試 料 採 取 日	調 査 結 果
河川	大 川（毛馬橋）	平成 9年10月 1日	0.16
	寝屋川（京橋）	平成 9年 9月26日	0.57
海域	大 正 内 港	平成 9年 9月26日	0.0027
	大阪港関門外	平成 9年11月11日	0.090

- ・水環境に係る基準及び指針値は現在のところ設定されていない。
- ・他都市の水環境調査事例
 - 河 川 0.0～1.6【pg-TEQ/L】
 - 海 域 0.0～0.0【pg-TEQ/L】

3 土壌環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g.乾重)

調 査 地 点	試 料 採 取 日	調 査 結 果
菅 北 公 園 (北 区)	平成10年 2月 2日	7.2
平 尾 公 園 (大 正 区)	平成10年 2月 2日	4.0
平 野 西 公 園 (平 野)	平成10年 2月 2日	2.6

- ・土壌に係る基準及び指針値は現在のところ設定されていない。
- ・環境庁の「ダイオキシンリスク評価検討会報告書」の中で暴露評価に用いた都市域での土壌中のダイオキシン類濃度(20pg-TEQ/g.乾重)に比較すると低い値であった。
- ・他都市の土壌環境(発生源近傍を含まない)調査事例
0～73【pg-TEQ/g.乾重】

4 貝類(ムラサキイガイ)調査結果

(単位：pg-TEQ/g.湿重)

区分	調 査 地 点	試 料 採 取 日	調 査 結 果
海 域	大 阪 港 内 (安治川河口)	平成10年 1月22日	2.3
	大 阪 港 関 門 外	平成10年 1月22日	1.1

- ・ムラサキイガイに係る基準及び指針値は現在のところ設定されていない。
- ・全国的にムラサキイガイのダイオキシン類の濃度に関する調査事例は少ない。

(母乳調査結果)

(単位：pg-TEQ/g.脂肪)

平成9年度厚生科学研究「母乳中のダイオキシン類に関する調査」中間報告より

平成9年度大阪市住民の平均濃度	15.8～18.3
-----------------	-----------

(参 考)

(1) 平成9年度全国平均濃度

15.2～17.4

(2) 大阪府住民の保存母乳の平均濃度

昭和49年度(1974年度) 32.1

平成8年度(1996年度) 16.3

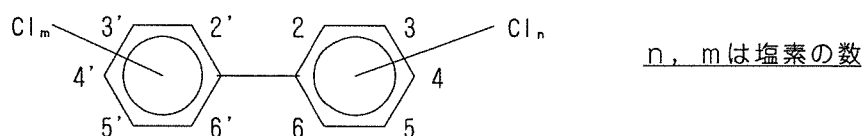
資料5 コプラナーPCBについて

1 コプラナーPCBとは

PCBはビフェニルの水素が塩素で置換されたものの総称であり、置換塩素の数と位置によって209種の異性体が存在している。異性体の中には共平面性 (Coplanarity) を持つ成分があり、コプラナーPCB (Co-PCB) と呼ばれる12種類の異性体がある。

コプラナーPCBの環境残留は、主にPCB製品の副生成物からの環境放出に由来すると考えられており、PCBは、既に昭和47年に製造が中止され、昭和49年には化学物質審査規制法に基づく第1種特定化学物質に指定されるとともに、平成4年には廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物に指定されていることから、その汚染の拡大の可能性は少ないと考えられる。

PCB (ポリ塩化ビフェニル) の構造式



2 コプラナーPCBの毒性

コプラナーPCBは、ダイオキシン類と同様の毒性があり、動物実験の結果では体重の減少、胸腺の萎縮、皮膚障害、肝障害、催奇形性、生殖や免疫機能の異常が認められている。

3 最近の国の動き

環境庁では、平成9年度からコプラナーPCBの一般環境調査及び発生源排出実態調査を実施し、その結果、ダイオキシン類と同様、ごみ焼却炉・セメントキルンなどでも発生することが判明した。また、平成10年度は全国一斉緊急調査として調査地点を増やし、大気や土壌、水質及び発生源周辺を含めた総合モニタリング調査を実施していく。

一方、平成10年5月にWHOの専門家会合においてダイオキシン類の耐容1日摂取量 (TDI) を、コプラナーPCBを含め1～4 pg/kg/日の範囲とすることで合意されたことを受けて、環境庁・厚生省でも、コプラナーPCBをダイオキシン類に含めることで検討がされている。

4. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年 5 月 8 日	環境庁告示第25号
昭和48年 5 月16日	環境庁告示第35号
昭和53年 7 月11日	環境庁告示第38号
昭和56年 6 月17日	環境庁告示第47号
平成 9 年 2 月 4 日	環境庁告示第 4 号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年 5 月 8 日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年 5 月 8 日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。（昭和53年 7 月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年 6 月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる

1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ント	1時間値が0.06ppm以下であること。

（備考） 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（注） 昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

(別紙)

○環境庁告示第4号

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したもの合計が1時間当たり2.0kl以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (Nm³/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量
(10⁴Nm³/h、乾き、O₂：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴/Nm³h、乾き、O₂：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したもの合計が1時間当たり0.8kl以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.85} \quad \text{ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W+W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

W：原料及び燃料使用量 (kl/h)

W_i：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kl/h)

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日	環告第59号
改正 昭和49年	環告第63号
同 昭和50年	環告第3号
同 昭和57年	環告第46号
同 平成5年	環告第16号
同 平成5年	環告第65号
同 平成7年	環告第5号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (23項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成5年3月8日付環告第16号をもって、健康項目は、従来の9項目から23項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界未満）が含まれていない場合には、測定値が0.0005mg/lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達）

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

項目 類型 利用目的の適応性	AA	A	B	C	D	E
	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	8mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下
浮遊物質 量 (SS)	25mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/ℓ 以上	7.5mg/ℓ 以上	5mg/ℓ 以上	5mg/ℓ 以上	2mg/ℓ 以上	2mg/ℓ 以上
大腸菌群数	50MPN /100ml以下	1,000MPN /100ml以下	5,000MPN /100ml以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図－1のとおりとする。					

(注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

4. 水道1級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道2級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用。

6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。

7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

項 目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的 の適応性	水 産 1 級 水 浴 自 然 環 境 保 全 及びB以下の欄に掲げるもの	水 産 2 級 工 業 用 水 及びCの欄に掲げるもの	環 境 保 全	
水 素 イ オン 濃 度 (pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図一2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2 mg/ℓ 以下	3 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下	
溶 存 酸 素 量 (DO)		7.5mg/ℓ 以上	5 mg/ℓ 以上	2 mg/ℓ 以上	
大 腸 菌 群 数		1,000MPN/100ml以下	—	—	
n-ヘキサン抽出 物質（油分等）		検出されないこと	検出されないこと		

(注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	図－３のとおり
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産３種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	

（備考）１．基準値は年間平均値とする。

２．水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

２．水産１種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産２種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

３．生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

〔水域類型指定及び暫定目標の設定〕

東京湾及び大阪湾の各水域毎の類型の当てはめについて、関係自治体との協議が重ねられた結果、平成７年２月28日付環境庁告示第５号により、全窒素、全燐の水質環境基準に係る類型指定がなされた。

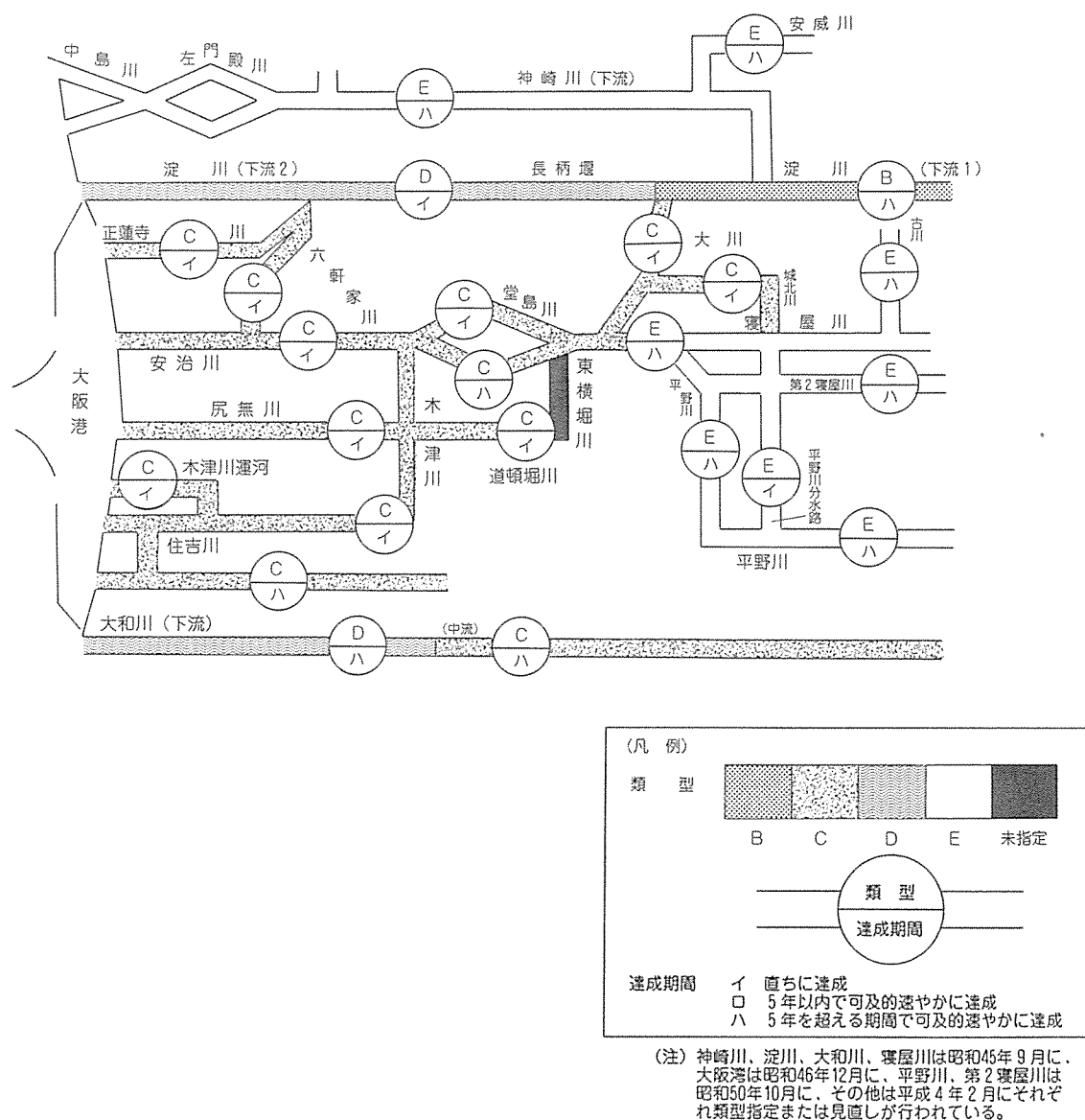
なお、将来の水質予測による、現在見込み得る対策を行ったとしても、これらの水域において、５年後ただちに全窒素、全燐に係る環境基準値を達成することが困難であると考えられることから、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成11年度における暫定目標が設定された。

大阪湾の全窒素、全燐に係る類型指定及び暫定目標

水 域	該 当 類 型	暫 定 目 標（平成11年度）
大阪湾（イ）	Ⅳ	全窒素 1.2mg/ℓ
大阪湾（ロ）	Ⅲ	全窒素 0.68mg/ℓ
大阪湾（ハ）	Ⅱ	全窒素 0.42mg/ℓ、全燐 0.034mg/ℓ

（注）大阪湾（イ）の全燐及び大阪湾（ロ）の全燐については、引き続きそれぞれ類型Ⅳ及びⅢの基準値が維持されるよう努めるものとする。

図－１ 大阪市河川水質環境基準類型図



環境基準の類型指定の見直しについて（平成4年2月26日）

（経 緯）

近年、河川敷等を利用し、遊歩道や広場など親水性や景観に配慮した河川空間の整備がまちづくりとあわせて進められるなど、河川が都市生活の中で魅力的な水とのふれあい空間として貴重なものになっている。一方で、開発が山間部に及ぶなど都市化が進展し、河川をとりまく環境が大きく変化してきている。

このため、大阪府では、平成4年2月26日付け大阪府告示第209号により「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」を行い、新たに9河川を類型指定とするとともに、現在類型指定している52河川のうち12河川について魚が生息するのに良好な水質（C類型以上）をめざし、類型のランクをアップすることにした。

(基本的な考え方)

- ① 新たに類型指定する河川については、一定規模以上の主要な河川を類型指定することを原則としつつ、利水状況を勘案して、規模の小さな河川についても類型指定を行う。また、潤いとふれあいのある水辺環境を創造するため、府民が日常生活に接する機会が多い河川についても、積極的に類型指定を行う。

具体的な類型のあてはめについては、現在良好な水質の河川はこれを保全し、汚濁の進んでいる河川は、可能な限り魚の生息に良好な水質の類型を目指す。

- ② 類型指定の見直しについては、当初の目標である環境基準を十分達成している河川について、さらに魅力ある河川とするため、よりよい水質をめざして魚の生息に良好な水質の類型に見直しを行う。

(類型指定の内容) ……………大阪市内のみ掲載

・新たな類型指定河川……………2河川水域

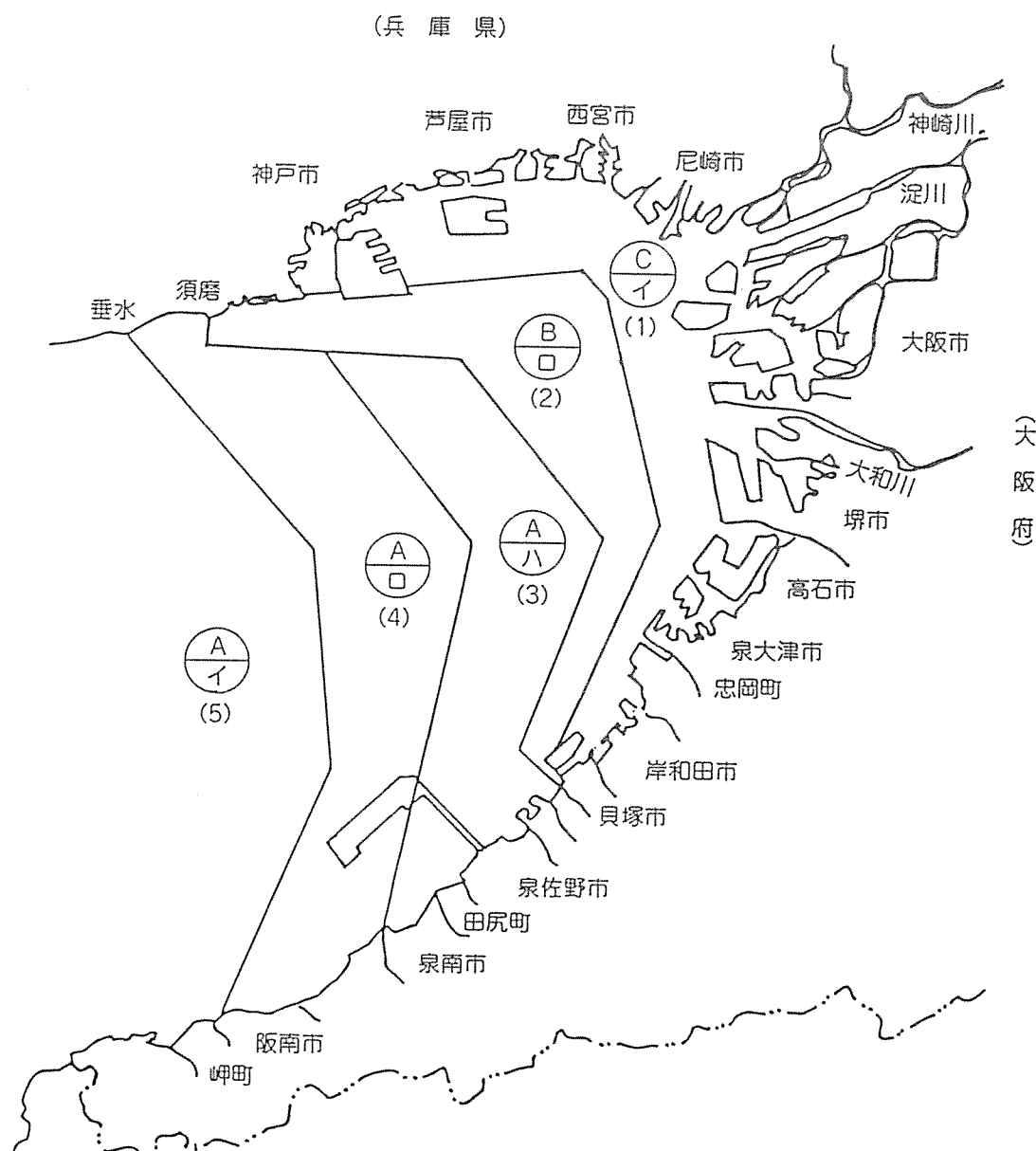
水域	河 川	旧 類 型 指 定		→	新 類 型 指 定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
寝屋川	平野川分水路(全域)	—	—	→	E	イ
	古 川(全域)	—	—		E	ハ

・類型指定見直し河川……………11河川水域

水域	河 川	旧 類 型 指 定		→	新 類 型 指 定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
大阪市内河川	大川及び城北川 *	C	イ	→	C	イ
	堂 島 川(全域)	D	イ		C	イ
	土 佐 堀 川(全域)	E	ハ		C	ハ
	安 治 川(全域)	E	イ		C	イ
	道 頓 堀 川(全域)	E	ハ		C	イ
	尻 無 川(全域)	E	□		C	イ
	木 津 川(全域)	E	ハ		C	イ
	住 吉 川(全域)	E	ハ		C	ハ
	六 軒 家 川(全域)	E	ハ		C	イ
	・正 蓮 寺 川(全域)	E	□		C	イ
	木 津 川 運 河(全域)	E	ハ		C	イ

(注) *印については、区域についての見直しである。
(平成4年2月26日付 大阪府告示第209号)

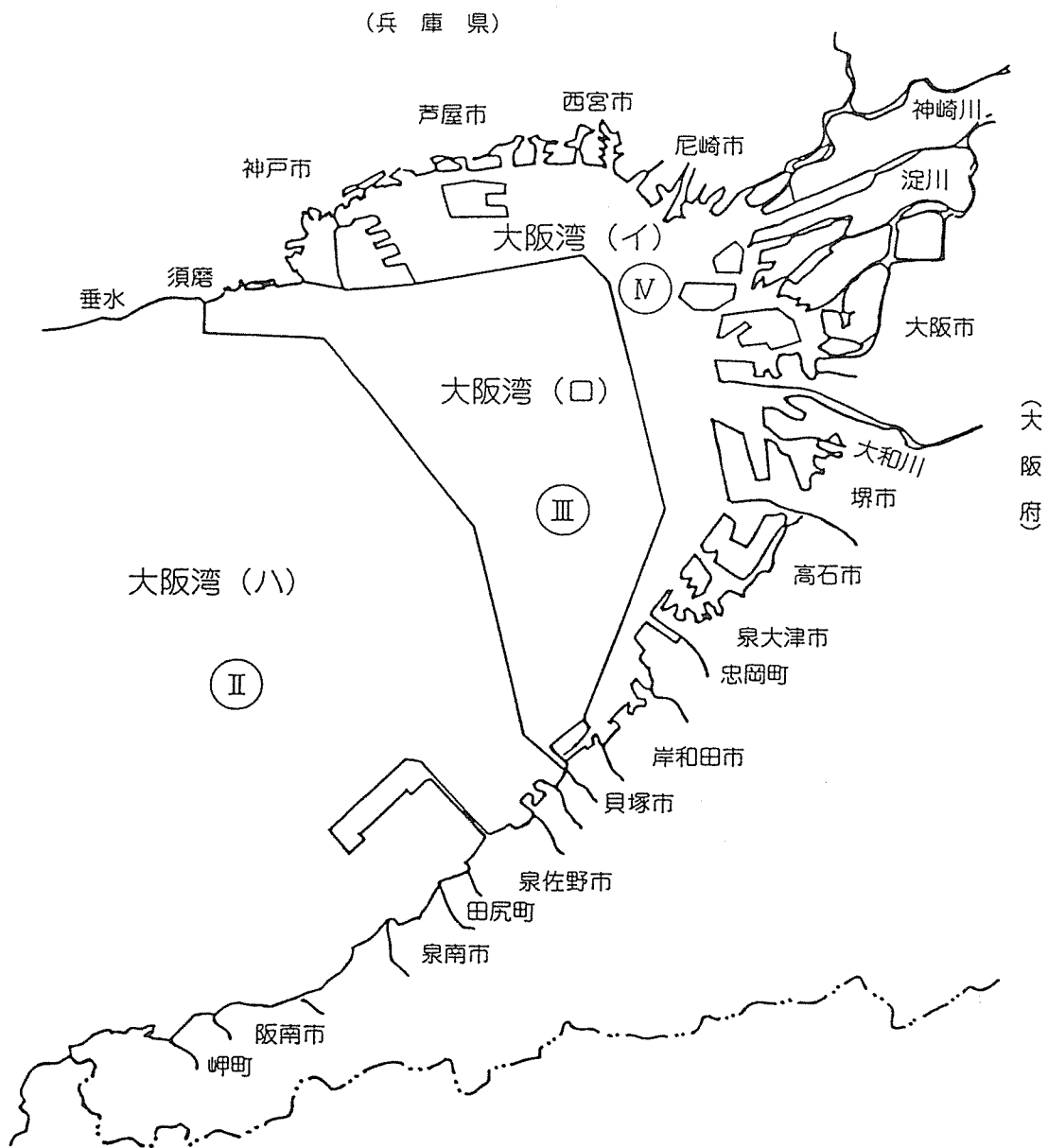
図一 2 大阪湾環境基準類型図（C O D等）



（凡 例）	
類 型	達 成 期 間
達 成 期 間	
イ	直ちに達成
□	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

（注）昭和46年12月指定

図一 3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全磷）



○内は該当類型

(達成期間)

段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注) 平成7年2月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\begin{cases} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{cases}$$

- (1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。
 - 3) 2)の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

P C Bを含む底質の暫定除去基準

P C Bを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

根 拠 法 令		水質汚濁防止法		※ 3		※ 4		
		水質汚濁防止法	大阪府生活環境基準の保全等に関する条例		下 水 道 法	大阪市下水道条例		
			その他の地域	上 水 源 地 域				
項 目								
有害物質（健康項目）	カ ド ミ ウ ム	0.1		0.01		0.1	0.1	
	シ ア ン	1		検出されないこと		1	1	
	有機 リ ン	1		検出されないこと		1	1	
	鉛	0.1		0.05		0.1	0.1	
	ク ロ ム（6価）	0.5		0.05		0.5	0.5	
	砒 素	0.1		0.01		0.1	0.1	
	総 水 銀	0.005		0.0005		0.005	0.005	
	有機 水 銀	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと	
	P C B	0.003		検出されないこと		0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	0.3		0.03		0.3	0.3	
	テトラクロロエチレン	0.1		0.01		0.1	0.1	
	ジクロロメタン	0.2		0.02		0.2	0.2	
	四 塩 化 炭 素	0.02		0.002		0.02	0.02	
	1，2-ジクロロエタン	0.04		0.004		0.04	0.04	
	1，1-ジクロロエチレン	0.2		0.02		0.2	0.2	
	シス-1，2-ジクロロエチレン	0.4		0.04		0.4	0.4	
	1，1，1-トリクロロエタン	3		1		3	3	
	1，1，2-トリクロロエタン	0.06		0.006		0.06	0.06	
	1，3-ジクロロプロペン	0.02		0.002		0.02	0.02	
	チ ウ ラ ム	0.06		0.006		0.06	0.06	
シ マ ジ ン	0.03		0.003		0.03	0.03		
チ オ ベ ン カ ル プ	0.2		0.02		0.2	0.2		
ベ ン ゼ ン	0.1		0.01		0.1	0.1		
セ レ ン	0.1		0.01		0.1	0.1		
その他の（生活環境項目）	p H	5.8～8.6 ※ 1	5.8～8.6			5～9	5～9	
	B O D 〃（日間平均値）	160 120	業種別、水量毎に定められている		2,600	600 (2,600) ※ 6		
	C O D 〃（日間平均値）	160 120						
	S S 〃（日間平均値）	200 150			2,600	600 (2,600) ※ 6		
	油（鉱物油） 〃（動植物油）	5 30					5 30	水量区分毎に異なる
	フ ェ ノ ー ル 類	5			既設 5 新設 1	1		
	銅	3			3		3	3
	亜 鉛	5	5		5	5		
	鉄（溶解性）	10	10		10	10		
	マンガン（溶解性）	10	10		10	10		
	ク ロ ム	2	2		2	2		
	ふ っ 素	15	15		15	15		
	窒 素	120	120		—	—		
	〃（日間平均値）	60	60		—	—		
	リ ン	16	16		—	—		
	〃（日間平均値）	8	8		—	—		
	ほ う 素	—	2		—	2		
	大腸菌群数※ 2（日間平均値）	3,000	3,000		—	—		
	温 度	—	—		—	45℃		
	ヨ ウ 素 消 費 量	—	—		—	220		
色 又 は 臭 気	—	※ 5		—	※ 5			

單位 (mm/l)

[illegible]

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環告第10号

人の健康の保護に関する環境基準（23項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg/ℓ 未満、アルキル水銀は0.0005mg/ℓ 未満、P C Bは0.0005mg/ℓ 未満である。
4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にN D（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/ℓ である時、またN Dが含まれている場合には測定値が0.0005mg/ℓ を超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達）

5. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

本市の類型及び時間区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45デシベル（A）以下	40デシベル（A）以下	35デシベル（A）以下
A	50デシベル（A）以下	45デシベル（A）以下	40デシベル（A）以下
B	60デシベル（A）以下	55デシベル（A）以下	50デシベル（A）以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域「以下「道路に面する地域」という。）については、環境基準は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル（A）以下	50デシベル（A）以下	45デシベル（A）以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル（A）以下	55デシベル（A）以下	50デシベル（A）以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル（A）以下	60デシベル（A）以下	55デシベル（A）以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル（A）以下	65デシベル（A）以下	60デシベル（A）以下

(注) 本目標は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第1種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第2種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号
昭和49年大阪府公告第135号
平成6年大阪府公告第165号)

朝：午前6時～午前8時 昼間：午前8時～午後6時
夕：午後6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

6. 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（要請限度）

中央値（単位：デシベル）

区域の区分	用 途 地 域	車 線 数 の 別	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	1 車線を有する道路	50	55	50	45
第 2 種 区 域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 無 指 定 地 域	1 車線を有する道路	55	60	55	50
第 1 種 区 域 及 第 2 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線を有する道路	65	70	65	55
	第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 無 指 定 地 域	2 車線を超える道路	70	75	70	60
第 3 種 区 域 及 第 4 種 区 域	近 隣 商 業 地 域	1 車線を有する道路	65	70	65	60
	商 業 地 域	2 車線を有する道路	70	75	70	65
	準 工 業 地 域 工 業 地 域	2 車線を超える道路	75	80	75	65

（注） 1. 用途地域の指定のない地域は第 2 種区域。

朝：午前 6 時～午前 8 時 昼間：午前 8 時～午後 6 時

夕：午後 6 時～午後 9 時 夜間：午後 9 時～翌朝 6 時

7. 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号）

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 （単位 WECPNL）
I	70 以 下
II	75 以 下

（注）この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	当 該 地 域
Ⅰ	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年大阪府公告第 90号)
(平成 6 年大阪府公告第166号)

環境基準は、公共用飛行場の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛 行 場 の 区 分		達 成 期 間	改 善 目 標
新 設 飛 行 場 第3種空港及びこれに 準ずるもの		直 ち に	
第 2 種 空 港 (福岡空港を除く)	A	5 年 以 内	
	B	10 年 以 内	5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内で 65WECPNL以下とすること。
新 東 京 国 際 空 港			
第 1 種 空 港 (新東京国際空港を除く) 及 び 福 岡 空 港		10年をこえる 期間内に可及的 速 や か に	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内 で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること 又は、75WECPNL以上の地域において屋内 で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)
1日2～3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんでくるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼と夜では、対象の音以外の音のレベルが低くなるため、夜の方がより「うるさい」と感じる。
このように騒音の繰り返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて〔Weighted〕作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_4 + N_1)$$

$$N_2 = \text{昼 (AM7 \sim PM7) の機数} \quad N_3 = \text{夕 (PM7 \sim PM10) の機数}$$

$$N_4 = \text{深夜 (PM10 \sim PM12) の機数} \quad N_1 = \text{深夜 (AM0 \sim AM7) の機数}$$

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月20日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年大阪府公告第147号
平成6年大阪府公告第167号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間の目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線鉄道 に係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新設新幹線鉄道 に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3年以内	開業時直ちに	開業時直ちに
b	75デシベルを超え	イ	7年以内	開業時から3年以内	
	80デシベル未満の区域	ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域		10年以内	開業時から5年以内	

(備考) bの区域中イとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

1. 指 針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

新 線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7～22時)については60dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(1) 測定方法及び評価

測定方法及び評価については、以下のとおりとする。

- ① 測定方法は、原則として、当該路線を通過する全列車(上下とも)を対象とし、周波数補正回路をA特性に合わせ、通過列車ごとの騒音の単発騒音暴露レベル(L_{AE})を測定することとする。ただし、通行線路(上下等)、列車種別、車両型式、走行時間帯(混雑時には列車速度が低くなる場合がある)等による騒音レベルの変動に注意しつつ、測定を行う列車の本数を適宜減じて加重計算しても良い。
- ② L_{AE} から等価騒音レベル(L_{Aeq})の算出は次式によるものとする。

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} \left[\left(\sum_{i=1}^n 10^{L_{AEi} / 10} \right) / T \right]$$

T: L_{Aeq} の対象としている時間(秒)。7時～22時はT=54,000、22時～翌日7時は

$$T = 32,400$$

- ③ 測定に当たっては、列車騒音以外の暗騒音との差が10dB(A)以上となるような間を測定すること。なお、暗騒音との差が十分確保できない場合は、近似式である次式により、騒音計のslow動特性を用いて測定したピーク騒音レベル(L_{Amax})から L_{AE} を算出することが適当である。

$$L_{AE} \doteq L_{Amax} + 10 \log_{10} t$$

t: 列車の通過時間(秒)

ただし、貨物列車の場合には、先頭車両(機関車)に対応して大きなピークが計測されるため、この式で算出した L_{AE} より実際の L_{AE} は小さくなる。

- ④ 測定機器は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格したものを使用する。
- ⑤ 雨天、その他の特殊な天候の日は避けて測定するものとする。

(2) 測定点の選定

鉄道(軌道を含む)用地の外部であって、なるべく地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点のうち、以下の条件を満たす場所を測定点として選定するものとする。

- ① 近接側軌道中心線からの水平距離が12.5mの地点を選定する。なお、鉄道用地の外部に測定点を確保できない場合には、鉄道用地の外部であって、できるだけ線路に近接した位置を測定点とする。

② 高さは地上1.2mとする。

③ 窓又は外壁から原則として 3.5m以上離れた地点を選定する。なお、窓や外壁の近くで測定した場合、その反射の影響により、3 dB (A) 程度数値が高くなることもある。

2. 対 象

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の適用を受ける鉄道のうち普通鉄道（ただし、新幹線鉄道を除く）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道のうち線路構造が普通鉄道と同様であり鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）が準用される軌道であって、新規に供用される区間（以下「新線」という）及び大規模な改良を行った後供用される区間（以下「大規模改良線」という）における列車の走行に伴う騒音を対象とする。

ここで、「新線」とは、鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の工事の施行認可を受けて工事を施工する区間をいう。また、「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施工する区間をいう。ただし、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として工事が認可申請されている区間は、指針の適用の対象外とする。

なお、本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。

- ① 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
- ② 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。
- ③ 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
- ④ 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。

10. 振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）

80%レンジの上端値（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	用 途 地 域	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、無指定地域	65	60
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

（注） 1. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔騒音〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベル減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベル減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

〔騒音〕

特定建設作業の種類	敷地境界における 騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

〔振動〕

特定建設作業の種類	敷地境界における 騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破碎機を使用する作業							
4. プレーカー（手持式を除く）を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

〔備考〕 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。
 （工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。）

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音 響 機 器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

（備考）ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- (1) 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- (2) 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- (3) 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営 業 禁 止 時 間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規 制 対 象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料駐車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規 制 地 域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

（備考）（*）第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地 域 区 分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

（備考）工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後 8 時から翌日の午前 9 時（日曜日その他の休日にあつては、午前 10 時）までの間は拡声器を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・ 病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 30 m の区域において拡声器を使用しないこと。
- ・ 幅員 4 m 未満の道路において拡声器を使用しないこと。
- ・ 地上 10 m 以上の箇所において拡声器を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声器を使用する場合にあつては、拡声器の 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回につき 10 分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

① 規制地域（大阪市の区域）

② 敷地境界線基準

特 定 悪 臭 物 質 名	規制基準 (ppm)	特 定 悪 臭 物 質 名	規制基準 (ppm)
ア ン モ ニ ア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 以下
硫 化 水 素	0.02 以下	酢 酸 エ チ ル	3 以下
硫 化 メ チ ル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二 硫 化 メ チ ル	0.009 以下	ト ル エ ン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	ス チ レ ン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キ シ レ ン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イ ソ 吉 草 酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m \quad (H e \text{ が } 5 \text{ m 未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

$$\left(\begin{array}{l} q : \text{流量 (Nm}^3/\text{時)} \\ H e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C m : \text{敷地境界線基準で定められた値 (ppm)} \end{array} \right)$$

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソプタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

k 次の表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第 2 項第 3 号で算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準		臭気濃度10			
排 出 口 基 準	臭気濃度表				
	H (m) Q (m³／分)	H < 8	8 ≦ H < 15	15 ≦ H < 25	25 ≦ H
	Q < 30	400	600	800	1,000
	30 ≦ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≦ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≦ Q	150	200	300	400
	(注) H…排出口の実高さ、Q…排出ガス量				

(備考) 悪臭濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気では臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

13. 土 壌 の 汚 染 に 係 る 環 境 基 準

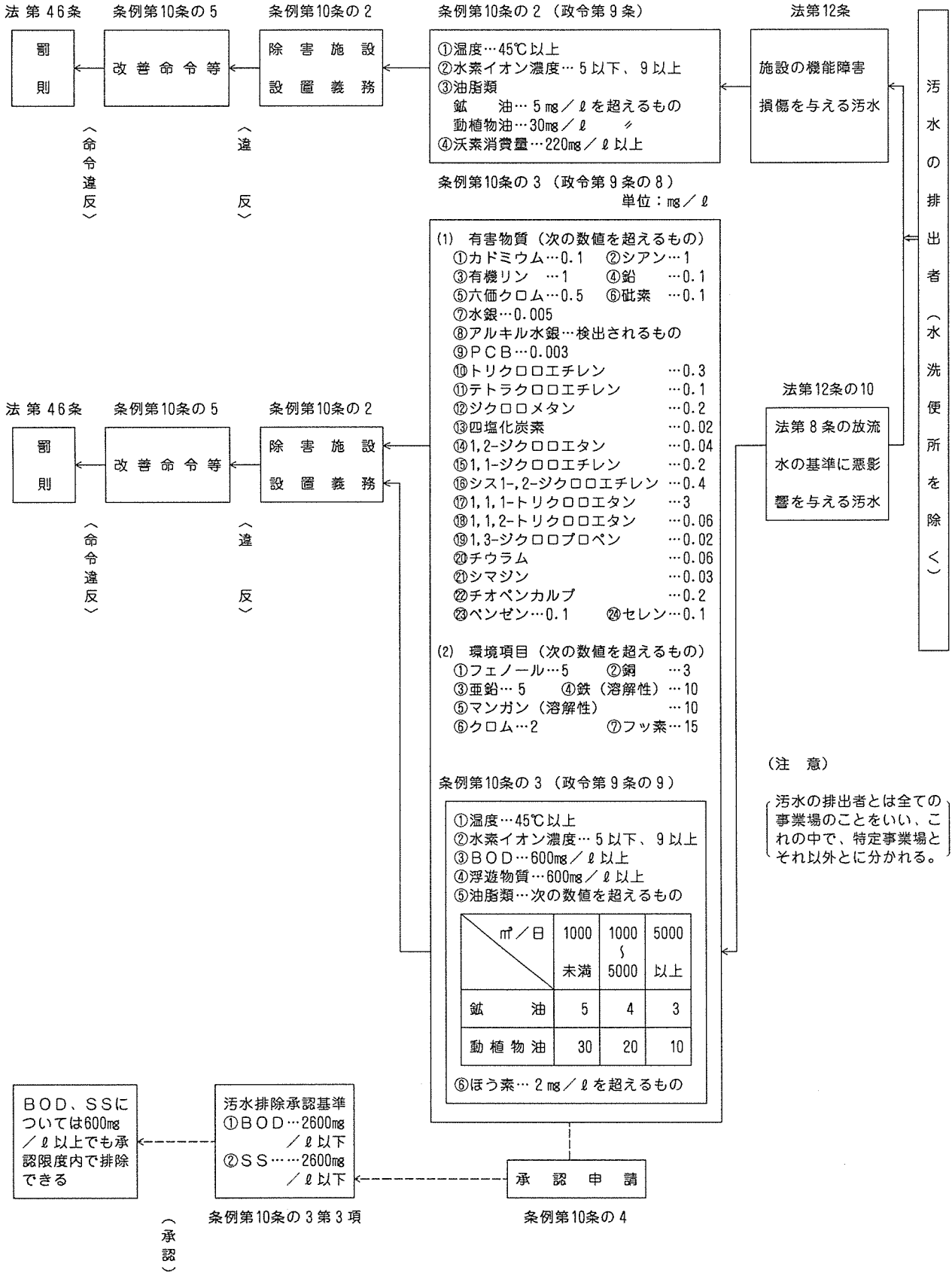
(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(改正平成6年2月21日環境庁告示第25号)

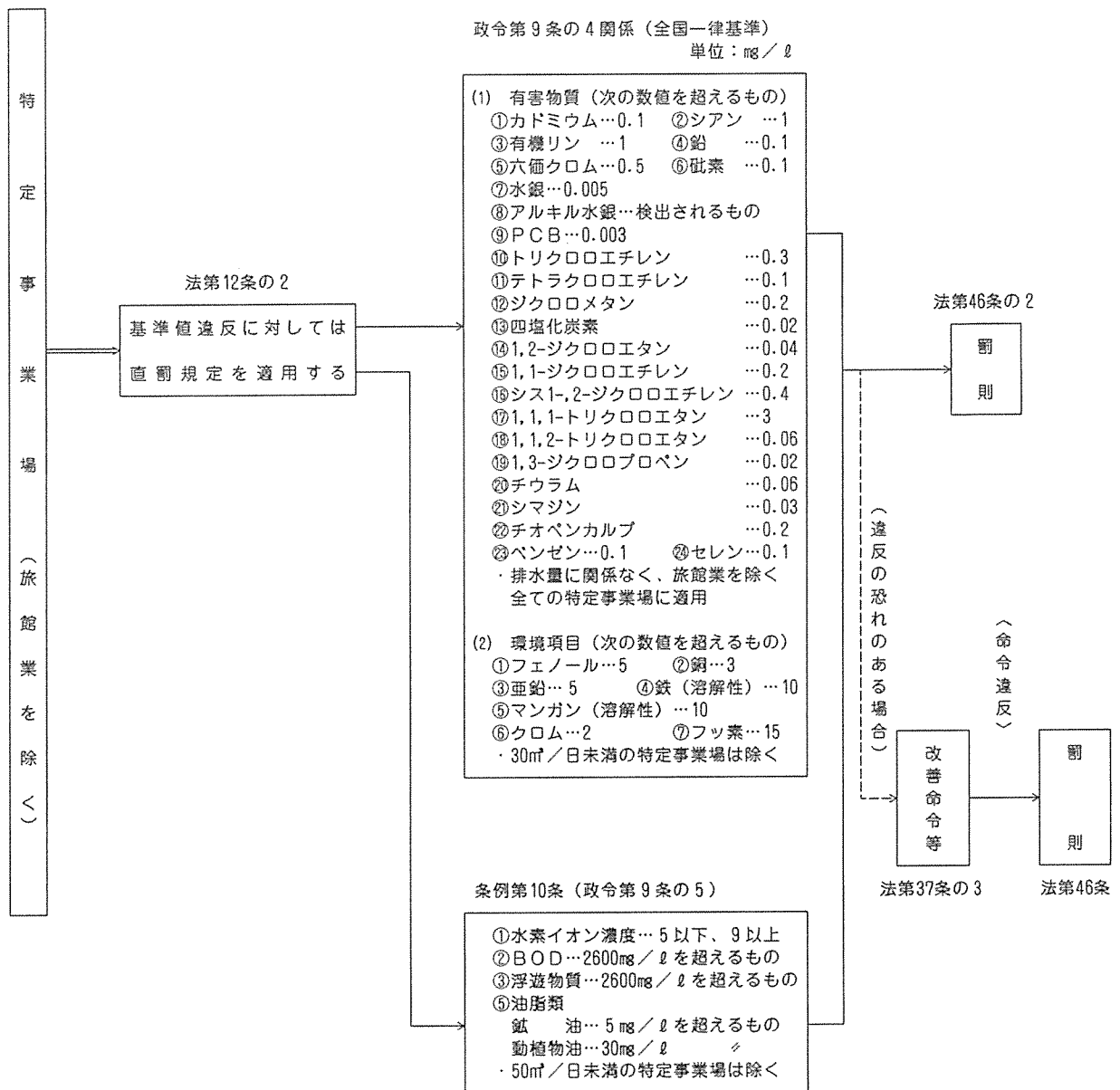
項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1 ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1 ℓ につき 0.0005mg 以下であること
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロイタン	検液 1 ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
トリス-1, 2- ジクロロイタン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロイタン	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロイタン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
備 考	
1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg とする。 2. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 4. ジクロロメタン以下の 15 物質は、平成 6 年 2 月改正追加分	

5. 下水道法等の排水規制

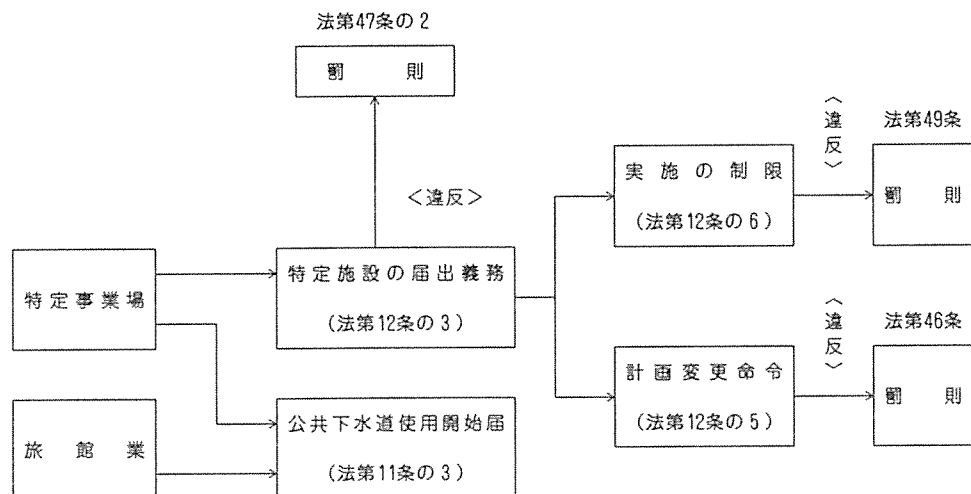
〔除害施設の設置義務規定に係るもの〕



〔特定事業場に対する直罰規定に係るもの〕



【特定施設を設置する場合の届出】



6 . 大 阪 市 環 境 審 議 会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っていくものである。

執 行 機 関 の 附 属 機 関 に 関 す る 条 例 （ 抄 ）

制定昭28. 4. 1 条例35

（ 設 置 ）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務。

（ 委 任 ）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1 条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大 阪 市 環 境 審 議 会 規 則

制定平 6 . 8 . 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第 2 条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第 8 条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

審議会答申（意見）の概要

年 月 日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) ◦ 亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦ 浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m³ ◦ 降下ばいじん：月平均値10 t/km²
44. 10. 24	ビル暖房規制について (答申)	(都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指 導方針を答申) ◦ 使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ◦ 新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について (答申)	(「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による) 救済対象地域について答申 ◦ 法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施に ついて (答申)	(46年 8 月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する) 意見 ◦ 低硫黄燃料の確保 ◦ 自動車排出ガス対策の推進 ◦ 被害者対策の充実 ◦ 調査、研究の充実 ◦ 融資、助成の拡充 ◦ 予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について (答申)	(悪臭防止法の施行 (47.5.31)に伴う規制措置について答申) ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：アンモニア等 5 物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけにつ いて (答申)	(窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進す べき事項に関して答申) ◦ 人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦ 発生源の新・増設の制限 ◦ 排出基準の早期設定 ◦ 技術開発の推進 ◦ 自動車排出ガス対策の促進 ◦ 道路計画の再検討 ◦ 測定網の整備・汚染実態の把握 ◦ 調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実 施について (意見)	(48年 3 月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関 する意見) ◦ 上流域における対策の強化 ◦ 維持用水の確保 ◦ 工場排水の監視、指導強化 ◦ 下水道整備及び下水の高次処理 ◦ 浮遊じん芥対策の強化 ◦ 財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく 地域指定について (意見)	(法の施行 (49. 9. 1 施行)に伴う地域指定に関する意見) ◦ 指定地域：基礎調査地域の全域

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 2. 21	クリーンエアープラン' 73にもとづく主要発生源通減計画について (意見)	(48年11月策定の本市クリーンエアープラン' 73の実施に関する意見) ◦ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦ 自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦ 中小発生源対策の強化 ◦ 粒子状物質対策の強化 ◦ 隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見) ◦ 廃棄物受入れの基本姿勢 ◦ 受入れ基準 ◦ 環境汚染監視体制 ◦ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画 (案) に対する意見) ◦ 廃棄物処理の基本的考え方 ◦ 現状把握と将来推計 ◦ 処理対策の問題点 ◦ 計画目標・実施計画について ◦ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫酸酸化物対策について (答申)	(硫酸酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に) 関して答申 ◦ 許容排出総量 ◦ リザーブ排出量 ◦ 総量規制基準 ◦ 燃料使用基準 ◦ 局地汚染対策等特別対策 ◦ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	(大阪市硫酸酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の) 提示 ◦ 燃料中の硫黄含有率 ◦ 新・増設施設に対する措置 ◦ 対策済工場の措置 ◦ 局地汚染の解消 ◦ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(追加 3 物質の規制措置について答申) ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：二硫化メチル等 3 物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告) 対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	(窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方) について答申 二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
平成 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	(浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的考え方及び今後の対策のあり方について答申) 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言 (附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。
3. 2. 8	追加悪臭 4 物質に係る規制地域および規制基準について (答申)	(追加 4 物質の規制措置について答申) ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：プロピオン酸等 4 物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について (答申)	(大阪市環境管理計画 (EPOC21) に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について答申) ◦ 環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・ 制度確立の必要性 ・ 制度の形式 ・ 対象事業等 ・ 住民参加 ◦ 手続き等について ・ 手続きのしくみ ・ 手続きの保証 ◦ 今後への課題 ・ 計画アセスメント ・ 総合アセスメント ・ 情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申)	(環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申) ◦ 大阪市をとりまく環境の現況 ◦ 環境政策の課題 ◦ 環境政策の基本理念 ◦ 環境施策の基本方針
	追加悪臭 10 物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(追加物質 10 物質の規制措置について答申) 規制地域：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定
8. 7. 30	大阪市環境基本計画に対する意見について (意見)	(大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画) についての意見 ◦ 市民の権利と責務の明記 ◦ 計画期間の明記と内容の見直し ◦ 計画内容の精査 ◦ 事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について (答申)	(国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方について答申) ◦ 基本的考え方 ◦ 制度の目的・形式 ◦ 早期段階からの環境影響評価 ◦ 環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ◦ 他制度との調整 ◦ 今後の課題など

7. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定平 5. 4. 1 達 2

改正平 9. 5. 23 達 12

改正平 10. 4. 1 達 4

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第 1 条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部長は、市長をもって充てる。

3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。

4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役をもって充てる。

5. 本部員は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第 1 条に掲げる局及び室の長、オリンピック招致局長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、建設局花と緑の推進本部長並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第 3 条 本部長は、本部の事務を総理する。

2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行う。

2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

第 5 条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。

3. 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第 6 条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。

3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境保全実行委員会の設置)

第7条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、オリンピック招致局、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。

2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

8. 大阪市環境関係課・所

(平成10年6月1日現在)

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
市 民 局	
消費生活課 消費者センター	● 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） ● 消費者教育事業（講座による教育・啓発） ● 消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）
経 済 局	
都市農政センター 商 工 課	● 市民農園づくり ● 環境マネジメントセミナー
計 画 調 整 局	
交通空港政策課 景観計画課 指 導 課	● 駐車対策、ノーマイカーデーの推進等 ● 都市景観に関すること ● 都市環境向上に資する新都市システムの検討に関すること ● 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関すること ● 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）に関すること ● 建築物に付属する緑化施設表彰に関すること ● 建築美観誘導制度に関すること
環 境 保 健 局	
環境管理課 環境計画課	● 環境保全業務に係る進行管理及び連絡調整に関すること ● 環境保全業務に係る調査及び資料の収集整備に関すること ● 環境の保全に係る融資助成に関すること ● 公害発生源工場の集団化に係る連絡調整及び跡地の買収に関すること ● 公害に係る苦情、陳情及び紛争の処理に関すること ● 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関すること ● 公害に係る健康被害に関すること ● 環境審議会及び環境保全推進本部に関すること ● 他の課の主管に属しないこと ● 環境に係る基本対策の立案及び進行管理に関すること ● 環境学習に係る企画及び連絡調整に関すること ● 地球環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
環境保全課 自動車公害対策課 環境情報センター	● 環境の保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関すること ● 環境保全関係団体の育成に関すること ● 環境影響評価に関すること ● 工場及び事業場に係る環境保全対策の企画及び調査研究に関すること ● 大気汚染、騒音・振動、及び悪臭の発生源等の規制指導に関すること ● 大気汚染、騒音・振動及び悪臭防止関係法令に基づく届出の受理、審査に関すること ● 大気汚染、騒音・振動及び悪臭防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関すること ● 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること ● 他の所管に属さない公害の規制に関すること ● 交通公害対策の立案及び進行管理に関すること ● 自動車排ガスによる公害の防止に関すること ● 交通に係る騒音、振動の防止に関すること ● 環境汚染の監視及び測定に関すること ● 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁及び土壌に係る調査に関すること ● 大気汚染、騒音及び水質汚濁に係る資料の解析に関すること ● 環境汚染監視システム及び環境データ処理システムの管理に関すること ● 公害に係る検体の検査及び分析に関すること ● 環境情報の収集整備及び提供に関すること ● 地盤沈下の防止に関すること ● 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること
環 境 事 業 局 減量美化推進課 業 務 課 指 導 課	● 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化の推進に係る調査、企画及び連絡調整に関すること ● 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動の促進に関すること ● 一般廃棄物処理計画に関すること ● 廃棄物減量等推進審議会に関すること ● 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ● 適正処理困難物に関すること ● 一般廃棄物等の処理施設への搬入計画に関すること ● 特定の河川及び道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関すること ● 生活環境の清潔保持の推進に関すること ● 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること ● 一般廃棄物再生利用業の指定及び一般廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること ● 特命による一般廃棄物の排出の指導に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
産業廃棄物指導課 管 理 課 建 設 課 環境事業センター 河川事務所 工 場 北港事務所	● 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事 ● 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事 ● 産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事 ● 産業廃棄物処理の規制に関する事 ● 産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関する事 ● 産業廃棄物処理施設に関する事 ● 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びに埋立処分の計画に関する事 ● 埋立処分地の造成及び管理運営に関する事 ● 局の施設の建設に関する事 ● 廃棄物処理の技術開発に関する事 ● 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関する事 ● 一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関する事 ● 工場及び埋立処分地搬入許可証の交付に関する事 ● 一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関する事 ● 特定の道路及び橋梁の清掃作業に関する事 ● 公衆用ごみ容器の維持管理に関する事 ● 一般廃棄物処理業者の作業監督に関する事 ● 一般廃棄物等の処理の啓蒙指導並びに不法投棄の監視及び処理に関する事 ● 河川の水面清掃に関する事 ● 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びにその手数料の徴収に関する事 ● 焼却残さいに関する事 ● 発電設備及び蒸気設備の管理に関する事 ● 北港処分地及び中継地の管理運営に関する事 ● 北港処分地への一般廃棄物等の受入れ及び埋立処分手数料の徴収に関する事
建 設 局 工 務 課 道路建設課 道路補修課 交通安全施設課 橋 梁 課 河 川 課	● 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整 ● 道路の新設・改良、道路の緑化、道路景観、電線類の地中化 ● 道路及び付属施設の維持補修 ● 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計 ● 橋梁の設計・維持管理 ● 河川の改修、水質浄化、環境整備

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
花と緑の推進本部	
企 画 課	●公園緑地の建設に係る調査及び企画に関すること
緑 化 課	●緑化事業の調査及び企画に関すること ●花と緑のまちづくりの推進に関すること ●樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関すること ●都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関すること
公園建設課	●公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関すること
港 湾 局	
計 画 課	●緑地整備事業の基本計画に関すること ●緑地整備工事の実施計画に関すること ●緑地の調査研究に関すること ●緑地の維持管理の企画及び調査に関すること
開 発 課	●港湾区域内の環境監視に関すること ●港湾の環境対策事業に関すること ●港湾区域内の公害防止計画及び公害関係行政機関との連絡調整に関する こと
施設保全事務所	●局所管の緑地の管理に関すること ●局所管の緑地施設等の維持補修に関すること
下 水 道 局	
水質管理課	●下水の水質管理の総括に関すること ●特命による工場排水の規制に関すること ●排出汚水の水質の調査及び認定に関すること
管理事務所（東部・西部・南部・北部）設備課	●工場排水の規制及び除害施設の設置指導に関すること
水 道 局	
計 画 課	●工業用水道事業の計画施行 ●ニューアース〔地球環境技術展〕への出展 ●水質保全に関すること
計画課・施設課	●上水道汚泥の有効利用に関する調査研究
施 設 課	●太陽光発電設備の導入
浄水場（柴島・庭窪・豊野）	●浄水場の沈殿汚泥の処理・処分

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
教育委員会事務局	● 学校の緑化 ● 生涯学習の基盤整備 ● 成人教育 ● 女性・青少年教育 ● 文化財の保護に関すること ● 歴史文化遺産の保存と活用 ● 地域における環境教育・啓発 ● 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催
整 備 課	
社会教育課	
文化財保護課	
博 物 館	
自然史博物館	
中央青年センター・阿倍野青年センター	

9. 環境関係協議会等一覧表

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目 的 及 び 事 業
1	大阪市環境審議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 大阪市立大学名誉 教授(前学長) 山本研二郎	委員30名	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
2	大都市環境保全主 管局長会議 (昭44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 東京市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都府 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 千葉市	環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
3	大阪府市環境行政 連絡協議会 (昭42. 1. 10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的效果的な環境行政の推進を期する。
4	大阪府市長会環境 保全部会公害対策 主导者会議 (昭52. 4. 1)	(事務局) 大阪府市長会	府内33市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、環境行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協 議会連合会 (昭35. 11. 16) (大阪市煤煙防止 会連合会として)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会 長) 城東区都市環境協 議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究 会ほか 23団体	各区の事業者による自主的組織として環境保全関係諸調査研究、啓発等の自主実践活動を行うほか、自治体の環境行政に協力し、対策の実を挙げる。
6	全国大気汚染防止 連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(常任幹事) 東京都及び大阪府	大気汚染関係府県 市及び国の関係省 庁	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望

番号	名 称 (設 立 年 月 日)	事 務 局 団 体 及び会長名等	加 盟 都 市 及 び 団 体 名	目 的 及 び 事 業
7	近畿大気汚染常時 監視連絡会 (昭 50. 9. 9)	(事務局) 加盟府県市持回り	大 阪 府 大 阪 府 兵 庫 県 和 歌 山 県 奈 良 県 滋 賀 県 大 阪 市 大 阪 市 神 戸 市 堺 市 尼 崎 市 姫 路 市 西 宮 市 和 歌 山 市 大 津 市 高 石 市 明 石 市 奈 良 市	(目 的) 大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿関係府県、 市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行 うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情 報の通報、監視技術及び知識の向上に資するため の調査研究を行う。
8	大阪自動車公害対 策推進会議 (昭 43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部交通公害課及 び大阪市環境保健 局環境部自動車公 害対策課 (議 長) 大阪府知事 山 田 勇 大阪市長 磯 村 隆文	大 阪 府 大 阪 市 近 畿 運 輸 局 大 阪 府 警 察 本 部 大阪府陸運事務所 近 畿 地 方 建 設 局 大 阪 商 工 会 議 所 大 阪 青 年 会 議 所 大 阪 府 市 長 会 大 阪 府 町 村 長 会 大阪府自家用自動 車連合協会 など27団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進する ため、次のことを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要 と認める事項
9	七大都市自動車技 術評価委員会 (昭 50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市持回り	東 京 都 横 浜 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市 川 崎 市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減 技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び 情報の交換を行う。

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目 的 及 び 事 業
10	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 福 岡 県 大 分 県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市	(目 的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事 業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項
11	瀬戸内海環境保全 協会 (昭51. 12. 22)	(会 長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 福 岡 県 大 分 県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市、 福山市 など45団体	(目 的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事 業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 (5) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動
	国際エメックスセンター (平6. 11. 30)	(会 長) 中央環境審議会 会長 近藤 次郎 (理事長) 兵庫県知事 貝原 俊民	兵 庫 県 大 阪 府 大 阪 市 他	(目 的) 世界の閉鎖性海域の環境保全及び適正な利用のあり方について国際的な知識の交流を図ることにより、閉鎖性海域の環境の保全及び国際協力の推進に資すること。 (事 業) ○ 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動

番号	名 称 (設 立 年 月 日)	事 務 局 団 体 及び会長名等	加 盟 都 市 及び 団 体 名	目 的 及 び 事 業
12	大阪湾環境保全協議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境情報センター (代表理事) 大阪市長 磯村 隆文 注) 事務局及び代表理事は、兵庫県、大阪府、大阪市、神戸市、和歌山県、堺市、和歌山市が2年毎に持回り	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪府 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 阪南町 忠岡町 田尻町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市	(目 的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、住民との一層の協働関係を築き、大阪湾の環境の保全と創造を図ることにより、良好で快適な環境を享受することのできる社会の実現に資すること。 (1) 大阪湾の環境保全と創造に関する調査・研修・啓発 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要事項
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会 長) 近畿地方建設局長	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大阪府 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水質源開発公団 叻河川情報センター	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目 的 及 び 事 業
14	大和川水質汚濁防 止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方建設局 (会 長) 近畿地方建設局長	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整 備局 大 阪 府 大 阪 市 堺 市 富 田 林 市 河 内 長 野 市 松 原 市 柏 原 市 羽 曳 野 市 藤 井 寺 市	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、 その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を 明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、 並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質 改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を 行う。 (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
	大和川清流ルネッ サンス21協議会 (平 5. 11. 29)		大 阪 狭 山 市 河 南 町 太 子 町 美 原 町 千 早 赤 阪 村 奈 良 県 奈 良 市 大 和 高 田 市 大 和 都 山 市 天 理 市 樺 原 市 桜 井 市 御 所 市 生 駒 市 香 芝 市 他奈良県下15町村	大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、 市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及 び関係機関が一体となって水質改善を図るために 計画を策定し、水質改善対策を促進することを目 的とし、次の事業を行う。 (1) 大和川水域の水質改善事業の促進 (2) 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざし た活動 他 (注) 左の市町村に八尾市も加入
15	神崎川水質汚濁対 策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会 長) 近畿地方建設局長	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整 備局 大 阪 府 兵 庫 県 大 阪 市 大 豊 中 市 吹 田 市 摂 津 市 茨 木 市 高 槻 市 池 田 市 箕 面 市 能 勢 町 豊 能 町 尼 崎 市 伊 丹 市 川 西 市 宝 塚 市 猪 名 川 町 神安土地改良区 水質源開発公団 (効)河川情報センタ-	(目 的) 神崎川の事態の把握、水質管理を流域関係市町村 並びに関係機関が一体となって施策を実施してそ の実効をあげる。 (事 業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名 称 (設 立 年 月 日)	事務局団体 及び会長名等	加 盟 都 市 及 び 団 体 名	目 的 及 び 事 業
22	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大 阪 空 港 事 務 所 (座 長) 大阪国際空港長	大 阪 府 大 阪 市 豊 中 市 池 田 市 箕 面 市 吹 田 市 兵 庫 県 伊 丹 市 川 西 市 尼 崎 市 西 宮 市 宝 塚 市 芦 屋 市 大 阪 航 空 局 大 阪 空 港 事 務 所 財 空 港 環 境 整 備 協 会 民 間 航 空 会 社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害 に関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づく騒音防止に必要な措置について協議す る。
23	大阪国際空港調停 事項促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大 阪 航 空 局 周辺環境センター (座 長) 大 阪 航 空 局 次 長	調 停 団 運 輸 省 航 空 局 大 阪 航 空 局 大 阪 空 港 事 務 所 空 港 周 辺 整 備 機 構 財 空 港 環 境 整 備 協 会 大 阪 市 伊 丹 市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。
24	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千 葉 市 東京都(千代田区 ほか19区) 横 浜 市 川 崎 市 富 士 市 名 古 屋 市 東 海 市 四 日 市 楠 町(三重県) 大 阪 市 吹 田 市 豊 中 市 堺 市 神 戸 市 東 大 阪 市 守 口 市 八 尾 市 尼 崎 市 倉 敷 市 玉 野 市 備 前 市 北 九 州 市 大 牟 田 市	(事 業) (1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他

番号	名 称 (設 立 年 月 日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目 的 及 び 事 業
25	近畿環境担当部局長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大 阪 府 兵 庫 県 京 都 市 和 歌 山 県 奈 良 県 大 阪 市 滋 賀 県 京 都 府 神 戸 市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
26	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋 賀 県 京 都 府 京 都 市 大 阪 府 大 阪 市 堺 市 東 大 阪 市 兵 庫 県 神 戸 市 尼 崎 市 姫 路 市 奈 良 県 和 歌 山 県 和 歌 山 市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
27	全国アメニティ推進協議会 (昭63. 6. 30)	名 古 屋 市	101 市町村が加盟賛助会員として、 41都道府県が加盟	市町村（特別区含む）が快適環境づくり（うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり）に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
28	大阪低公害自動車コミュニティーシステム事業推進協議会 (平 3. 8. 8) (平 3. 6. 14改組) (平 9. 7. 29改組)	(事務局) （勸都市交通問題調査会 (代理理事) 大阪府副知事 大阪市助役	大 阪 市 大 阪 府 関 西 電 力 (株) ダイハツ工業(株) 日 本 電 池 (株) 大 阪 ガ ス (株) 出 光 興 産 (株) 日産ディーゼル(株) （勸都市交通問題調査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整備の推進などを目的とした事業を行う。
29	大阪市底質対策技術検討会 (平元. 2. 8)	(事務局) 大阪市環境保健局環境情報センター (委員長) 大阪市立大学名誉教授 三 瀬 貞	委 員 5 名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底質を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を進める。

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目 的 及 び 事 業
30	大阪市環境影響評価専門委員会 (昭59. 3. 9) 〔大阪市環境影響評価要綱に基づく〕	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会 長) 大阪大学名誉教授 松島 諄吉	学識経験者 17名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から、市域内に係る環境への影響について審議し、もって市域の良好な環境の確保に資することを目的とする。
31	大阪市環境影響評価専門委員会 (平10. 8. 1) 〔大阪市環境影響評価条例に基づく〕	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会 長) 大阪大学名誉教授 松島 諄吉	学識経験者 17名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から、市域内に係る環境への影響について審議し、もって市域の良好な都市の環境の確保に資することを目的とする。
32	近畿地域環境影響評価協議会 (昭59. 11. 21)	加盟府県市持回り	滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際して構成員相互の協力関係を増進するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資することを目的とする。
33	地域冷暖房行政連絡会 (平3. 9. 12)	(会 長) 東京都	(幹 事) 千 葉 県 大 阪 府 兵 庫 県 福 岡 県 札 幌 市 横 浜 市 大 阪 市 他42道府県市	(目 的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交換と相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展に資する。 (事 業) (1) 地域冷暖房に関する事例研究 (2) 〃 情報交換 (3) その他目的達成のための必要な事業
34	大阪府道路環境対策連絡会議 (平8. 4. 10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (会 長) 大阪国道工事事務所長	近 畿 通 商 産 業 局 近 畿 運 輸 局 近 畿 地 方 建 設 局 大 阪 府 警 察 本 部 大 阪 府 大 阪 市 日 本 道 路 公 団 阪 神 高 速 道 路 公 団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 (1) 道路環境に関する情報収集、分析 (2) 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整

番 号	名 称 (設 立 年 月 日)	事 務 局 団 体 及び会長名等	加 盟 都 市 及 び 団 体 名	目 的 及 び 事 業
35	A P E C 環 境 技 術 交 流 促 進 事 業 運 営 協 議 会 (平 8 . 5 . 8)	(会 長) 大 阪 ガ ス 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 会 長 大 西 正 文	大 阪 市 大 阪 府 神 戸 市 兵 庫 県 京 都 市 京 都 府 等 関 西 自 治 体 及 び 関 連 企 業	A P E C 地 域 内 の 国 、 地 方 自 治 体 、 企 業 、 環 境 関 係 機 関 等 に お い て 蓄 積 さ れ て い る 環 境 技 術 情 報 を 提 供 し 、 環 境 技 術 交 流 を 促 進 す る こ と に よ り 、 地 域 内 の 環 境 技 術 の 向 上 と 環 境 保 全 に 資 す る こ と を 目 的 と す る 。
36	大 阪 府 フ ロ ン 対 策 協 議 会 (平 8 . 3 . 29)	(事 務 局) 大 阪 府 環 境 農 林 水 産 部 環 境 指 導 室	大 阪 府 大 阪 市 他 大 阪 府 下 市 町 村 及 び 関 連 業 界	(目 的) 関 係 事 業 者 、 消 費 者 、 行 政 等 の 協 力 に よ り 、 現 在 多 方 面 で 使 用 さ れ て い る 家 庭 用 電 気 冷 蔵 庫 、 カ ー エ ア コ ン 、 業 務 用 冷 凍 空 調 機 等 に 含 ま れ て い る フ ロ ン を 機 器 の 廃 棄 時 等 の 過 程 で 回 収 し 、 回 収 し た フ ロ ン の 適 切 な 処 理 を 推 進 す る こ と に よ り 、 成 層 圏 に お け る オ ソ ン 層 の 保 護 を 図 る 。
37	大 阪 市 自 主 フ ロ ン 回 収 検 討 会 (平 9 . 2 . 3)	(事 務 局) 大 阪 市 環 境 保 健 局 環 境 部 環 境 計 画 課	大 阪 市 (環 境 保 健 局) (環 境 事 業 局) 大 阪 府 廃 家 電 品 適 正 処 理 協 力 協 議 会	(目 的) オ ソ ン 層 保 護 対 策 の 一 層 の 推 進 に 資 す る た め 、 家 電 品 販 売 店 が 消 費 者 か ら 引 き 取 っ た 冷 蔵 庫 等 か ら の フ ロ ン 回 収 、 再 利 用 、 破 壊 に 係 る 基 礎 的 な 条 件 や 問 題 点 を 明 ら か に し 、 大 阪 市 に お け る フ ロ ン 回 収 シ ス テ ム 構 築 の 検 討 を 行 う 。

10. 年

表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
明治 10年			5 月	・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉱毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4 月	○大阪市制施行(東・西・南・北の4区)		・鉱業条例公布(明25. 6. 1施行)
23年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
24年				
27年	3 月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開始)		
29年			2 月	・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
			4 月	・河川法制定
31年	9 月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)		
34年			8 月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐる、沿岸農漁民と紛争
39年	8 月	○市立衛生試験所創設	11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
44年			3 月	・工場法制定
大正 3 年	3 月	○木津川焼却場開設		
9 年			12月	・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定
10年	5 月	○市庁舎、現在地に落成		
(1921)				
11年	9 月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所でばいじん量の測定開始		・神通川(富山県)流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4 月	○市域大拡張(44力町を編入)		
昭和 2 年		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
(1927)				
3 年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 5 年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6 年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		
7 年			6 月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
9 年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9 月	・保健所法公布
13年	2 月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4 月	○下水処理場を創設		
17年	4 月	○保健部を保健局と改称 ○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4 月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7 月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4 月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称 ○保健所に環境衛生監視員設置	8 月	・大阪府事業場公害防止条例制定 ・横浜ゼンソク多発
26年	3 月	○工業用水道創設事業に着手		
27年				
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・水俣病患者発生
29年	4 月	○工業用水道条例制定	4 月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正） ・清掃法改定
30年	4 月	○工業用水道の完工式挙行		
31年	6 月	○ばい煙に関する世論調査を実施	6 月	・工業用水法制定
			7 月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
33年	3 月	○「町を静かに」の運動始まる	4 月	・下水道法制定
	7 月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定
	11月	○ばい煙防止月間始まる		・工場排水規制法制定
34年	4 月	○地盤沈下防止条例公布	3 月	・工場立地法制定
			12月	・(独)大気汚染研究全国協議会設立
35年 (1960)	11月	○大阪市ばい煙防止会連合会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	7 月	・地盤沈下対策都市協議会設立 ・四日市ぜんそく多発
			12月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
36年	4 月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー）転換融資と助成措置の実施		
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2 月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5 月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4 月	○大阪市公害対策審議会設置	6 月	・ばい煙規制法制定
			8 月	・東京にスモッグが続き問題化 ・工業用水法改正（地盤沈下対策の強化を図る）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 38年	1 月	○市内18ヶ所でスモッグの規程観測実施	7 月	・ ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
	6 月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・ 全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4 月	○緑化百年運動スタート	6 月	・ 厚生省に公害課設置
40年 (1965)			7 月	・ 新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			10月	・ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
	4 月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	10月	・ 大阪国際空港騒音対策協議会設立
			5 月	・ 四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足
			6 月	・ 公害防止事業団法制定
				・ 公害審議会令公布
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	11月	・ 阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立
			12月	・ ばい煙、粉じんに係る規制基準制定（大阪府条例）
41年	4 月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9 月	・ 新車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
			10月	・ 厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申
42年	1 月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	6 月	・ 下水道整備緊急措置法制定
		○大阪府市公害行政連絡協議会設立		・ 阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	2 月	○大阪市総合計画基本構想（マスタープラン）発表	8 月	・ 厚生省に公害部設置
	4 月	○大阪府海水汚濁防止対策協議会設立		・ 公害対策基本法制定
	5 月	○大阪市公害防止設備資金融資制度設定		・ 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
43年		○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	9 月	・ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	4 月	○大気汚染管理センター設置	3 月	・ 四日市ぜんそく事件訴訟提起
		○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6 月	・ イタイイタイ病患者訴訟提起
	7 月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化		・ 大気汚染防止法制定
	8 月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	8 月	・ 騒音規制法制定
	11月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始		・ 都市計画法制定
44年			8 月	・ 水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）
	4 月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	12月	・ カネミライスオイル中毒患者多発
		○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立		・ 自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
	8 月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	2 月	・ 二酸化硫黄の環境基準閣議決定
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	5 月	・ 初の公害白書を国会に報告
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	6 月	・ 新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
			10月	・ 大阪府公害防止条例制定
			11月	・ 10大都市公害主管局部長会設立
			12月	・ 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 44年		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		
45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 ・公害被害者救済制度スタート
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる。	6月	・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7月	・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省) ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定
	7月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立		・使用中の自動車のCO規制スタート
	8月	○大阪市公害対策本部設置	8月	・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等)
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	・水質汚濁防止法、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
46年	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
	2月	○(財)大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6月	・悪臭防止法制定 ・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁)
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	7月	・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足
	8月	○大気汚染防止計画基本構想(「クリーンエアプラン'71」策定)	8月	・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・中央公害対策審議会発足 ・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置	11月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府) ・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による)
	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 47年	1月	○PCBに係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○大阪湾に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
				・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
				・自然環境保全法制定
				・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキー法）告示
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
			12月	・大阪地域公害防止計画策定
48年				・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）
	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定	3月	・大阪府自然環境保全条例制定
	4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の設定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）	4月	・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定
	7月	○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申
		○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・大気汚染に係る環境基準告示
		○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	6月	・第1回環境週間の実施
	8月	○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	8月	・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
	11月	○北港処分地一部使用開始	8月	・窒素酸化物排出基準設定
		○クリーンエアプラン'73（大気汚染防止基本計画）策定	9月	・大阪府環境管理計画策定
49年			10月	・都市緑化保全法制定
			10月	・瀬戸内海環境保全臨海措置法制定
				・公害健康被害補償法制定
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
			12月	・航空機騒音に係る環境基準告示
			1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁）
			3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定
				・名古屋新幹線公害訴訟提訴
				・国立公害研究所発足
			4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立
			5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のディーゼル黒煙等）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 49年	6 月	○大阪市河川浄化対策本部設置	6 月	・ 国土利用計画法制定
	7 月	○分区が実施され、26区となる。		・ 大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)
	8 月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規制の 廃止		
	9 月	○共同利用施設完成(北中島、三国、東三 国、西三国) ○「クリーンエアプラン' 73に基づく主要発 生源通減計画を策定	9 月	・ 公害健康被害補償法施行 ・ 公害健康被害補償法に伴う「地域指定要 件等について」中央公害対策審議会から 答申
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定 について」大阪市公害対策審議会から意 見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の 拡大(12区)	11月	・ 硫黄酸化物に係る総量規制地域指定 (大阪市・堺市ほか)
	12月	○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環 境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業 務開始		
50年 (1975)	1 月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対 し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2 月	・ PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・ 自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
	2 月	○「クリーンエアプラン' 73に基づく主要 発生源通減計画について」大阪市公害対 策審議会から意見	5 月	・ 千葉川鉄公害訴訟提起
	3 月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定 患者の転地療養実施	7 月	・ 7大都市首長懇談会において、自動車排 出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・ 六価クロム汚染問題全国的に広がる
	4 月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分 に係る環境汚染防止対策について」大阪 市公害対策審議会から意見	8 月	・ 7大都市自動車排出ガス規制問題調査団 設置
	6 月	○排水規制権限が下水道局に移管	9 月	・ 自動車騒音の大きさの許容限度(許容限 度を1～3ホン引下げる)の告示
	8 月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実 施	10月	・ 水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋 川、平野川) ・ 大阪空港騒音調停成立
			11月	・ 大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁)
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の 拡大(大阪市全域)	12月	・ 「環境影響評価制度のあり方について」 中央公害対策審議会防止計画部環境評価 制度専門委員会の検討結果発表
51年	3 月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪 市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委 員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5 月	・ 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正 (有効期限2年延長)
			6 月	・ 振動規制法公布
			8 月	・ 国道43号線公害訴訟提起
			9 月	・ 悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
			11月	・ 六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調 査結果発表 ・ 環境庁、振動公害に初の規制基準を決定
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	12月	・ 53年度自動車排出ガス規制の実施等を内 容とする自動車排出ガス量の許容限度を 改正する告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 51年			12月	・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示 (大阪府)
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について(硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策)」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	・(社)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行(事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等)
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・大阪国際空港にエアバス就航
	5月	○クリーン大阪センター完成(有害産業廃棄物コンクリート固化施設)	6月	・環境保全長期計画策定(環境庁)
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	8月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	9月	・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
			11月	・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示(大阪府)
			12月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示(大阪府)
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」(硫黄酸化物総量規制実施に係る意見)及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	12月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	1月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
			3月	・大阪地域公害防止計画再策定 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
			4月	・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布 ・西淀川公害訴訟提起 ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航 ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			6月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定(水質総量規制制度の導入)
			7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
			10月	・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置 ・国立水俣病研究センター設置
			11月	・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 54年 55年	2 月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2 月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
			3 月	・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるにあたっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	4 月	○水質常時監視システム稼働開始	4 月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・ディーゼル車のNO _x 排出規制（54年規制）実施
			5 月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
			6 月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減基本方針を策定
	7 月	○OECDのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	8 月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示 ・NO _x 固定発生源第4次規制実施
			10月	・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
			1 月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
	3 月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	3 月	・大阪府等20都道府県の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣） ・「環境影響評価案要綱」を関係閣僚会議了解 ・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
	4 月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	4 月	・化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を告示（大阪府）
			5 月	・燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府） ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 ・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示 ・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用 ・熊本水俣病第3次訴訟提起
			6 月	・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
	7 月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	9 月	・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定		・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決 ・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 55年			11月	・ 中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申
				・ 生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本的方策について」答申
				・ 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンプینگ条約）」発効
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	・ 中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
			1月	・ 新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施
				・ 中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	3月	○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	・ 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
			4月	・ 大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置
				・ 運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	6月	・ 大阪府関西新空港地域整備構想まとまる
56年				・ 窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正
				・ 広域臨海環境整備センター法公布
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復合宿を実施	8月	・ 直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			9月	・ 窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			10月	・ 京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11月	・ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
			12月	・ 大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
			2月	・ 「環境庁十年史」発行
				・ 大阪府環境総合計画概案発表
				・ 初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決
57年			3月	・ 大阪湾広域臨海環境整備センター設立
				・ 川崎公害訴訟提起
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	6月	・ 大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）
	8月	○産業廃棄物実態調査	10月	・ 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）
		○全下水処理場の高級処理化達成		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 57年			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準及びその測定について」答申
			12月	・大阪府環境総合計画策定
58年			3月	・湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定 ・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
	5月	○クリーンウォータープラン' 83 （大阪市水域環境保全基本計画）策定	4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行
	6月	○第1回環境月間（1～30日） ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策の進め方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管		・廃棄物処理法施行令の一部改正（「建設木くず」の産業廃棄物指定）公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定
			7月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			8月	・ディーゼル車（直噴式）のNO _x 58年規制実施
			9月	・川崎公害第2次訴訟提起
			11月	・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案 ・環境庁、中公害に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮問
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン（大阪市大気環境保全基本計画）策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布（60年3月施行）
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
			6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（小型ボイラーを規制対象に追加）
			8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決（福岡高裁）
			9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
			10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的な考え方について」答申
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置 ○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 61年	2 月	○沿道環境調査検討会が報告書を取りまとめる	4 月	・大阪府「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定
	4 月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示		・瀬戸内海関係13府県知事「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立
62年			7 月	・国道43号線訴訟第1審判決
			10月	・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」答申
			12月	・環境庁「環境保全長期構想」公表
			1 月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
63年	3 月	○「環境データ処理システム」導入	3 月	・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
	8 月	○産業廃棄物実態調査の実施	5 月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
			9 月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する政令」公布（63年3月1日施行）
			10月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施
			12月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定
			3 月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表
	4 月	○環境部機構改革により課系の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う （環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター） ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足	5 月	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行）
			6 月	・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表
			8 月	・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置 ・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申 ・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）
	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施（11月～1月）	11月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 63年	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNO _x に関するキャンペーンを展開	12月	・千葉川鉄公害訴訟一審判決 ・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
64年			1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成 元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定（2月1日施行）		
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問（3月13日答申） ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正） ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	7月	○大阪市低公害車普及助成制度発足		
		○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申	9月	・「悪臭防止等施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加：平成2年4月1日施行） ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足		
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）		
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 元年				・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度のあり方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2 年	3 月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○水質常時監視システムを更新	4 月	・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4 月	○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施	5 月	・環境庁「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6 月	○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	6 月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」策定
	9 月	○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊	7 月	・公害防止計画推進市区町村協議会の設立
	11 月	○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）	8 月	・環境庁「地球環境部」を新たに設置
			10 月	・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加）平成3年2月1日施行 ・東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申
			11 月	・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山）
			12 月	・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
3 年 (1991)	2 月	○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	2 月	・大阪府低NO_x機器普及促進方針制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 3 年	3 月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3 月	・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁）
	4 月	○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	4 月	・水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	6 月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される		
	7 月	○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7 月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）
	8 月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」設立	8 月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
			9 月	「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
			10月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査並びに騒音測定・防止技術研修を実施	11月	・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
			12月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
4 年	1 月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場一大阪基地の開業	1 月	・「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
			2 月	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮問及び答申

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 4 年				・ 国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・ 大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ・ 新潟水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・ 大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
	3 月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定	3 月	
	4 月	○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定		
	5 月	○「国連環境開発会議」公式関連行事	5 月	・ 公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更）
	6 月	「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル' 92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言「包装廃棄物の減量化に向けて」		・ 大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・ 「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布
			6 月	・ 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）公布 ・ 「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催
	8 月	○産業廃棄物実態調査の実施	7 月	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行
	10 月	○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○（財）地球環境センターの特定公益推進法人化認可 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催	10 月	・ UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・ 「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	11 月	○UNEP国際環境技術センター建物の着工	11 月	・ 自動車NO _x 法に係る特定地域の指定
	12 月	○「クルマと環境を考えるつどい」開催	12 月	・ 自動車NO _x 法施行
			1 月	・ 自動車NO _x 法に係る総量削減基本方針告示
			2 月	・ 自動車NO _x 法に係る排出抑制指針告示
5 年				

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 5 年	3 月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了	3 月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見直し）
	4 月	○環境部機構改革により課系の総合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	4 月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
			6 月	・「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）
	8 月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申	8 月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素燐について基準設定）
	9 月	○UNEP国際環境技術センター竣工		
	11 月	○大和川清流ルネッサンス21設立 ○鶴見リサイクル選別センター開設	11 月	・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定
	12 月	○ニューアース' 93（地球環境技術展）に大阪市参加	12 月	・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NO _x 法」に基づく車種規制開始
6 年	1 月	○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印		
	1 月	○本市職員をクリチバ市へ派遣		
	2 月		2 月	・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
	3 月	○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気発生源常時監視システムを更新	3 月	・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行） ・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
	6 月	○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」（EVOC）を「大阪低公害車コミュニティーシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充	6 月	・第1回「環境の日」
	8 月	○大阪市環境審議会の設置	11 月	・国際エメックスセンター設立
	10 月	○資源ごみ分別収集の全市実施		
	3 月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成7年4月1日施行 ○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示	2 月	・大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定
7 年			4 月	・通産省「電気事業法」の一部改正（卸発電事業の一部自由化：平成7年12月1日施行）

年	月	大 阪 市	月	太 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 7 年	5 月	○「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」策定	5 月	・「大阪府化学物質適正管理指針」 平成 7 年 5 月 1 日施行
	7 月	○「大阪市環境影響評価要綱」制定	6 月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の 促進等に関する法律公布
	8 月	○「大阪市自動車公害防止計画」改定	7 月	・西淀川大気汚染公害第 2 次～4 次訴訟第 一審判決（大阪地裁）
		○大阪市廃棄物減量等推進審議会設置		・国道 43 号線公害訴訟最高裁判決
			9 月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正 （排水水中に含まれる特定悪臭物質に係 る規制基準設定：平成 8 年 4 月 1 日施 行）
	10 月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行	10 月	・自動車燃料に関する許容限度設定
		○廃冷蔵庫（粗大ごみ）からのフロン回収 モデル事業を 2 区において実施		
	11 月	○排出中に含まれる特定悪臭物質に係る規 制地域及び規制基準告示		
		○大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関 する条例・同施行規則施行		
	12 月	○廃冷蔵庫（電気店）からのフロン回収パ イロット事業を 2 地域において実施	12 月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモン トリオール議定書」により、先進国にお ける特定フロン等は 1996 年末に生産禁止 H C F C（代替フロン）は 2020 年に全廃 となる
			1 月	・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要 綱」 平成 8 年 1 月 4 日施行
				・自動車排出ガス量の許容限度設定 （9 年度・10 年度規制）
8 年			3 月	・大阪府フロン対策協議会設立
			4 月	・第 4 次水質総量規制（COD）の削減基 本方針を関係都道府県に通知
	5 月	○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成 8 年 5 月 1 日施行	5 月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 （有害大気汚染物質対策の推進に関する 規定の整備、自動車排出ガス規制の対象 の拡大〔125cc 以下の原動機付自転車追 加〕、建築物解体等の作業に伴うアスベ ストの飛散防止に係る規定の整備他）
		○「A P E C 環境技術交流促進事業運営協 議会」に大阪市参画		
		○リサイクルプラザ赤川開設	6 月	・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を 改正する政令」（地下水の水質浄化に係 る措置命令等）を公布 （平成 9 年 4 月 1 日施行）
	8 月	○「大阪市環境基本計画」策定	7 月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削 減計画」策定
	11 月	○ニューアース' 96（地球環境技術展）に 大阪市参加	2 月	・環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン 及びテトラクロロエチレンによる大気 の汚染に係る環境基準設定」
	2 月	○フロン回収の全市実施	3 月	・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基 準設定」
		○大阪市自主フロン回収検討会の設置		・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車 燃料品質に関する許容限度の一部改正
	3 月	○クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術 交流に関する協定書に調印〔第 2 次〕		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 9 年	4 月	○「大阪市公害防止設備資金融資」の条例改正「大阪市環境保全設備資金融資」として融資対象を拡充 ○大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開館		
	5 月	○「大阪市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」策定		
	8 月	○産業廃棄物実態調査の実施	6 月	・「環境影響評価法」制定・公布
			8 月	・環境庁「大気汚染防止法施行令」の一部改正の公布 （ダイオキシン類を指定物質として指定、一定規模以上の製鋼用電炉及び廃棄物焼却炉を指定物質排出施設に指定） ・環境庁「ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定」 ・環境庁「ダイオキシン類に係る大気環境指針」を設定
			11 月	・「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」制定
	12 月	○「大阪市廃棄物焼却炉に係る暫定指導指針」制定 ○「地球温暖化防止大阪国際シンポジウム」開催 ○「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」大阪市環境審議会から答申	12 月	・「地球温暖化防止京都会議」開催
10 年	4 月	○「大阪市環境影響評価条例」制定	4 月	・「大阪府環境影響評価条例」制定 ・環境庁「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正 （廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等）
			5 月	・環境庁「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針についてー環境ホルモン戦略計画SPEED'98ー」策定
	6 月	○自然体験観察園オープン	6 月	・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要調査項目」を300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定
	7 月	○リサイクルプラザ塩草開設	7 月	・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、底質、水生生物他）」開始
	8 月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定		